

## 令和4年6月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 6月3日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
市長の施政方針並びに提案理由の説明	10
散会	20
◎会議録第2号 6月7日	
議事日程	23
出席欠席者名	23
開議	25
代表質問	25
11番 宇土市政研「志」 野口修一議員	25
1 「安心・安全のまち」を実現する施策について	25
2 「暮らしを守る」施策について	27
3 「仕事を支える」施策について	36
4 「賑わいを創造する」施策について	37
5 「子育て・教育の充実」のための施策について	43
6番 六政会 宮原雄一議員	48
1 「安心・安全のまち」を実現する施策について	48
2 「暮らしを守る」施策について	49
3 「仕事を支える」施策について	49
4 「賑わいを創造する」施策について	49
7番 宇土、みらい 嶋本圭人議員	53
1 「住みよさを実感できるまち」について	53
2 「安心・安全のまち」を実現する施策について	53
3 「暮らしを守る」施策について	53
4 「仕事を支える」施策について	53

5 「賑わいを創造する」施策について	54
6 「子育て・教育の充実」のための施策について	54
散会	62

### ◎会議録第3号 6月8日

議事日程	65
出席欠席者名	65
開議	67
質疑・一般質問	67
10番 檜崎政治議員	67
1 安心・安全なまちづくりについて	67
2 学校給食について	71
4番 西田和徳議員	79
1 住吉漁港の土砂処分場について	79
2 笹原地区船着場の整備について	80
3 熊本県産アサリ貝について	81
3番 今中真之助議員	85
1 新型コロナウイルスについて	85
2 西部地区活性化（振興）対策について	93
1番 佐美三 洋議員	100
1 市施設 網田レトロ館（網田駅舎）を創建当時に近づける ための本格的な修復・改修の必要性について	100
散会	108

### ◎会議録第4号 6月9日

議事日程	111
出席欠席者名	111
開議	113
質疑・一般質問	113
18番 福田慧一議員	113
1 物価高騰対策について	113
2 消費税インボイス制度の実施中止について	118
3 小中学校の健康診断について	121
4 教員不足対策について	123

5	新型コロナウイルス感染症発症防止対策について	124
17番	村田宣雄議員	126
1	人・農地プランの見直しと地域計画について	126
2	緑川河川・浜戸川河川堤防のかさ上げの進捗と今後のかさ上げ計画	131
14番	芥川幸子議員	133
1	市民の手続の負担軽減について	133
2	新庁舎の来庁者に対する配慮について	136
3	子どもの難聴・弱視の早期発見について	137
4	児童生徒の安全・安心確保について	140
5	健康を守るワクチン接種について	142
13番	藤井慶峰議員	144
1	ダイオキシンを含む除草剤である2,4,5-T剤の撤去について	144
2	職員の待遇改善について	147
3	保育園、幼稚園の臨時閉園時の対応について	149
	常任委員会に付託（議案第39号から議案第58号）	150
	常任委員会に付託（請願・陳情）	151
	散会	151

## ◎会議録第5号 6月20日

	議事日程	157
	出席欠席者名	158
	開議	159
	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	159
	（質疑・討論）	161
	各常任委員長報告	161
1	総務市民常任委員長報告	161
2	経済建設常任委員長報告	164
3	文教厚生常任委員長報告	167
	（質疑・討論・採決）	169
	請願・陳情について	172
	（質疑・討論・採決）	172
	議案第59号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	173



第 1 号

6 月 3 日 (金)

# 令和4年6月宇土市議会定例会会議録 第1号

## 宇土市告示第52号

令和4年6月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月10日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和4年6月3日
2. 場 所 宇土市仮設庁舎 大会議室

### 1. 会期日程

(会期18日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
6月3日	金	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 施政方針並びに市長の提案理由説明
6月4日	土		休 会	(市の休日)
6月5日	日		休 会	(市の休日)
6月6日	月	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
6月7日	火	10:00	本会議	代表質問及び質疑・一般質問
6月8日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問
6月9日	木	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
6月10日	金	10:00	委員会	総務市民常任委員会
6月11日	土		休 会	(市の休日)
6月12日	日		休 会	(市の休日)
6月13日	月	10:00	委員会	経済建設常任委員会
6月14日	火	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
6月15日	水		休 会	議事整理
6月16日	木		休 会	議事整理
6月17日	金		休 会	議事整理
6月18日	土		休 会	(市の休日)
6月19日	日		休 会	(市の休日)
6月20日	月	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

## 2. 議事日程

令和4年6月3日（第1号） 午前11時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第38号 財産の取得について

日程第 4 議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第5号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について

日程第 5 議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第6号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7-2号 令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）  
について

日程第 8 議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第8号 宇土市固定資産評価員の選任について

日程第 9 議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第9号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第45号 宇土市条例の読点の表記を改正する条例について

日程第11 議案第46号 宇土市工場立地法地域準則条例について

日程第12 議案第47号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について

日程第13 議案第48号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第49号 宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例について

日程第15 議案第50号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第16 議案第51号 財産の取得について

日程第17 議案第52号 宇土市道路線の認定について

日程第18 議案第53号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

日程第19 議案第54号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に  
ついて

日程第20 議案第55号 令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）につい  
て

日程第21 議案第56号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 5 8 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 9 号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 報告第 2 号 令和 3 年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 令和 3 年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 令和 3 年度宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 7 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 8 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 9 号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 1 0 号 専決処分の報告について
- 専決第 4 号 損害賠償額の決定について

### 3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 4. 出席議員（18人）

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1 番 佐美三 洋 君     | 2 番 小 崎 憲 一 君    |
| 3 番 今 中 真之助 君   | 4 番 西 田 和 徳 君    |
| 5 番 園 田 茂 君     | 6 番 宮 原 雄 一 君    |
| 7 番 嶋 本 圭 人 君   | 8 番 柴 田 正 樹 君    |
| 9 番 平 江 光 輝 君   | 1 0 番 檜 崎 政 治 君  |
| 1 1 番 野 口 修 一 君 | 1 2 番 中 口 俊 宏 君  |
| 1 3 番 藤 井 慶 峰 君 | 1 4 番 芥 川 幸 子 さん |
| 1 5 番 山 村 保 夫 君 | 1 6 番 杉 本 信 一 君  |
| 1 7 番 村 田 宣 雄 君 | 1 8 番 福 田 慧 一 君  |

5. 欠席議員（なし）

6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	杉 本 裕 治 君
企 画 部 長	加 藤 敬 一 郎 君	市 民 環 境 部 長	野 口 泰 正 君
健 康 福 祉 部 長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	小 山 郁 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	山 口 裕 一 君
会 計 管 理 者	野 田 恵 美 さん	総 務 課 長	光 井 正 吾 君
危 機 管 理 課 長	東 顕 君	財 政 課 長	北 谷 太 示 君
企 画 課 長	宮 崎 英 児 君		

7. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん		

午前11時00分開会

-----○-----

○事務局長（江河一郎君） 本日の会議に先立ちまして、去る5月25日に開催されました、第98回全国市議会議長会定期総会におきまして、藤井議員が市議会議員として在職15年の一般表彰、また、中口議長が全国市議会議長会評議員としての功績に対し感謝状を受けられました。

ただいまから、表彰状及び感謝状の伝達式を行います。

初めに15年表彰です。藤井議員、前のほうにお願いいたします。伝達は、中口議長から行います。

○議長（中口俊宏君） 表彰状。宇土市、藤井慶峰殿。あなたは、市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第98回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和4年5月25日。全国市議会議長会会長、清水富雄。代読です。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（江河一郎君） 続きまして、感謝状の伝達でございます。中口議長は、前のほうにお願いいたします。伝達は芥川副議長からお願いをいたします。

○副議長（芥川幸子さん） 感謝状、宇土市、中口俊宏殿。あなたは全国市議会議長会評議員として会の運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第98回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。令和4年5月25日。全国市議会議長会会長、清水富雄。代読です。

おめでとうございます。

（拍手）

○事務局長（江河一郎君） 以上をもちまして、伝達式を終了いたします。御協力ありがとうございました。

-----○-----

○議長（中口俊宏君） ただいまから、令和4年6月宇土市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長が事務報告を行います。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和4年3月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告を作成しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（中口俊宏君） 日程第 1，会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、議長において、2 番，小崎憲一君，17 番，村田宣雄君を指名いたします。

-----○-----

**日程第 2 会期の決定**

○議長（中口俊宏君） 日程第 2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 18 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 18 日間と決定をいたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第 38 号 財産の取得について

日程第 4 議案第 39 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 5 号 令和 3 年度宇土市一般会計補正予算（第 17 号）について

日程第 5 議案第 40 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 6 号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 41 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 7 号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 42 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 7-2 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）  
について

日程第 8 議案第 43 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 8 号 宇土市固定資産評価員の選任について

日程第 9 議案第 44 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第 9 号 令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 10 議案第 45 号 宇土市条例の読点の表記を改正する条例について

日程第 11 議案第 46 号 宇土市工場立地法地域準則条例について

- 日程第 1 2 議案第 4 7 号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 4 8 号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例について
- 日程第 1 5 議案第 5 0 号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 日程第 1 6 議案第 5 1 号 財産の取得について
- 日程第 1 7 議案第 5 2 号 宇土市道路線の認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 3 号 令和 4 年度宇土市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 9 議案第 5 4 号 令和 4 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 0 議案第 5 5 号 令和 4 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 1 議案第 5 6 号 令和 4 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 令和 4 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 5 8 号 令和 4 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 9 号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 報告第 2 号 令和 3 年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 令和 3 年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 令和 3 年度宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 令和 3 年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 7 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 8 号 令和 3 年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 9 号 宇土市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 1 0 号 専決処分の報告について
- 専決第 4 号 損害賠償額の決定について

○議長（中口俊宏君） 日程第 3，市長提出議案第 3 8 号から，日程第 2 4，議案第 5 9 号ま

での22件を一括して議題といたします。

市長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） おはようございます。

本日ここに，令和4年6月市議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様におかれましては，公私ともに御多用の中に御参集をいただき，誠にありがとうございます。

ただいま，全国市議会議長会から在職15年の表彰を受けられました藤井慶峰議員，並びに議長会評議員としての功績に対する感謝状を受けられました中口俊宏議長に対しまして，心からお喜びを申し上げます。市政発展のため，長きにわたり御活躍いただいておりますことに対し，市民を代表して厚く御礼を申し上げますとともに，今後のますますの御活躍を心からお祈りいたします。

さて，私事になりますが，去る3月27日に告示されました市長選挙におきまして，無投票という結果で，4期目の市政運営のかじ取りを担わせていただくことになりました。市民の皆様への負託に応えるべく，引き続き，市民福祉の向上と市政発展のため，粉骨砕身の覚悟で取り組んでいかなければならないと決意を新たにいたしましたところでございます。

はじめに，本年3月30日付けで市監査委員に提出されました地域コミュニティ施設等再建支援事業に関する住民監査請求の結果等につきまして，既に監査委員により，結果が公表されておりますが，改めまして，私から市民の皆様，議員の皆様へ御報告を申し上げます。

この問題は，熊本地震により被災した西岡神宮の神輿庫の再建に関し，市が令和2年度に馬場区に対して支出した宇土市地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金の一部が不当な公金の支出に当たるのではないかということで，住民監査請求がなされたものでございます。

今回の請求に対する監査委員の審査結果は，既に請求期間が消滅した後に提出されたものであるとして，地方自治法第242条第2項に規定する住民監査請求の要件を満たさず，「却下」でございました。しかし，審査過程の中で，この補助金交付に関連しまして，昨年度の決算審査特別委員会，そして12月の定例会における文教厚生常任委員会，さらに前回の定例会における一般質問におきまして，私を含め，執行部が一部誤った御説明を申し上げたことが判明いたしました。その点につきまして，御説明をさせていただきます。

その内容としましては，旧建物の解体時期に関するものでございます。市の事業認定に際し，担当職員が現地を確認した日は，馬場区が補助金申請を行った令和2年7月1日であり，その時点では，既に旧神輿庫は解体されていたと説明しておりました。しかし，今回の住民監査請求を受けまして，改めて，当時，撮影した写真データのメタデータ，いわゆる撮影時に自動的に取得されます撮影日時等のデータでございますが，これを調べたところ，実際に担当職員が現地を確認したのは，補助金申請時の7月1日ではなく，実績報告書が提出され

た7月16日の誤りであったことが判明したものでございます。

7月1日に補助金申請がなされ、その後、7月6日付けで市が補助金交付決定通知書を作成しておりますが、この時点で旧神輿庫は解体されておらず、実績報告書が提出された7月16日までの間で解体されていたというのが実情でございます。

執行部の確認不足と担当職員の記憶違いから、議会の本会議並びに委員会の場で誤った答弁を行ったことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後は、このようなことを繰り返さないように、早急に要綱等を含めた制度の見直しを行い、事業の認定審査に当たりましては、慎重を期し、市政に対する信頼回復に向けて取り組んでまいります。

続きまして、皆様方も報道等で既に御承知のことと思っておりますが、熊本地震の復興支援プロジェクトの一環であります、熊本県が県内各地に設置を進める人気漫画ONE PIECEのキャラクター銅像の10体目として、念願でありました“麦わらの一味”のジンベエが、7月下旬に本市の住吉海岸公園に設置されることが決まりました。ジンベエは、仁義を重んじる大変人気のあるキャラクターで、一味が乗る船の操舵手ということもあり、本市を創造的復興、そしてすばらしい未来へと導き、魅力的な長部田海床路の風景とともに、復興のシンボルとして、多くの方々に親しまれるものと思っております。

それでは、本年6月定例会の開催に当たりまして、提案しております議案の説明に先立ちまして、市長4期目に向けての所信の一端を申し述べさせていただき、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

これまでを振り返りますと、6年前の熊本地震及び豪雨災害以降、災害からの復旧・復興を最優先課題とし、鋭意取り組んでまいりました。そして、ようやく復旧の目途がついたところで、新型コロナウイルス感染症が流行し始めました。この2年間は、新型コロナウイルス感染防止対策に重点を置き、市民の皆様の命と日常生活を守り、事業者の方々の経済活動の継続に向けた取組に尽力してきたところでございます。

このように、突発的に発生した緊急事態への対応に迫られ、この間、市政発展のための施策を十分に実施できず、足踏みせざるを得なかったのも事実でございます。

4期目の市政を担うに当たり、最優先かつ最重要課題として取り組まなければならないことは、収束が見通せないコロナ危機からの脱却であることに変わりはありません。しかし、それに加え、コロナ禍を克服した先にある10年後、20年後の本市を見据えた、「未来につながるまちづくり」も積極的に進めながら、「住みよさを実感できるまち」になるよう、この4年間でその礎を築いていかなければならないと考えております。

その実現のために、私が掲げた4期目のマニフェストに沿って、今後、取り組んでまいりたいと考えております主な施策について、五つの柱を基本として、その概要を御説明申し上げ

げます。

まず、1点目は、「安心・安全のまち」を実現する施策であります。

自然災害に限らず、新型コロナウイルスなど、あらゆる事態への備えを強化し、安心して暮らせる安全なまちづくりを目指します。

直面するコロナ危機への対応として、これまでもワクチン接種をはじめ、経済支援等、様々な形で対策を実施してまいりました。しかし、今もなお、経済的に困窮されている低所得者の方々や、事業者の方々のコロナ禍による影響を最小限に抑え、疲弊した地域経済の回復を図るため、情勢に応じた感染症対策と地域経済の活性化の両立を図ってまいります。

熊本地震からの復旧事業につきましては、来春完成予定の新庁舎建設を残すのみとなりましたが、災害に強いまちづくりへの取組はまだ途上でございます。今後は、市民の皆様とともに、より一層、自助・共助・公助の意識の醸成による防災力の強化を図り、地域社会の様々な場面で、地域防災力の向上のために活動していただく防災士の養成に取り組んでまいります。

水害対策につきましては、県が、船場川下流部の松原排水機場の整備を令和8年6月からの供用開始に向けて急ピッチで進めており、また、網田排水機場の改修も実施する予定となっております。このような中、市では、排水能力向上に向けた網津川下流部の網津第2排水機場の施設整備のほか、戸口防潮堤の整備等を進めてまいります。

また、防災・減災対策として、土砂が溜まっている農業用ため池の浚渫事業の推進、河川防災ライブカメラの増設を検討するとともに、災害時における生活用水の確保のため、避難所への防災井戸の整備のほか、公共施設への太陽光発電システムの増設にも取り組んでまいります。

上水道施設の整備につきましては、配水能力向上を図るため、網津配水池の拡張整備に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、被害の拡大防止について有効な対策の実証等を行い、これまで以上に対策を強化してまいります。

そのほか、現在進行中の防災拠点機能と支所・公民館機能を備えた網田コミュニティセンターの建設につきましては、工事を着実に進め、令和6年度中の供用開始を目指してまいります。

次に、2点目は、「暮らしを守る」施策であります。

人口減少や少子高齢化に対応し、利便性と快適性を備えた機能的なまちづくりを目指します。

まず、複雑・多様化する福祉分野における支援体制の強化を図るため、ふくしの総合相談窓口の新庁舎内への設置について、検討を進めてまいります。

また、高齢者への支援につきましては、様々な交流事業等を展開することにより、一人暮らしの高齢者等が自宅などに閉じこもらず、社会的なつながりや生きがいを得られるよう、寄り添った支援を展開してまいります。

デジタル化への対応につきましては、今年度から企画部まちづくり推進課に新設したDX推進室を核として積極的な取組を行い、住民本位の行政サービスを目指します。併せて、デジタル分野を含む持続可能な社会を構築していく上での目標となる、SDGsの周知・啓発を市民の皆様に見える形で行ってまいります。

道路整備につきましては、今後の土地開発も見据え、中心市街地周回道路の一部となる都市計画道路北段原線の整備に取り組んでまいります。

住環境の整備につきましては、老朽危険空家等を除却する場合に、市がその一部を助成する制度により、安全・安心を確保し、また、活用できる空き家については、幅広い利活用の促進や支援を行ってまいります。

公共交通関係につきましては、地域公共交通の現状や問題点、課題を検証し、利用者にとって利便性の高い、持続可能な公共交通の実現を目指してまいります。

そのほか、市営二の丸墓園における長期賃貸型納骨堂と合葬墓を新設し、現在の老朽化した納骨堂の整備を進めてまいります。

次に、3点目は、「仕事を支える」施策でございます。

地域を支える産業にてこ入れし、豊かな暮らしの創出を目指します。

まず、ふるさと宇土応援寄附金につきましては、昨年度も令和2年度に引き続き、10億円を超える寄附を全国の皆様からいただいております。この応援寄附金は、本市の貴重な収入源であり、市内の地域産業の活性化に大いに寄与することから、本年度も安定した寄附の確保を目指すとともに、新たな物産品の開発による返礼品の拡充や事業者の拡充支援につながる施策を展開してまいります。

次に、本市経済の更なる発展に向け、企業誘致に向けた取組を推進してまいります。台湾の世界的な半導体製造会社であるTSMCの県内進出を好機と捉え、本市において設置した宇土市半導体関連企業誘致等推進本部を核として、関連企業の掘り起こし、誘致などに関する情報収集等を加速化させてまいります。

農業分野につきましては、国が生産力向上と持続性の両立に向けて推進するみどりの食料システム戦略に基づき、地域の実情に応じた多様な生産体制の構築を目指していくとともに、小規模農業組合への支援として、共同利用設備購入等に対する助成制度の創設を検討してまいります。

漁業分野につきましては、熊本県、熊本市、玉名市及び本市の4者が各漁港で浚渫した土砂の共同処分場を住吉地区に設置し、将来的に漁業用地としての利用も視野に入れ、環境評

働等を実施した上で、整備を進めてまいります

また、アサリの復活事業につきましては、県や地元の漁業者、漁協と協力しながら、引き続き、資源回復に向けて、稚貝の育成や漁場の環境改善等に取り組んでまいります。

商業分野につきましては、小規模企業者やネット活用ビジネスに対して、専門的な知識を有する人材を活用した支援を検討してまいります。

また、6次産業や新たな特産品の開発に取り組む事業者に対する支援を継続し、ウトブランドとして市の魅力発信と、地域特産品の販路拡大につながる施策を展開してまいります。

次に、4点目は、「賑わいを創造する」施策でございます。

地域の賑わいを創造し、将来にわたって活力あふれるまちづくりを目指します。

冒頭にも申し上げましたが、10年後、20年後の本市を見据え、将来への布石を打つ施策を積極的に行ってまいります。

まずは、この4年間で、行政主導による土地開発を強力に進めてまいります。これは、民間による土地開発の呼び水とするためのもので、新たな賑わいの創造による地域活性化を目指し、本市の明るい未来を切り拓く鍵となる施策を展開してまいります。

観光の推進につきましては、御輿来海岸干潟景勝地において、来訪者の増加で課題となっていた駐車場とアクセス道路の拡張整備のほか、展望所のトイレの整備を進めてまいります。

また、先に述べましたONE PIECEのキャラクター銅像が設置される住吉海岸公園の敷地内に、民間直売所を誘致することで、更なる誘客の推進を図ってまいります。

さらに、西部地区の観光魅力を向上させるため、宇土マリーナへの宿泊施設の誘致を検討してまいります。

公共施設の整備につきましては、指定緊急避難場所でもある宇土市運動公園と網津グラウンドのトイレを改修するとともに、立岡自然公園駐車場の拡張整備を行い、イベント等における施設利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、5点目は、「子育て・教育の充実」のための施策であります。

子どもを健やかに育てることができ、充実した教育環境の構築を目指します。

まず、子育て世帯への医療面での支援として、医療費無料化を現在の乳幼児から中学生まで拡充することを検討してまいります。

次に、保育園の待機児童対策につきましては、年度当初の待機児童は解消されたものの、依然として年度途中の入所希望による待機児童が発生していることから、安心して子育てができるよう、保育所と幼稚園のそれぞれの所管部署で調整を行いながら、早期解消に向けて取り組んでまいります。

また、放課後児童クラブの定員増への対応や特別支援教育の充実、学校におけるオンライン教育の充実に取り組み、生活に困窮する子育て世帯に対しては、オンライン教育に必要な

インターネット通信料の一部助成や機材貸与も検討してまいります。

スポーツ関係につきましては、ジュニアスポーツにおける全国大会等の出場助成を拡充することで、スポーツで活躍する子どもたちの支援を行ってまいります。

そのほか、新庁舎建設に伴い、機能移転を予定する現教育委員会庁舎につきましては、文化財資料館としての機能のほか、青少年健全育成に資するよう世代間交流ができるサードプレイスとしての活用を検討してまいります。

以上、市政運営における基本的な考え方と主な施策について申し上げましたが、この4年間で蒔く未来への種が、10年後、20年後に「住みよさを実感できるまちづくり」として花開くことを目指し、進取敢為の精神で取り組んでまいり所存でございます。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、先に議決をいただきたい案件がございますので、議案書を二つに分けて提案させていただきます。

まず、議案その1の御説明を申し上げます。

議案第38号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産の取得に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これは、小型動力ポンプ付積載車3台を取得するものであります。消防機能の維持向上を図る必要があることから、速やかに落札業者と本契約を締結し、一日でも早く積載車の使用を開始したいと考えております。そのため、この議案につきましては、本日、議決をいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、議案その2は、専決処分の報告承認関係が6件、条例関係が5件、予算関係が6件、人事案件が1件、その他が3件の21議案及び報告が9件であります。

まず、議案第39号から議案第44号までは、本定例会では間に合わないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものであります。

議案第39号、専決第5号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について。補正額は4億2,321万9千円を増額するもので、補正後の総額は236億5,573万4千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費において、減債基金経費及びふるさと宇土応援基金経費の増額を行っております。

地方債の補正については、文教施設災害復旧事業の変更を行っております。

議案第40号、専決第6号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第41号、専決第7号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第42号、専決第7-2号、令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について。収益的支出における補正額は573万3千円を増額するもので、補正後の総額は10億348万3千円です。これは、消費税及び地方消費税の増額を行っております。

議案第43号、専決第8号、宇土市固定資産評価員の選任について。これは、固定資産評価員である税務課長の人事異動に伴い、後任の評価員を選任したものであります。

議案第44号、専決第9号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。補正額は2億4,206万5千円を増額するもので、補正後の総額は192億5,206万5千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、別館管理経費の増額を行っております。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等の計上を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等の計上を行っております。

農林水産業費では、ONE PIECE熊本復興プロジェクト事業（住吉海岸公園整備）の計上を行っております。

商工費では、ONE PIECE熊本復興プロジェクト事業（ジンベエ像除幕式ほか）の計上を行っております。

議案第45号、宇土市条例の読点の表記を改正する条例について。これは、国の機関において、公用文の作成に係る表記の原則が見直されたことに伴い、宇土市条例の読点の表記を見直すため、条例を制定するものであります。

議案第46号、宇土市工場立地法地域準則条例について。これは、工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第47号、宇土市税条例等の一部を改正する条例について。これは、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第48号、宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について。これは、半島振興

法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第49号、宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例について。これは、宇土市芝光苑を民間譲渡するに当たり、譲渡先法人の候補者の審査及び選定を行うための機関を設けるため、条例を制定するものであります。

議案第50号、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について。これは、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である「小国町外一ヶ町公立病院組合」が令和4年4月1日から「小国郷公立病院組合」に名称を変更したことに伴い、熊本縣市町村総合事務組合の規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第51号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産の取得に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。補正額は9億7,295万1千円を増額するもので、補正後の総額は202億2,501万6千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、総務費では、網田レトロ館整備事業等の計上等を行っております。

民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業等の計上等を行っております。

衛生費では、HPVワクチンキャッチアップ事業等の計上及び清掃総務費一般経費の減額等を行っております。

農林水産業費では、葉たばこ共同乾燥施設整備事業（新型コロナウイルス対策）等の計上等を行っております。

商工費では、干潟景勝地展望広場整備事業等の増額等を行っております。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）等の増額等を行っております。

消防費では、自主防災組織連絡協議会設立支援事業等の計上等を行っております。

教育費では、学校ICT環境整備事業（新型コロナウイルス対策分）等の増額を行っております。

そのほか、繰越明許費について、社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善事業分）の追加を行っております。

債務負担行為については、コンビニ収納に要する経費ほか2件の追加を行っております。

地方債の補正については、社会資本整備総合交付金事業（通学路）ほか7件の追加及び健康福祉館施設改修事業ほか11件の限度額の変更を行っております。

議案第54号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は11万円を増額するもので、補正後の総額は44億9,382万2千円です。これは、国保システム改修及びコンビニ収納導入準備に係る委託料の増額を行っております。

そのほか、債務負担行為について、コンビニ収納に要する経費の追加を行っております。

議案第55号、令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は5万5千円を増額するもので、補正後の総額は38億5,468万1千円です。これは、コンビニ収納導入準備に係る委託料の増額を行っております。

そのほか、債務負担行為について、コンビニ収納に要する経費の追加を行っております。

議案第56号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。補正額は5万5千円を増額するもので、補正後の総額は5億9,740万4千円です。これは、コンビニ収納導入準備に係る委託料の増額を行っております。

そのほか、債務負担行為について、コンビニ収納に要する経費の追加を行っております。

議案第57号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は22万円を増額するもので、補正後の総額は6億6,590万6千円です。これは、コンビニ収納導入準備に係る委託料の増額を行っております。そのほか、債務負担行為について、コンビニ収納に要する経費の追加を行っております。

資本的支出における補正額は、334万4千円を増額するもので、補正後の総額は2億3,831万1千円です。これは、配水管改良工事設計業務委託料の増額を行っております。

議案第58号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。収益的支出における補正額は800万円を増額するもので、補正後の総額は10億316万8千円です。これは、予備費の増額を行っております。

議案第59号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について。これは、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の任期が令和4年6月30日で満了となりますので、新たに委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求められます。

後任の委員には岡崎浩信さんを選任したいので、何とぞ、御同意いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告案件を申し上げます。

報告第2号、令和3年度宇土市一般会計継続費繰越計算書の報告について。報告第3号、令和3年度宇土市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第4号、令和3年度

宇土市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。報告第5号，令和3年度宇土市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。報告第6号，令和3年度宇土市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。報告第7号，令和3年度宇土市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。報告第8号，令和3年度宇土市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

これら7件は，それぞれの会計において継続費繰越計算書，繰越明許費繰越計算書，事故繰越し繰越計算書又は繰越計算書を調製したもので，地方自治法施行令第145条第1項，同令第146条第2項，地方公営企業法第26条第3項，又は地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により，御報告するものでございます。

報告第9号，宇土市土地開発公社の経営状況の報告について。これは，土地開発公社の経営状況について，地方自治法第243条の3第2項の規定により，御報告するものであります。

報告第10号，専決第4号，損害賠償額の決定について。これは，宇土市長の専決処分に関する条例第2条第1号で指定している事項について，専決処分を行いましたので，地方自治法第180条第2項の規定により，御報告するものであります。

以上が，提出しております議案の概要でございます。

どうか，十分に御審議の上，適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号につきましては，会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し，直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって，ただいまの議案第38号につきましては，委員会付託を省略し，直ちに審議することに決定いたしました。

これより，議案第38号につきまして質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので，質疑を終結いたします。

これより，議案第38号につきまして討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので，討論を終結いたします。

これより，採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第38号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長（中口俊宏君） 全員賛成です。

よって、議案第38号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月6日月曜日は、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次の本会議は、6月7日火曜日に関き、代表質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時42分散会

第 2 号

6 月 7 日 (火)

# 令和4年6月宇土市議会定例会会議録 第2号

6月7日（火）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

### 日程第1 代表質問

#### 1. 宇土市政研「志」 野口修一議員

- 1 「安心・安全のまち」を実現する施策について
- 2 「暮らしを守る」施策について
- 3 「仕事を支える」施策について
- 4 「賑わいを創造する」施策について
- 5 「子育て・教育の充実」のための施策について

#### 2. 六政会 宮原雄一議員

- 1 「安心・安全のまち」を実現する施策について
- 2 「暮らしを守る」施策について
- 3 「仕事を支える」施策について
- 4 「賑わいを創造する」施策について

#### 3. 宇土、みらい 嶋本圭人議員

- 1 「住みよさを実感できるまち」について
- 2 「安心・安全のまち」を実現する施策について
- 3 「暮らしを守る」施策について
- 4 「仕事を支える」施策について
- 5 「賑わいを創造する」施策について
- 6 「子育て・教育の充実」のための施策について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小崎 憲一 君
3番 今中 真之助 君	4番 西田 和徳 君
5番 園田 茂 君	6番 宮原 雄一 君
7番 嶋本 圭人 君	8番 柴田 正樹 君

9番 平江光輝君  
11番 野口修一君  
13番 藤井慶峰君  
15番 山村保夫君  
17番 村田宣雄君

10番 檜崎政治君  
12番 中口俊宏君  
14番 芥川幸子さん  
16番 杉本信一君  
18番 福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 頤君	財政課長	北谷太示君
企画課長	宮崎英児君	企画課技術総括	甲斐裕美さん
環境交通課長	松下修也君	高齢者支援課長	久多見さとみさん
子育て支援課長	山口るみさん	農林水産課長	湯野淳也君
商工観光課長	清塘啓史君	都市整備課長	上木淳司君
学校教育課長	池田和臣君	生涯活動推進課長	内田雅之君
文化課長	淵上真行君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 代表質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，代表質問を行います。発言通告がっておりますので，順次これを許可します。

宇土市政研「志」，11番，野口修一君。

○11番（野口修一君） おはようございます。会派，宇土市政研「志」，野口です。6月議会代表質問の機会をいただきありがとうございます。今回は，市長の施政方針と4期目マニフェストについてお聞きしますが，何か参考になるような検証がないと聞く内容が深まらないので，五つのテーマに分け例を挙げて質問していきます。19項目あるので三つに分けてお聞きします。

最初は，「安心・安全のまち」，自主防災組織で活動する防災士についてお聞きします。東日本大震災，熊本地震，九州北部豪雨，西日本豪雨，熊本豪雨と毎年多くの大きな自然災害で，防災士の役割が大きくなっている気がします。避難訓練，避難所運営，日常的な見守りを含め，自らの命を守ることの先導者としての役割です。一昨年，宇土市内在住の防災士の集まりができましたが，コロナ禍でなかなか活動ができていませんし，宇土市の防災士はまだまだ少数です。先進地の松山市は，市民の90人に1人が防災士です。防災士の市の取組に関しては，宇土市防災士の会の代表である宮原議員が後で質問されるので，私は，被災地の防災士の活動例を使って，自主防災組織での防災士の役割について質問します。

まず，西日本豪雨で地区の自主防災組織で防災士の取組が，大雨の深夜に住民全員が避難できた話です。2018年7月，西日本を襲った線状降水帯による大雨水害で，岡山県高梁川上流の川沿いの岡山県総社市下原地区の奇跡の避難のことが，2月21日NHKの「逆転人生」で放送されました。テレビを見ながら自主防災組織が命を救う活動組織になるには，防災組織の中で防災士が中心となる方法で養成すべきと思います。下原地区の自主防災組織は，2013年で半年かけ避難計画と避難路，避難場所を整備し，第1回避難訓練も実施しました。取組の意味を理解している住民も2年，3年と訓練して，それまで大きな水害がないことから，意味はあるのかという疑問の声が聞こえるようになった。しかし，避難訓練は継続が大事なので工夫を重ね，子どもも加わり，お祭りの要素も入れ，2017年には夜の避難訓練も実施しています。そして2018年7月の豪雨となるのですが，災害が起こった夜のことです。1人が夜9時過ぎ，高梁川が溢れそうと防災組織幹部がいる公民館へ知らせ，2階へ避難する垂直避難を役員で地区住民に呼び掛けて回った。公民館に帰り，次にど

のようにするかというときに、避難場所に予定していた高台広場近くのアルミ製品工場が、川から溢れた水が工場のアルミ溶鉱炉に流れ込み、水蒸気爆発を起こした。半径300メートルの家屋に被害が及んだ。工場爆発で予定の避難所に避難できなくなったので、急遽、増水する高梁川の対岸にある市の体育館へ避難することを決断し、市役所へマイクロバスを要請した。大雨の中、午前0時過ぎからピストンで住民避難が始まった。最後に住民がバスに乗ったのを確認して、防災組織役員が各家々に残された人がいないか確認し、体育館へ移動。その後全員の安否が確認できるまで、親戚の家とかに避難している人も含め、体育館にいない人の安否確認を朝8時まで続け、全員無事を確認した。避難した日の未明に川が溢れ、下原地区に押し寄せたところの映像でした。予定していた避難所がなくなり、どうするかに対応も含め、防災士であるリーダーが継続的に訓練したことが、全員の避難を実現できたと思います。しかし、下原地区の高梁川の対岸の倉敷市真備町では、自主防災組織が機能せず、多くの犠牲者が出ました。その違いに注目しています。

宇土市にも防災組織ができていますが、組織のトップは区長です。できれば、防災組織のトップを地域の防災士が務めると交代がないので、継続的な活動が可能になります。宇土市も松山市のように、地区に1人は防災士がいるような養成と活動をしてはどうかと思います。そこで、地区で活動する防災士の養成について考えをお聞かせください。

次の質問は、4期目マニフェストに、避難所に防災井戸と太陽光発電蓄電システムを設置する計画がありますが、避難所に最も必要なものは、私はこれまでの災害ボランティア活動での被災地を検証した状況や設計に関わった病院介護施設の中で、やはりトイレではないかと思います。熊日新聞5月30日の災害後の避難についての記事、資料1です。ここでもトイレの重要性を取り上げられています。市長提案の避難所機能向上で、太陽光発電の蓄電池には寿命があり、数年ごとの交換も必要です。太陽光発電は曇りや雨の日は発電は期待できませんし、費用対効果からも、私が以前に提案した非常用発電装置を充実させるほうが多用途に使い、持ち運びもいいし、それこそ井戸を動かしポンプの電源にもなります。私は昨年先進建設・防災・減災技術フェア in 熊本に、熊本市が設置しているマンホールトイレ、熊本市のマンホールトイレのある避難所の地図を見つけました。資料1の下のほうにあります。結構な数の避難所に準備されていることを知りました。公的避難所の多くが小中学校になるので、6年前のような地震がまた来るとは思いませんが、グラウンドを駐車場代わりにするような人がたくさん集まることも想定すると、マンホールトイレや非常用発電機の整備、さらにそれを動かす訓練も必要と思います。今後、いろいろ必要な装備が出てくると思います。

そこで市長に、避難所の防災機能向上には、今後どんなことを考えておられるか、将来の計画も含め、お聞かせください。

次の質問に移ります。4月1日にたまたま撮影した、空は晴れているのに赤瀬のコンビニ近くの堤防を超える波しぶきの映像です。映像をお知らせができないのでタブレットで見てください。それと写真の資料2です。この日も海岸はたしかに風が強かったですが、空は青く晴れています。もしこれが台風時の暴風雨なら、波も堤防を超えらると思つとぞつとします。次の港の写真は、昨年4月の大潮満潮時の戸口港と長浜港の状況です。このことから、海岸を長く持つ宇土市、内海的に有明海であっても津波や高潮被害が発生します。有明海沿岸は干拓地がほとんどで、特に川と海の汽水域の場所が一番高潮を受けやすい。敷地が一番海面に近い戸口港に関しては、防潮堤建設の取組がこれから計画されますが、長浜港の敷地も国道の路面と変わらない住吉港の堤防は昨年満潮時に海面から1メートル40センチありましたが、コンクリートの防波堤に隙間やひび割れができています。赤瀬港ばかりに頼ることは難しい状況なので、今後津波・高潮対策を計画的に進める必要があります。市長の考える10年後、20年後の海浜部の高潮対策について考えをお聞かせください。

2番目のテーマ、「暮らしを守る」の質問に移ります。

宇土市のごみ分別収集は、先進的と評価が高いのですが、数年前まで生ごみを肥料化する取組をしていましたが、受け入れ企業の廃油垂れ流し事件から会社が廃業したので、今は生ごみは焼却処分されています。しかし、リサイクルの取組として廃油、特にてんぷら油を精製し、ディーゼルエンジンに使用するバイオディーゼル燃料にリユースしていくのは、リサイクルの向上につながっていると思います。

そこで、国の目指す脱炭素化、特にリサイクル率の向上とCO2削減の取組が必要だと思います。私もとても興味がある分野なので質問に加えました。内容について詳しくお聞きします。

次の質問に移ります。バイオディーゼル燃料の取組やごみの分別収集、資源ごみに関してすばらしいと先ほどお話ししましたが、宇土市は脱炭素化の取組の中で不足しているのは、新しい省エネ機器類の導入や新技術の採用の意識が薄いのではないかと思います。本題に入る前に、これまでの事例から、危惧している新技術導入についてです。昨年、やっと宇土市西部地域に光通信網が敷かれ、インターネットのブロードバンド回線がつながり、高速通信が可能となります。しかし、なぜ15年も遅く光通信が来ることになったのか。網津の山側半分と網田全域が、世の中のインターネットの活用自由から取り残されました。また、これは今の話です。宇土市三拾町在住の電気技術者から連絡をいただき、「なぜ宇土市は省エネ対策に取り組みれないのですか。八代市や熊本市は積極的なのになぜですか。」と問い合わせがありました。資料3が宇土市に提示された提案書です。内容は空調のピーク電力を抑制する制御機器を平成31年に宇土市に問い合わせられたときのことをこと細かに説明を受けました。そのときの対応は、「宇土市は、太陽光発電に取り組んでいますから結構です。」だったと

話されました。人吉市にある元オムロン人吉工場の跡を引き継ぐというか、社員は全員同じでやっていることもオムロンの製品や部品を製造していることも同じ電気機器製造会社です。私は話があってから、本当にオムロンの人吉工場か確認に、工場まで週末出向きました。オムロンは切符開発の制御技術の世界的なメーカーで、技術力はピカイチと思っています。平成31年の宇土市の提案には、震災直後ということで制御機器を無料供与する提案もあったと聞きました。資料4は八代市へ提案されたものですが、年間90万円の節電と省エネが実現していて、その制御機器は新庁舎の空調に再利用されています。当時の宇土市の提案は、年間38万円近い節電と省エネの提案だったと聞きました。私が知る二つの新技術の不採用は、光通信と空調機器制御です。てんぷら油のバイオディーゼル燃料に精製する新技術には協力するのに、なぜ新しい技術を敬遠するのか。市長は、インターネットを含め常に進取敢為の姿勢でチャレンジされているのに、果たして市職員の意識はどうかと思うのです。長く高速インターネットを利用できなかった不満もあるので、もう少し前話をします。

1995年に、日経サイエンスが出した20世紀前半に発展進化する21世紀のキーテクノロジーなる本・資料があります。その本に光通信技術を使い、当時の4倍の速度で情報交換する技術が提案されています。現在はその構想をはるかに超える通信速度になっています。その本の情報を基に、私は1999年からインターネットを利用するようになりました。多分、市長はもっと早かったのではと思います。この本が出版されて28年、そこに書かれている様々な新技術は既に達成されたものを含め、どんどん進化を続けています。その中でも携帯電話の発達は予想をはるかに超えています。新技術導入に対し、予備知識が足りないことで、光通信の導入は遅れ、省エネ対策も消極的というか、やらない主義にも思えます。

そこで聞きたいのが、新技術導入の採用と不採用の判断をこれまでどうやってきたのか。特に光通信導入をされなかった経緯を確認することで、次なる新技術にどう取り組むかの工夫が出てくると思います。例えば、人材を雇用するのか、関連大学の研究と連携するのかなどです。次の質問にも関係があるので、世の中に付いていける宇土市役所であってほしい思いを込めて、市長にお聞きします。市長の考える新技術・新サービスの採用と不採用についての考えをお聞かせください。

「暮らしを守る」三つ目の質問は、生ごみ減量化と市民生活のSDGsについてです。以前、生ごみを一般ごみと分けていましたが、現在の状況は環境のSDGsの考えに逆行するような動きになっています。今でも生ごみ減量のために生ごみを発酵させるコンポストや電気乾燥・破砕するごみ処理機購入の補助が残っています。今は仕方なく焼却処分はしているが、いずれ生ごみの堆肥化や乾燥して減量化に取り組むのか。これはもう5年近く宇土市の市民団体宇土市学校給食を考える会が取り組まれている、生ごみの発酵乾燥の肥料を使った無農薬の野菜作り、菌ちゃん農園の活動を先月視察しました。現在のメンバーは女性が中

心ですが、男性も少人数ですが農業に関心のある方が参加され、40人ほどで月2回活動されています。この農法を使用されているのは、環境問題の啓発活動に御一緒したことのあ  
る八代市の市民団体次世代のためにがんばろ会の内田英雄さんが来られています。この循環  
型農業は、畑周りや河川敷で切った雑草を干し、枯草は保水力があるので防草シート代わり  
に野菜の周りに敷くことで、水撒きもしなくてよい、生ごみを発酵乾燥させる肥料以外の肥  
料は使わない。ほかにも除草剤なし、消毒なし、耕作放棄地の解消にもなる一石二鳥どころ  
か一石五鳥のすばらしい活動になっています。八代市の無農薬農園の取組のきっかけは、八  
代市のごみ焼却施設が老朽化して、1戸当たり50グラムのごみ減量を市が呼び掛けたこと  
を機会に、次世代のためにがんばろ会が先進地から学び、生ごみを発酵させるもったいな  
か箱を開発しました。製作に2万円ほど掛かりますが、生ごみの発酵乾燥には電気も必要ない、  
底が地面から浮いているので乾燥するし、臭いもない優れものです。宇土の菌ちゃん農園で  
使われていたもったいなか箱は6年使われています。資料6です。まだ十分使えそうです。  
八代市では、市が1台5千円補助し、1人3台まで補助金が出る。現在八代市でもったいな  
か箱を利用している家庭が約300件、保育園が8件あり、保育園では循環型の野菜作りの  
体験学習も実施しています。上天草市では、もったいなか箱に八代市と同じ5千円を補助し  
ています。宇土市の菌ちゃん農園の説明が長くなりましたが、南段原の上野区長の御自宅に  
ある新しい生ごみ処理施設もったいなか箱は、宇土市の大工さんが作ったもので、本当に臭  
いがしませんでした。

そこで質問ですが、市民生活のSDGsの取組として、八代市や上天草市で普及している  
生ごみ減量と有機肥料製造の取組についての意見と、市民生活のSDGsの視点が10年後、  
20年後の宇土市のごみ処理の考え方についてお聞きします。

次の質問は、新市庁舎完成後の教育委員会の建物の活用についてです。現在の教育委員会  
庁舎は、元税務署だったことから頑丈な造りで、熊本地震の揺れにも耐え、大きな改修をす  
ることなく現在も使われています。今度、教育委員会が新市役所庁舎に移転することから、  
今の施設の有効利用を市長は考えておられていると思います。その活用にとっても興味があり  
ます。

私は、宇土市は古代文明、特に縄文文化の資料が豊富なのに、宇土市には歴史文化を紹介  
する施設が乏しい。教育委員会庁舎の活用には市長がどんな構想をお持ちか、是非お聞かせ  
ください。

次の質問に移ります。次に、教育委員会庁舎の利活用ですが、宇土市の文化や歴史を学ぶ  
機会を増やすことが、市民が郷土への愛着を高め、若者に地元愛が生まれ、市外へ行かずに  
宇土市で頑張ろうという気持ちになります。教育委員会庁舎の再利用を機会として、1か所  
ではなく、図書館や公民館、新市庁舎、市民会館、さらには各学校の図書館を充実させ、市

民一人一人に宇土市の文化と歴史に触れる機会を増やすことが必要と思います。例えば先月、文教厚生常任委員会で訪問した愛知県豊橋市の地方創生の拠点「emCAMPUS」は、5階建ての建物で、1階には物産館や地元の食材を使った食事スペース、さらに屋上には東三河の農産物が栽培され、見学もできる。4階は若い世代や企業が交流できるコワーキングスペースもある。でもその中心は、若者が興味を持つデジタル図書や新しい本がたくさんあることもですが、広い学習スペース等を自由に使える多様な交流スペース、安い費用の飲料や軽食もある、ミニイベントも使える広い階段のある図書館です。資料7の階段を行った向かいに出来立てのコーヒーが買える売店があります。午後4時頃現地に着いたのですが、中高生の多さに驚きました。要は、若い世代が集まりやすい、集まりたい空間に文化や歴史に触れる機会を増やすようにする、そのような場所を設け、パネルやイベントを行う。児童や学生たちが宇土市へ興味を持つようになると思うのです。あとで、市庁舎の市民交流スペースの使い方も聞きますが、武雄市図書館のような県外からの観光客で満席になるような文化施設ではなく、宇土市民が常につどい、語れる、中高生や若者がたむろできる空間が宇土市に必要と思います。この考えに対する市長の意見をお聞きします。

次の質問は、私が市議1期目から取り組む男女共同参画社会づくりに関することと、高齢者の生きがいがづくりについてです。

男女共同参画法が施行されて30年が過ぎます。いまだに男女の格差は歴然と残っていると感じます。岸田総理が男女の賃金の内容を公開するよう求める方針を示されましたが、どれだけ企業が動けるか不明です。しかし、政府の発言では、地方自治体職員や地域団体職員、さらには地域活動の男女の役割にも今後注目が集まると思います。男女共同参画の意識格差が大きいのは高齢者世代です。高齢者の生きがいがづくりの活動を見ていると、公民館等が企画する様々な催しに参加するのは、その多くが女性です。先月実施したうとフットパス協会の新コース「轟・栗崎コース」のモニタープランの参加者の9割が女性で、平均年齢は70歳を超えています。男女共同参画社会づくりと高齢者の生きがいがづくりは複雑に絡んでいて、若い時期から男女と一緒に様々な行事等で交流ができていれば、高齢者の生きがいがづくりにも多様な人が参加し関わるができると思います。

そこで市長に尋ねるのは、地域に根差す男女共同参画社会づくりと、高齢者の生きがいがづくりに男性も増えるにはどうすればよいか見解をお聞きします。

ここで、1回目の答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 宇土市政研「志」、野口議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、最初の質問でございますが、防災組織で活動する防災士の役割についてでございます。

防災士とは、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した人となります。

この防災士の活動によりまして、全国各地で頻発する災害から多くの人の命が救われたという事例も、先ほど議員の御紹介もありましたように報告されているところでございます。

防災士の役割は、防災の知識を活かして、まず自分が動き、そして周囲を動かすリーダーシップであると認識をしております。災害発生時や被害が予測される場合など、防災士がリーダーシップをとり、避難誘導など積極的に声をかけることで、多くの住民の命を救うことにつながることを期待をされます。また、平常時は、防災士がリーダー役を果たし、継続的に防災訓練などを実施することで、地域住民の防災に対する意識の醸成が図られ、地域の防災力の向上につながるものと考えております。

このように、地域防災力の向上のために重要な役割を果たすことが期待される防災士の養成というのは、宇土市にとりましても大変重要な取組だと認識しております。防災士を育成し、各地域の自主防災組織や現在7校区で設立を目指しております自主防災組織連絡協議会の運営や活動におきましても、防災士の方にリーダー的役割を担っていただきたいと考えております。

本市では、令和元年度から消防団幹部に対し、防災士の資格取得の助成を実施しており、これまでに21名の消防団幹部経験者が防災士の資格を取得されておられます。ただ、大事なのはそこではなくて、広く一般の方々にも防災士の資格を取得していただくことだろうと思っております。地域防災力の向上のために、志と使命感を持って活動していただきたいと、そういった方が増えていただきたいということで、第4期市長マニフェストでも、今後4年間で60人程度の防災士の育成を目指しているところでございます。

まず、今年度の取組としまして、多くの宇土市民の方に防災士の資格を取得していただけるよう、熊本県が防災士を養成するために開催している熊本県地域防災リーダー養成講習、火の国ぼうさい塾であります。これを宇土市で開催するということを今目指して、県と協議を進めているところでございます。

続きまして、避難所の防災機能向上についてお答えをいたします。

本市では、6年前の熊本地震の折、下水道は無事でしたが、断水のためトイレが流せないなど、生活用水が不足する事態が発生しております。

そこで、発災後の避難所等における生活用水の確保など、避難生活が長期化した場合でも生活が送れるよう、防災井戸や防災トイレ等の整備が必要と考え、平成30年3月に策定した宇土市復興まちづくり事業計画に記載し、その計画を基に整備計画を立て、昨年度、網津防災センターに手押し式の防災井戸を整備してきたところでございます。

今後も、主要指定避難所への防災井戸の整備を計画しておりまして、今年度はe c o w i n宇土アリーナと花園小学校の2か所、令和5年度は、市役所新庁舎駐車場と走潟小学校の2か所、令和6年度は、緑川小学校、以上、計6か所に防災井戸の整備を計画しております。

また、防災トイレにつきましても、令和3年6月定例会の野口議員の一般質問に対する答弁と重複しますが、現在建設中の新庁舎の駐車場敷地内にマンホールトイレを5基整備する計画となっております。整備するトイレは、汲み取り式マンホールトイレでありまして、1基当たり1日に100人使用した場合、3日から5日間に対応可能となっております。メリットとしまして、他の種類と比べ、停電や水がない場合、また下水道施設が被災した場合でも使用できるということでありまして。

同じく、現在、建設計画中の網田コミュニティセンターにおきましても、雨水利用型のマンホールトイレを2基整備する計画としております。

次に、備蓄倉庫につきましても、地震がいつ起こるか分からないような災害では、非常食などを事前に準備することが難しいことから、より迅速な対応を図るため、現在、備蓄倉庫がない主要指定避難所への追加整備を計画しております。

今年度は、武道館と花園コミュニティセンターの2か所、令和5年度は、走潟小学校、令和6年度は、緑川小学校、計4か所の追加整備を計画しております。

また、太陽光発電蓄電システムにつきましても、今年4月に、網津防災センターと老人福祉センターへの設置が完了しております。現在、建設計画中の網田コミュニティセンターにおきましても設置を予定しておりますし、福祉避難所でもあります保健センターにおきましても、現在、設置に向け検討しているところでございます。

最後に、避難所における感染症対策としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用しまして、間仕切りテント134基、マット330枚を整備し、各主要指定避難所に配備したところでございます。

続きまして、本市の沿岸部の高潮対策についてでございます。

まず、戸口地区の対策については、網田漁港海岸保全施設であります昭和40年建設の戸口防潮堤及び平成20年建設の戸口浄化センターB護岸の整備を、国の農山漁村地域整備交付金を活用し実施してまいります。整備スケジュールとしましては、今年度に地質調査・測量・設計を行い、令和5年度からかさ上げ工事に着手する予定としております。

次に、長浜地区及び住吉地区の対策については、各漁港海岸保全施設の多くが昭和62年以前の建設当時の基準で整備された施設であるため、現在の異常気象に対応した施設への整備を検討する必要があると考えております。そこで、各施設の整備については、漁港海岸寿命化計画の見直しも含めて、計画的に進めていく必要があると考えております。

なお、高潮対策を進める上では、整備方法や費用の面で、多くの課題がありますので、こ

の現状を地元行政区などと協議・検討を行っていくとともに、国や県に地域の現状を伝えていく必要があると考えております。また、防潮堤などハード面の整備と併せて、災害時の避難などソフト面も重要となりますので、ハード・ソフト両面から効果的な対策を進めていくことが必要であると考えます。

今年度から着手する戸口地区における高潮対策事業を始まりとして、今後も本市沿岸部の高潮対策について、鋭意検討を進めてまいります。

続きまして、リサイクル率の向上とCO<sub>2</sub>削減の取組についてお答えいたします。

廃棄物の減量化対策としまして、平成10年度から燃えるごみ、燃えないごみとともに資源ごみの分別収集を開始いたしております。

分別収集の品目としましては、平成10年度の開始当初は、段ボールや新聞紙などの6種類、平成12年度にペットボトルなど7種類を追加、また、平成15年度からは、現在、休止中となっておりますが、生ごみの分別収集を開始しております。

その後、平成17年度に蛍光管、平成23年度から資源ごみの収集とは別に、週1回の容器包装プラスチックの収集を開始、平成24年度に廃食用油など2種類、平成27年度に乾電池を追加し、現在17種類の資源ごみの分別収集を行っております。後で述べますが、特に廃食用油はバイオディーゼル燃料としてリサイクルし、旧庁舎の解体工事を行った際、重機燃料として活用したほか、現在も市の公用ダンプトラックの燃料として活用しております。

今後の取組といたしましては、令和4年4月1日から施行されました、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、容器包装以外のプラスチック使用製品についても分別排出を促進していくこととしております。そのほかリサイクル率を高めるために、一般家庭が分別しやすいようなごみ収集の手法を工夫すること等を検討してまいります。

今後も引き続き、分別収集や市民が気軽にリユース・リサイクルに取り組めるような環境を整えることにより、リサイクル率の向上とCO<sub>2</sub>削減を図ってまいります。

次に、次世代の新技术採用・不採用についてお答えします。

議員から御紹介がありましたバイオディーゼル燃料のリサイクルについては、2012年から本庁舎や支所の前に専用の回収ボックスを設置し、家庭から出る廃油を年間約2トン回収しておりました。平成28年熊本地震発生後、この廃油をバイオディーゼル燃料に精製し、損壊した旧庁舎の解体工事の重機用の燃料として活用しないかという提案をいただいたことをきっかけに、現在では年間約3.5トンの廃油がバイオディーゼル燃料としてリサイクルされております。

このほかにも、ecowin宇土アリーナには、高い省エネ効果を発揮するハイブリッド空調システムのエコウィンを設置するなど、全国的にも先進的な取組を実施しておりまして、市として新しい技術やシステムに対して、敬遠するスタンスをとっているというわけではな

いと思っております。

しかしながら、先ほど議員から御指摘がありましたとおり、技術は日進月歩でございます。常にアンテナを張り巡らす必要があると考えております。新しい技術やシステムが市にとって有益であると判断したならば、是非私からも職員に提案を行い、また職員からの意見も出しやすい、採り入れやすい風土をつくっていきけるよう努めてまいります。

続きまして、生ごみの減量化と市民生活のSDGsについてお答えいたします。

ごみの減量化と循環型社会の実現を目指すため、平成15年度から生ごみの分別収集を開始いたしましたが、平成31年3月の事業者からの受け入れ中止通知に基づき、現在生ごみの分別収集は行っておりません。

今後、生ごみの分別収集を再開するには、受け入れ先事業者の確保が必要となります。しかし、現状県内の受け入れ先が菊池市や芦北町に位置しておりまして、そこに搬入することになれば輸送にかなりの時間を要するため、再開については容易ではない状況であります。今後、令和6年には新クリーンセンターも開業いたしますので、生ごみの取扱いについて、宇城広域連合や構成3市町で協議を行ってまいりたいと思います。

また、個人や団体が行っている生ごみの堆肥化活動については、ごみの減量化につながり、かつ、地球にも優しい活動でございます。市としましても、何らかの形で推奨していく必要があると考えております。例えば、環境学習の一環として、市内の保育園等の施設に個人や団体の取組内容を紹介・あっせんし、補助金を活用していただくなど、ごみの減量化につながる市民のSDGs活動を支援していくための新しい施策を今後検討してまいります。

御紹介いただいたもったいなか箱についてですが、私も見せていただきました。大工さんが作られたものでございましたが、これについても市のほうでは助成をしております。ただ、それがなかなか周知されていないといえますか、広まっていないのかなという点もありますので、やはり活動を周知していくというのが非常に重要ではないかなと、今考えているところでございます。

続きまして、教育委員会庁舎の再利用についてお答えします。

新庁舎へ移転後の現教育委員会庁舎の活用については、サードプレイスの機能を備えた施設としてリニューアルし、有効活用を図りたいと考えています。このサードプレイスという言葉は、自宅であるファーストプレイス、職場や学校等のセカンドプレイスに対し、居心地の良い第三の居場所という意味で用いられております。

現段階の計画では、教育委員会庁舎1階部分は、青少年が安心して過ごすことのできる、異世代との交流スペースとしての活用を考えています。また、2階部分には、宇土市内の遺跡から出土した考古資料や古文書、絵画資料等を展示し、宇土の歴史や文化を学ぶことができる資料館的なスペースを整備する予定です。このサードプレイスに来た人が、気軽に歴史

にも触れていただくというようなところも当然この一つとして考えております。

今後の取組につきましては、今年度中に庁内協議を進めて、施設の機能や有利な財源の活用等を検討し、事業計画を立てるとともに、類似施設の現地調査を行う予定となっております。

次に、文化と歴史を学ぶ場の必要性についてお答えいたします。

現在、宇土の歴史や文化を学習できる施設として、市立図書館郷土資料室や教育委員会1階のうと学資料室があります。郷土資料室では、主に、宇土市内の遺跡から出土した考古資料を展示しています。また、うと学資料室では、宇土の歴史・文化に関する出版物や新宇土市史編纂事業等で収集した歴史資料を閲覧することができます。

そのほか、大太鼓収蔵館や網田焼の里資料館では、国重要有形民俗文化財である宇土の雨乞い大太鼓や網田焼を展示・公開しており、現存する県内最古の武家屋敷旧高月邸では、日本最古の現役上水道である轟泉水道の井戸を間近で見学することができます。

今後は、これらの施設の展示内容等をさらに充実させるとともに、宇土の歴史・文化に関する情報を数多く公開している市ホームページのデジタルミュージアムの活用を通じて、議員が御提案されているように、多くの市民に対して宇土の歴史や文化を知る機会をより積極的に提供したいと考えております。

また、宇土市民が常に集まれる空間が、宇土市に必要なとの御意見でございますが、先ほど答弁しましたように、教育委員会庁舎をサードプレイス機能を備えた施設として改修する計画を進めております。そういう意味で、市民が気軽に立ち寄り、交流・学習できる空間としてリニューアルしたいと考えております。一方で、図書館も郷土資料室が移る形となりますので、このスペースを単なる本を置く場所ではなく、かつ図書館に来てゆっくりできる場所、図書館内のサードプレイスといいますか、そういった意味合いで活用できないかなというところも今考えているところでございます。

次に、男女共同参画社会づくりと高齢者の生きがいづくりについてお答えをいたします。

まず、本市における男女共同参画推進については、平成31年3月に策定しました第3次宇土市男女共同参画推進計画、令和元年度から令和8年度まででございますが、これにおきまして具体的な取組目標を設定し、計画の実現に向けて計画的に推進しているところでございます。

今年度は、市民意識調査を実施し、特に若い世代の市民の皆様から寄せられた御意見を参考に、引き続き、男女が自分らしさを発揮し、共に自立し、支え合う多様性に富んだ活力ある地域社会の実現を目指したいと考えております。

高齢者の生きがいづくりにつきましては、老人クラブ連合会と連携し、eスポーツを取り入れた「頭と体の体操・つながる広場」の開催や、特技をお持ちの高齢者の方を講師とした

講座の開催などにより、閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者の外出機会の創出や、高齢者による新たな活躍の場を提供していきます。

その中で、男性向けの簡単・便利な料理教室あるいは掃除教室など、男性の家事力向上を支援し、男性にも関心の深いテーマにすることで、多くの男性が参加していただける講座を開催していきたいと考えております。この講師は、高齢者にお願いをするというのが位置づけでございます。

ここまでの点は、以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで暫時休憩をいたします。10時45分頃から会議を開きますので、よろしく願いいたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----  
午前10時42分休憩  
午前10時46分再開  
-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問を続行いたします。

宇土市政研「志」、野口修一君。

○11番（野口修一君） 質問を続けます。

TSMC進出効果の分析と取組内容についてです。かつて九州は、シリコンアイランドと言われるほど半導体を製造し世界へ輸出した歴史があります。東アジアから南アジア、インドを代表として現地製造に切り替わり、それに付随するように関連する企業が国外へ移転し、さらに稼ぎ頭の半導体も東南アジアへ移転が続きました。日本のバブル経済が失われて10年とも20年とも言われる間に日本からどんどん技術が海外へ輸出します。しかし、ウクライナ侵攻以前に決定されたソニーとTSMCの菊陽町の新工場建設は大きな話題とともに、ウクライナ侵攻からますます半導体の国内生産が重要になってきています。市長が言うTSMCに対する熊本県内の反応と取組状況を、分かる範囲でいいのでお聞かせください。

次の質問は、企業誘致についてですが、これまで宇土市で行われてきた企業誘致の優遇策については、総合的な検証は嶋本議員がされるので、私はTSMC関連に特化した内容で質問します。TSMC進出は、熊本県内に限らず九州にある通信関連企業や半導体製造、流通、中国の貿易に関係する企業も注目をしています。実は、先月の文教厚生常任委員会の視察から帰った翌日に、横浜在住の中国四川省の成都市出身で、若い頃は中国高官が政府代表として日本に来られるときに、通訳をしていた女性から電話が入りました。用件は、半導体製造に必要な資材をTSMCに納入している上海の企業が、東京進出の準備をするので、製造技

術者を短期で必要なので人材派遣会社を紹介してほしいという内容でした。話を詳しく聞くと、中国の企業もTSMCとの縁をつないで、九州や熊本で拠点をつくる動きで忙しくなっていること、日本企業もうかうかしてられないと感じました。なぜ私に連絡が来たかですが、この女性はいつい最近まで熊本在住で、30年前、熊本県が主催したベンチャー支援事業起業塾からの御縁です。熊本に進出したい上海の企業が、今は横浜で隠居している元地方官僚が熊本に長く住んでいたということを知りつけ、アポを取ってくるほど急いでいるのだろうと推測します。ちなみにこの女性は、通訳との貿易支援活動でトヨタに見込まれ、マイクロバスの組み立て工場を生まれ故郷の成都市へ誘致して、成都市からマンション1戸成功報酬にもらわれるような人です。この方から、佐賀も熱心に動いているよと聞き、佐賀県の自治体を調べていて、神崎市が企業誘致に熱心であることを知りました。また、先月にはBSの移住をテーマとする番組でも取り上げられました。そのときにも紹介された佐賀市、神崎市の企業誘致の主なものが、固定資産税5年間全額免除、10年間まで半額、雇用奨励金一人当たり50万円、工場・オフィス等の賃料2年間50%助成、電気・水道使用料3年間最大50%助成などの優遇策で、企業誘致に成果を上げています。宇土市も県内の市町村だけでなく、九州の他市とも差別化するような優遇策を打ち出すべきと考えます。

そこで、ハイテク企業やソフト開発会社が相次いで進出する神崎市の企業誘致策について、宇土市で検討する価値はあるか、さらに強い優遇策を取る考えはあるかについてお尋ねします。

次の質問は、ネット活用ビジネス支援についてです。宇土市の西部地区にやっと光通信網が敷かれ、いよいよインターネットがフル活用できるようになりました。しかし、このツールはどう使うかが大事です。活用できる人材の育成が最も重要と思います。今年の地域おこし協力隊の募集要件はY o u T u b e rとお聞きしました。市長もインターネット活用の様々なアイデアがあると思いますが、15年遅れた宇土市の西部の活性化にネット活用ビジネスが最も有効と考えます。市長の考えるネット活用ビジネスに関して、海浜部から平地、山間地までの網津・網田地域の支援策についてお尋ねします。

4番目のテーマ「賑わいを創造する」についてです。

まず、長部田海床路の映像と写真資料8を見てください。映像は、タブレットの中にあります。録画は5月16日夕方、海の仕事を終えて海床路を港へ向かうトラックの映像です。写真は、昨年10月28日夕方撮影したカップルが海床路の中間ほどで見つめ合う写真です。本当に同じ場所を帰りのトラックと夕方交差する状況が起こります。ここ三、四年前から夕方になると三角線の住吉駅を5時半ごろ降りてきて、長部田海床路まで歩く人たち。ダイヤ改正で6時半の上りが7時近くになり、時間にゆとりもでき、インスタ映えする写真をゆっくり撮影して、7時前の上り列車に乗車する若い観光客が急に増えました。インスタ映え

するベストシーズンは3月、4月、5月の夕刻にあたるので、列車時刻がうまく合っているのも要因かと分析しています。防犯パトロールで時折回るのですが、平日回りましたときに一度熊本市内の女子高生の制服を見かけたので、「宇土市の人ですか。」と聞くと、「いえ、学校帰りに宇土市の友だちと来ました。7時の上り列車で熊本市へ帰ります。」と話していました。

話は変わりますが、増え続ける観光客を地域活性化につなげられないか常々考えます。私たちの会派がやっていた軽トラ市の取組は、まだまだ長部田海床路がそう人気がなかったころ始めたのですが、最近は結婚式の撮りに来るカップルもいるほど人気の観光地になりました。課題は、漁業者とどう共存共栄をしていくかです。御輿来海岸の人気と併せるように相乗効果で徐々に増えてきた観光客です。この両方の干潟は、漁師さんたちが生活の糧を立てる営みがいにしへの時代から続いてきました。観光と漁業の共存共栄が求められます。どこの観光地でも起こることです。

そこで、日本一長い住吉海岸公園から干潟の漁場の道、長部田海床路の観光客増加と、漁師さんたちの仕事の共存共栄ができるようにするのに、市長はどう考えておられるのか。将来展望も含めお聞かせください。

次の質問は、マリーナへの宿泊施設誘致についてです。最近、マリーナ広場には、デイキャンプをする家族連れや一人キャンプの方を見かけるようになってきました。それと、今はサッカーの大会会場になるのは以前から御存じと思いますが、ここに2年ほど宇土市外のクラブチームが練習試合や合同練習会に頻繁に使うようになってきました。知り合いからも「もう試合やっているね。」と言われることも多くなりました。少年サッカーで、マリーナが活性化するのを感じます。宇土市サッカー協会は、地蔵祭りサッカー大会、宇土市長杯ジュニアサッカー大会、ヨーロッパで活躍する植田直通選手がスポンサーの小学6年生大会をマリーナ広場で開催しています。市長の提案にあるマリーナの宿泊施設誘致に関して、賛成の意味も込めて少し意見を述べてから計画についてお尋ねします。

私が始めた歩く観光で、一泊二日で宇土半島を1周するときの宿は、三角町郡浦の中山間地にある宇土市出身の女将が切り盛りする素泊まり宿サイハテに協力してもらっています。一泊素泊まりで2,500円、イメージは昔のユースホステルみたいな宿で、数日連泊する人も多いと聞いています。それと、これはコロナ禍になってから、宇土半島を住吉から松合へ行く自転車のグループが増えていて、今週は何度も見かけました。乗っている自転車は昔流行っていたスピードの出るロードレースタイプではなく、タイヤの大きいマウンテンバイクタイプが増えました。タブレットに載せた記事は、天草地域は、自転車愛好者を増やすことに取り組み始めたとの内容のものです。天草に行くには、宇土半島の北岸か南岸を通り向かいます。南岸には素泊まり宿サイハテがあるので利用するでしょうが、結構な坂道を上ら

ないと着きません。もしマリーナにバイクツーリングやサイクリング客が泊まれるような宿ができるとありがたいです。宇土フットパス協会の宇土半島一周ロングフットパス50キロは、マリーナに宿ができると2日間で50キロ歩くのではなく、15キロ、18キロ、17キロで二泊三日のモニターツアーが組めます。その距離なら、一般のウォーカーも歩ける距離になります。サイクリングに関しては、走潟地区の方から緑川堤防を通るサイクリングロードの整備を提案されていて、金子総務大臣が日本サイクリング協会の副会長と知り、一度サイクリングロード整備のことを尋ねたことがあります。宇土市西部に気軽に使う宿ができると、自転車やバイクさらにウォーカーが利用すると思います。そこで、市長の考えるマリーナに宿泊施設の誘致の計画はどんなものかお尋ねします。

次の質問は、新市庁舎の市民交流スペースについてです。私はまちなか図書館、まちなか歴史館などの文化的な要素を加えた市民交流スペースで、若者の伝えたい仕掛けが必要と思います。前に紹介した、豊橋市に新しくできた「emCAMPUS」内にある豊橋市まちなか図書館は、平日は中高生が集まり、まさに交流する場になっています。市民交流スペースというただの広場ではなく、やはり仕掛けが必要と思いますが、市長の考える市民交流スペースの活用についてお聞きします。

ここで、2回目の答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

まず、TSMC進出効果の分析と取組内容についてでございます。

報道等で御存じのとおり、菊陽町の第二原水工業団地に、台湾の世界的な半導体製造会社でございますTSMCが進出をいたします。令和6年には半導体の生産を開始する予定であるということで、現在、急ピッチで工場が建設されています。

TSMCの進出に伴いまして、熊本県をはじめ熊本市、八代市、菊池市、山鹿市、大津町、西原村など、県内多くの市町村において、推進本部などの設置が進んでいるところでございます。

また、熊本県には、半導体関連企業から工業用地の問い合わせが相次いでおりまして、県内には適地が不足している状況だと聞いております。そこで、熊本県では企業需要に対応するため、大規模な県営工業団地を2か所整備することとしています。そのほかに、玉名市などにおいても工業団地の整備を進めており、企業誘致を推進しています。

さらに、国際貨物量の増加に対応するため、八代港と熊本港への航路の新設や増便を計画しています。空路においては、現在、台湾南部の高雄のみの路線しかない国際便に加え、台北・桃園便も開設する予定ということです。

これらのほかにも、熊本県内の各所においてTSMC進出に関連する対応が行われている

ところでは。

本市においては、本年2月に宇土市半導体関連企業誘致推進本部を設置しまして、情報の共有や対応窓口の一本化・可視化を図っているところでございます。また、本年5月には、TSMCに関連すると思われる市内企業42社に対して、TSMC進出に関する意向調査を実施し、企業動向の把握に努めているところでございます。やはり情報収集や具体的な取組に関しては、全庁横断的な対応する必要があると考えておりまして、先ほど申しました推進本部の推進部会設置の検討を踏まえまして、TSMC進出によるプラス効果を、何とか宇土市に持ってきていたいと考えているところでございます。

次に、県外企業を呼び込む優遇策についてお答えいたします。

本市の企業誘致に係る優遇制度としては、対象要件にもよりますが、主なものとしまして、固定資産税の3年間全額免除、その後3年間半額、雇用奨励金一人当たり30万円、用地取得費奨励金、用地取得価格20%、上限3億円、給水加入金交付金全額などがございます。

先ほど御紹介がありました佐賀県神埼市の優遇制度と比べまして、用地取得費を除けば、神埼市のほうが上回っているということでございます。

優遇制度は、各市町村が独自に定めているものでございまして、それは市町村ごとに地勢や条件などが様々であるためだと考えております。その地域に見合った制度を研究し、設置することが非常に有効だと思っております。まずは、こういう制度があるということを知ってもらうことが肝要でございます。本市への企業誘致を促進するため、現在の優遇制度の情報発信の強化を進めてまいりたいと思っております。具体的にいろいろな話があれば、それはそれで個別に一生懸命、新たな制度も含めて考えていくというようなスタンスだと思っております。

続きまして、インターネットを活用したビジネス支援でございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大している時期では、感染対策のために事業所の時短営業などの社会的な人流の抑制策が実施をされました。特に、サービスや販売等を対面のみで行う事業者の方は、売上げが激減するなど大変な状況だったことが考えられます。そのような中、インターネットを活用したサービスの提供や販売などの事業を導入していた事業者の中には、非常に大きく業績を伸ばし、急成長した事業者もあるようです。このことから、ウィズコロナの環境下で、持続して経営ができる事業形態、いわゆるインターネットビジネスへの対応も非常に重要だと考えております。

御質問にもありますとおり、網津・網田地域のブロードバンド整備が非常に遅れましたが、何とか終わったことによりまして、一応、市内一円のネット環境が整ったところでございます。インターネットに関しては、地域の偏りだとか、田舎だから都会だからというハンデが非常に少ないというのも事実でございまして、宇土市内でも全体の準備が整ったというふう

になろうかと思えます。

商工業者への支援としましては、事業者のニーズを把握することや先進的な取組の調査・研究、地域おこし協力隊の活用も考えながら、まずは専門的な知識のある宇土市商工会との連携によるインターネット関係の研修等も検討してまいります。

また、農林漁業者向けの支援として、地域活性化起業人制度の活用を検討しております。

地域活性化起業人制度とは、総務省が所管する事業で、三大都市圏に所在する民間企業等から人材を派遣していただき、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化につながる業務に従事するものとなっております。

この制度を活用して、地域産品の開発やインターネットを活用した販路拡大等を想定しておりまして、農林漁業者の要望に応じながら支援できればと考えているところでございます。

ここ数年で、個人消費をはじめ、物流の形が大きく変わり、サービスの提供や販売におけるインターネットの利用は増大し、ビジネスの手段として欠かすことができないものとなっております。今後も、他自治体の事例などを参考に、市内事業者の皆様の売上げの増加につながるような支援について検討してまいります。

続きまして、長部田海床路の漁業と観光との共存共栄についてお答えをいたします。

御質問のとおり、近年、長部田海床路には多くの観光客が訪れており、海床路の通行可能な時間帯は干潮時であることから、漁業者と観光客がちょうど行き来される状況がよくあるとお聞きしております。観光で訪れた歩行者は、海床路内で写真撮影をして、それをSNS上などで拡散されたことで、知る人ぞ知る観光名所となったことで観光客が急増しているということだと思えます。

本来、この長部田海床路は、漁業者の漁業用道路として整備された施設であるため、海床路入口には、住吉漁協により一般車両進入禁止の看板が設置されておりますので、一般車両の進入は見受けられませんが、観光客の徒歩での立ち入りは住吉漁協の御厚意で認められているのが現状でございます。

今後、海床路を利用される漁業者と観光客のトラブル等が懸念されますが、その防止策としましては、海床路へ観光客が入られる際に、漁業者の妨げにならないように、市側で注意事項等を記載した多言語表記の観光案内板を設置したり、必要に応じて交通誘導員等の配置を行いたいと考えております。

この地の観光地化は、一見、地元漁業者にとってはメリットがないように思われると思えます。しかし今後は、これまでの漁業としての営みだけでなく、漁業の新たな視点として観光業へ目を向けることで、観光サービスを通じて漁業に関心を持ってもらえることができ、新たなビジネスチャンスが生まれ、ひいては住吉地域の活性化につながる可能性を秘めていると思えます。

今後、本市としましても、漁業者の意見等を把握するために、住吉漁協との連携もこれまで以上に強めるとともに、観光客の受け入れの形を模索していきたいと考えております。

続きまして、宇土マリーナへの宿泊施設の誘致についてでございます。

宇土マリーナは、熊本市内からも近く、身近に海を感じられることや広い芝生広場もあることから、年間を通して来客が多く、令和3年度には、市内外からの入場者数が約5万人という報告を受けており、特に気候の良い春から秋にかけての行楽シーズンは、子どもから高齢者を含めた家族連れなど幅広い世代の観光客でにぎわっております。

市としましても、宿泊施設の設置はマリーナ施設の充実につながり、一段と魅力を増すものと考えられ、更なる利用者増を期待できるものと考えているところでございます。

また、昨今、宿泊施設と言われるものにも様々な種類があります。いわゆるホテルのようなものから、キャンプ場やグランピング、寝る場所だけを提供するような簡易宿泊施設などの人気も高まっております。ここ数年、いろんな事業者とお話をしてグランピングができないか、ホテルができないかという話も行ってきたわけですが、まずは、待っていても仕方ありませんので、現指定管理者も非常に前向きでございます。それで、クラブハウスを有効活用するというのを指定管理者側も考えているわけですが、それと併せまして簡易的な宿泊施設を指定管理者と共に連携しながらテスト的に設置をしてみたいと、そういうものが動き出すと、ビジネスのほうにつながっていくのではないかなど。ですから、まずはテスト的な取組として簡易的な宿泊施設を造りたいと考えています。

続きまして、市民交流スペースの活用についてでございます。

新庁舎にも市民交流スペースは作りますが、まず、この新庁舎の交流スペースについてお話を申し上げますと、新庁舎の交流スペースは、多目的広場として位置づけております来庁者駐車場と一体利用が可能な造りとしまして、市道中央線へにぎわいが表出することで、まち全体の活性化につながる目的で建設をいたします。

この交流スペースは、市民が気軽に交流できるように1階に配置しまして、市役所が閉庁時においても開放する運用で調整しております。また、平常時と災害時において、別々の活用方法を想定しております。

平常時の活用につきましては、震災の記録を展示する震災ミュージアムや市民ギャラリーの展示スペース、パブリックビューイングでスポーツ競技等の観戦ができる空間を確保することで、市民の交流によるにぎわいを創造してまいります。また、災害時の活用につきましては、緊急一時避難スペース、災害情報発信場所として機能転換を行い、長期にわたる場合は、長期支援活動拠点として活用し、円滑に災害対策活動ができる空間を確保することとしております。

交流スペースに関しては、1か所あればいいというものではなくて、やはり、いろんな施

設にそういう部分があっていいという思いをしております。それが先ほど申し上げました、教育委員会の再利用によるサードプレイスの部分であったり、図書館の今の郷土資料室あたりをいろんな人が本を読むだけ、ただ特定の目的だけではなくて、いろんな目的で訪れてもらって活用してにぎわいにつながる。そういうことを考えるべきだと思っておりますので、余りここが交流スペースですよと限定するのではなくて、いろんな施設で交流ができますよというような位置づけで取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 質問を続けます。

市長の4期目のマニフェストにあります、生活困窮育児世帯へのネット通信料助成・機材貸与と、民間とタイアップした子どもの困窮対策に関連する質問です。

今年の地域おこし協力隊の募集要件はY o u T u b e rですが、多分ルフィの仲間のジンベエの銅像ができることもあり、宇土市のPRをしてもらうことが目的と推察します。確かに必要なことだと思いますが、過去の地域おこし協力隊の日誌を見ていて、起業家の準備活動であり自営業に近い活動なので、時間を持て余す様子も見受けます。多分、Y o u T u b e rは若い世代と思うので、貧困家庭の子どもたちにICT機器の使い方指導や子どもとの交流もできるので、子どもの能力を引き出す活動にも使われてほしいのです。また、宇土市にも子ども食堂の活動をやっている方がいます。県下のネットワークも大事ですが、宇土市の中に眠る食料や不要な備蓄品など、生活が厳しい人たちに回す活動を民間とコラボしてやると、インクルーシブな社会づくりになるし、貧困対策にもなります。そんなことから、市長4期目のマニフェストにある、生活困窮育児世帯へのネット通信料助成・機材貸与と、民間とタイアップした子どもの貧困対策の具体的な内容について考えをお尋ねします。

次の質問は、少年スポーツの育成支援についてです。少年スポーツ基金の創設は、スポーツに関わるものとしてとてもありがたい支援だなと期待をしています。しかし、日常的な活動の心配ごととして気がかりなのが、中学校部活動の週末の社会体育への移行です。常に生徒というか保護者が意識して、地元中学校の部活動ではなく、民間のクラブチームへ加入する動きが加速しています。実は、中学校のサッカー部は、網田中学校、住吉中学校は生徒数の減少で、全学年でもチームが組めず、豊野中学校や不知火中学校との合同チームで中体連にやっと出場するようになりました。その心配に加え、鶴城中学校のサッカー部の1年生が10人も満たない状況になっています。その原因が、部活動の週末の社会体育移行です。5月30日、熊日社説資料10です。中学校の部活の地域へ移行する論説ですが、都市はやるが、過疎地や島しょ部は現行のままでとの意見がありました。自治体の移行年度は3年ほどらしいですが、小学校の転換時での混乱を見ると移行時期が不明なことも予想します。しか

し、現在の宇土市の西部地域には指導者もおらず、送迎のない子どもは民間クラブへは通えない、スポーツをできない、スポーツを諦める子どもが出る、スポーツ過疎地になります。市長は、いろんなスポーツに興味をお持ちで応援に来られますが、これからの宇土市で、スポーツに夢をかける少年たちが一人でも諦めることがないようにしてほしいのです。スポーツ基金はできたが、これを使う少年たちが減少し続けるのでは、宇土市のスポーツに夢を持ってなくなります。宇土市のスポーツ、特に少年スポーツ発展の取組について市長の考えをお聞きします。

次の質問に移ります。先ほどありましたサードプレイスについてもっと詳しく聞きたいと思います。私なりの解釈で、第三の居場所というふうに解釈をして話を進めます。実は5月31日、御船町で活動するフリースクール「ゼロスクール」を視察しました。資料11がその活動の様子です。定員20人ですが、網田小学校と鶴城中学校の生徒も通っていて、小学校1年から18歳まで通学できます。活動を始めて3年ですが、熊本市内に高校生が多く通う錦ヶ丘分校、菊池市にあったフリースクールを引き継ぐ形で菊池市にも分校ができています。御船本校の中心スタッフは宇土市在住の方で、元宇土東小学校で使われていた木の机が教室にありました。県外から移住までして通う兄弟もいます。これは私の経験からですが、私の子どもが通った保育園の卒園生の話です。娘の同級生の1人が普通小学校に上がり、熊本市で最初にできたフリースクールに入りました。当時は、地域の学校では不登校扱いでしたが、その後フリースクールで学び続け、高校は単位制に通い、現在は林業の会社を起業して手広く仕事をしています。また、別の家族は、両親は医師で、熊本大学の教授と臨床医師の夫婦でした。事情があり京都の実家に帰ると、子どもたちが転校した学校に合わず4人兄弟全員が不登校になり、家で学びました。大学検定を受けて大学へ進学しました。こんな多様な子どもの育ちを見てきたこともあり、不登校は悪いことではなく、別の居場所のある子どもと見るようになりました。私は、子どもの居場所は多様なほど個性が伸びると考えています。

そこで、興味があるのが市長が考えるサードプレイス、第三の居場所についてです。第三の居場所、サードプレイスについてどんなものか、もっと詳しくお聞かせください。

最後の質問となります。一般質問なら前の質問を基に次を組み立てるのですが、一括質問、一括答弁なので、関連質問ということで最後の質問をします。サードプレイス、第三の居場所という考え方に加えてほしいのが、若者のサードプレイスについてです。コロナ禍になり、会社の勤務もリモートになり、大学の講義もオンライン、若者たちが人とふれあうことが希薄になっています。また、以前のビジネスマンなら家と会社の往復でしたが、プライベートはもちろん家ですが、仕事も家ばかりになっています。それこそ東京の娘のパートナーは、オンライン会議で用を済ませ、去年は一度も会社へ出勤せずに仕事をしていました。社会活

動や交流が極端に減っています。前の質問で紹介した豊橋市まちなか図書館には、様々なシチュエーションで使える多様なスペースがあります。小会議や勉強会の小部屋は、毎日予約で埋まり、フリースペースは中高生が帰宅時間にいっぱいになる。コロナ禍だからこそ集まる場所があえて必要であり、集まる工夫も必要です。これは私の持論ですが、蔦屋、スターバックスコーヒーが入り、地元も使えないような観光地化する県外の某図書館の状況ではなく、地元住民がいつも行き、学び、語り、交流できるスペース、居場所をつくるのが本来の図書館や文化施設に必要と思っています。そこには学校に行けない、行きたくない子どもも滞在でき、好きな本を好きなだけ読める場所にもしてほしいのです。ただ、蔦屋の本の貸し、返すは、全部機械で処理しています。今の図書館業務の多くは機械にやらせ、職員は市民が興味を持つ活動を活発にすべきと考えます。

前話が長くなりますが、4月9日に熊日新聞に掲載された菊池市中央図書館の活動記事、資料12に興味を持ち、5月11日に視察研修に行きました。記事にもあるように、菊池市の日本語を学ぶ教室は、参加者の交流の場でもあります。会場が図書館なら、日本語を学べる本や母国語の本があれば意欲的な若者が言わずとも集まります。さらに、母国語の防災情報があるとよいです。菊池市の防災情報は5か国語が用意されていました。これは菊池で知ったことです。世界の図書館のスタンダードは、市民に1冊から2冊の蔵書が必要、それは外国籍の市民にも提供しなければならないのが常識、もしベトナム国籍の若者が50人いたら、ベトナム語の本が50冊から100冊必要となります。国際化が進む日本、地方でも一時期であれ住んでよかったと思える地域にするには、国籍を問わず若者たちが読みたい本を、人口の2倍ぐらいの蔵書が必要です。また、6月5日、泗水公民館で開催された外国籍の人が集まる日本語教室と日本語カフェを見学しました。資料13です。合併して菊池市は広くなり、菊池市中心まで遠い人たちが、旧町の公民館へ図書館の職員が出向き実施されています。泗水公民館の催しに参加した人の6割がインドネシア出身で、来日する人も多様化しています。まだ来日2か月で参加したインドネシアの女性は、さらに日本語がうまくなるために、一つ上のレベルの日本語検定に7月挑戦すると話していました。実習生たちはとても意欲的だと思います。菊池市図書館の活動に大分感化されていて、事例紹介が図書館等に偏っていますが、要は地方でも文化施設の国際化、若者への取組が今後特に重要と考えています。そこで、コロナ禍後を見据え、子ども・若者の居場所、さらに外国籍の人たちの交流、全ての若者たちのサードプレイスづくりについて考えをお聞かせください。

お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

まず、生活困窮世帯の支援についてでございます。生活困窮育児世帯へのネット通信料助

成・機材貸与についてでございますが、経済的な理由により就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対する支援制度、いわゆる就学援助制度でございますが、令和4年度から新たに通信費の項目を追加しまして、家庭でタブレットを使用し学習するために必要な費用の一部を支援いたします。

また、Wi-Fi環境のない家庭に対しては、モバイルWi-Fiルーターの無償貸し出しを進めておりまして、こちらについては、就学援助対象世帯だけでなく、申請があった世帯に対し無条件で貸し出すものでございます。

次に、民間とタイアップした子どもの貧困対策でございます。

これは、議員の先ほどのお話の中にありましたようなネット通信料の助成等を組んだものではなくて、別のものだと考えていただければと思います。

子どもの貧困対策の取組の一つとしまして、先月16日、宇土市と県子ども食堂ネットワーク及び熊本県信用組合の三者におきまして、子ども食堂に関する基本協定を締結いたしました。

現在、市内では三つの団体が子ども食堂あるいは地域食堂を開設しております。今回の協定によりまして、子ども食堂開催のための会場探しあるいは運営の支援、チラシの配布や活動紹介・ボランティア募集などの広報活動としての支援、そして、寄せられた食料品等寄附物品の配布などを三者で連携・協働して行うというものでございます。

この民間団体・企業・行政といった異なる強みを有する三者の連携強化が図られることによりまして、単に食事の提供にとどまらず、同じ地域に住む子どもからお年寄りまでの多世代の交流や、何らかの支援が必要な子どもの相談の糸口となるなど、誰一人取り残さない地域コミュニティの形成やまちづくりにも寄与することが期待されているものでございます。今後、三者で連携して、これらの支援に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、少年スポーツの育成支援でございます。

まず、中学校部活動の週末の社会体育への移行につきましては、現在、スポーツ庁の有識者会議で、課題等について検討されているところでございます。会議では、生徒にとって望ましい部活動の環境構築と、学校の働き方改革を通じた学校教育の質の向上を図るため、課題を見極めながら地域人材の協力を得て、令和5年度から令和7年度の3年間で、休日の部活動の段階的な地域移行を達成する目標が出ております。熊本県におきましては、南関町と長洲町で令和3年度から令和4年度にかけて実践研究が実施されているところでございます。これらの研究成果や課題を参考に、各市町村において実施に向けた検討を行っていく見通しとなっているということです。

さて、スポーツに関しましては、子どもたちにとって体力を向上させるとともに、人格形成に大きな影響を及ぼすものでございまして、重要な役割を果たしていると考えています。

また、少年スポーツの発展には、特に指導者の役割が重要であると考えております。部活動は、8割が生徒指導とも言われているようですが、技術とともに、それ以上に大切なことを教える教育の場であると思っております。また社会体育の指導者についても、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレイの精神にのっとり行動することが近年特に求められていると感じております。

このようなことから、少年スポーツの育成支援につきましては、指導者の確保、育成支援が今後、特に重要なものになってくると認識しておりますので、今年度開催予定しておりますジュニアスポーツ応援委員会の中で、スポーツ指導者の育成支援について具体的な取組について協議していただいて、子どもたちへのスポーツ活動に対する応援をさらに拡充してまいりたいと思っております。

続きまして、子どものサードプレイスについてでございます。

近年、地域のつながりが希薄になる中、学校や家庭の抱える困難が複雑・深刻化をし、子どもたちが安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくありません。そのため、子どもたちが安心して過ごせる環境で、異世代との交流を通して人や社会と関わる力を育むことのできる第三の居場所が求められているところでございます。

現在、私が考えておりますのは、学校や家庭での居場所のない小学生からおよそ大学生世代までを想定しておりますが、それらの青少年が好きな時間に気軽に自由に立ち寄り、ほっとできる居場所であります。青少年であれば来客の制限はせず、不登校の子どもや障がいのある子ども、外国籍の子どもや経済状況や家庭環境に課題を抱えた子どもなど、全ての子どもたちの心の拠り所と成り得る居場所になればと思っております。

サードプレイスの内容としましては、極力仕切りをなくして、一つの大きな部屋に例えばテレビを置いたり、パソコン等を置いたり、機材や本棚等を設置して、ある人はeスポーツを楽しんだり、図書館の視聴覚コーナーのような映画鑑賞スペースを設けることで好きな映画を観てみたり、雑誌、読書など、いろんなことを好きに楽しんでもらいたい。Wi-Fi環境はもちろん整備する必要がありますし、インターネットやタブレットを用いた学習や宿題等もできるようにしたいと思っております。

大事なことは、そこへ訪れた子どもたちがいろんな方と交流することにより、つながりができていくことで、人や社会と関わる力を育むことができると考えているところでございます。

最後でございます。子ども・若者交流と多文化理解の必要性についてでございます。

社会のグローバル化が進む現代においては、異なる文化を持つ人々が、お互いの違いを認め合い、地域社会の一員として共に生きていくことが求められ、多文化に対する理解を深める必要性が高まってきていると感じております。私たちの価値観は、生まれ育った環境によ

って作られる部分が多く、特に若い世代のうちに、自分とは異なる国で育ち、異なるバックグラウンドを持つ人々と交流し、多様な価値観に触れることは、その後の世界が大きく広がっていくのではないかと考えております。

このように、国籍や年代、性別を越えて、子ども・若者が出会い、交流できる場所が、先ほど、御説明しました子どものサードプレイスであると考えております。

このサードプレイスで、異なる価値観を持つ子ども・若者たちが、語り合い、交流を深めてもらって、共に学び成長し、同一社会を生きる人と人の違いを尊重した豊かな人間関係を築き上げていってもらえればなと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 野口修一君。

○11番（野口修一君） 今回の代表質問は、施政方針と4期目マニフェストで質問しました。市長におかれましては詳しく回答いただき感謝いたします。関連する詳細の課題については、9月議会で再度各課へ質問させていただきます。

これで、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。11時35分から会議を開きます。よろしくお願ひします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時31分休憩

午前11時35分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問を続行いたします。

六政会、宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） おはようございます。六政会の宮原でございます。令和4年6月議会におきまして、代表質問の機会をいただき誠にありがとうございます。会派を代表して、元松市長の施政方針について質問させていただきます。元松市長におかれましては、4期目の当選ということで誠にめでたうございます。未来につながる、住みよさを実感できるまちづくりに積極的に取り組まれることに、市民も大いに期待されていることと思います。さて、今後取り組まれる主な施策の中から、4項目一括して質問いたします。

まず初めに、「安心・安全のまち」を実現する施策について質問いたします。

地域防災力向上のために活動していただく防災士の養成に取り組むことを掲げておられます。防災士の役割については、先に野口議員が質問されておられますので、防災士の重要性

は認識されておられると思います。その防災士の資格を取得するには、主に四つの方法があります。日本防災士機構が主催する防災士研修講座を受講し試験を受ける方法、熊本県の火の国ぼうさい塾を受けて試験を受ける方法、自治体が主催する防災士養成講座を受講し試験を受ける方法、消防団の分団長経験者又は消防署員、消防士長以上の経験者に与えられる特例で資格を取得する方法などがあります。このうち、自治体主催の防災士養成について、お手元の資料のように、他の自治体でも防災士の普及に積極的に取り組まれております。本市においても、防災士の養成に具体的にどのようなように取り組まれるのか。また、防災士による地域自主防災組織へのアドバイザー、市が主催する防災訓練参加など、地域防災計画においての防災士の活用など、どのように考えておられるのかお尋ねします。

次の質問に入ります。「暮らしを守る」施策について2点質問いたします。

1点目は、都市計画道路北段原線の整備計画についてお尋ねします。この計画は、既に地域住民に説明会があったかと思いますが、後で質問する行政主導による土地開発について関係がありますので、具体的な整備計画をお尋ねします。

2点目は、市道法泉寺・椿原線は、道幅が狭いにもかかわらず、宇土市街や宇城市方面の抜け道として交通量が多く、利用者からはいち早い道路の拡張が望まれています。そのため、具体的な拡張整備計画をお尋ねします。

次の質問に入ります。「仕事を支える」施策について2点質問いたします。

1点目として、農水省はみどりの食料システム戦略として、2050年までを目標として化学農薬50%削減、化学肥料30%削減、有機農業栽培面積の拡大など14の目標を掲げています。本市の農業は水稻を中心に果樹、葉たばこ、季節野菜、露地野菜、麦などを栽培されています。しかし、コロナ禍により農産物の価格低迷が続く中、ロシアのウクライナ侵攻の影響から肥料をはじめ、農業生産資材の価格高騰が止まらず、農業経営は圧迫され、深刻な状況にあります。さらに、農業従事者の高齢化などから、農業離れが一気に進むことが懸念されます。その中で30年後の未来の農業、未来の地域の在り方として、みどりの食料システム戦略に基づいて、地域の実情に応じた多様な生産体制構築の具体的な取組をお尋ねします。

2点目は、小規模農業組合への支援として、共同利用設備購入等に対する助成制度の具体的な内容をお尋ねします。

最後に、「賑わいを創造する」施策について質問いたします。

元松市長の4期目マニフェストの重要施策に掲げられております「行政主導による土地開発」はテレビや新聞などで報道されたことにより、市民も強い関心を持っています。これについて、具体的な開発計画をお尋ねします。

以上、4項目を質問いたします。元松市長、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 六政会，宮原議員の代表質問にお答えいたします。

最初に，防災士養成についての具体的な取組についてでございます。先ほどの宇土市政研「志」野口議員の代表質問に対する答弁と重複する部分もございますが，御了承いただきたいと思っております。

防災士は，社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されておりまして，災害時や平常時において重要な役割を果たすものと考えております。

このようなことから，本市では，令和元年度から消防団員に対し，防災士の資格取得の助成を実施しております。これまでに21名の消防団幹部経験者が防災士の資格を取得しております。これは先ほど宮原議員の御紹介にありました，これまでの経験による認定というような形でございます。

ただ，今後は広く，一般の方々にも防災士の資格を取得していただきたいと思っております。その上で，地域防災力の向上のために防災士になった方々に活動していただきたい，活躍していただきたいと考えているところです。第4期市長マニフェストにおきましては，今後4年間で60人程度の防災士の育成をまずは目指したいと思っております。

そこで，今年度の取組としましては，多くの宇土市民の方々に防災士の資格を取得していただけるよう，熊本県が防災士を養成するために開催しております熊本県地域防災リーダー養成講習，火の国ぼうさい塾でございますが，これを宇土開催をしたいと，宇土で開催するだけではなく，宇土市民の方を相当多く受け入れられるという話を聞いておりますので，これを宇土開催として宇土市民の方に多く受けていただけるようにしたいという協議を，今県と進めているところでございます。これは今年度でございます。

防災士の資格は，性別や年齢，学歴などの制限はございません。どなたでも取得することができますので，意欲のある市民の皆様には，是非，受講していただいて，防災に関する知識と技能を習得し，地域の防災活動等に積極的に参加していただきたいと考えております。

また，市主催で毎年実施しております総合防災訓練でございますが，こういったものにも，防災士をはじめとする多くの地域の皆様方には是非参加していただきたいと思っております。このような訓練を通して，市民の皆様とともに，より一層，自助・共助・公助の意識の醸成による防災力の強化を図っていききたいと考えております。

さらに，今後につきましては，計画的に防災士の養成を図っていくため，引き続き，熊本県が開催する養成研修などを積極的に活用して，自主防災組織連絡協議会のほか，各種団体等にも参加を呼び掛けていきたいと思っております。また，将来的には防災士連絡協議会との連携も図りながら，地域の防災活動を牽引する防災士の養成に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、都市計画道路北段原線の今後の整備計画についてお答えします。

都市計画道路北段原線は、本町6丁目のながまつ呉服店前の交差点を起点としまして、市役所、宇土小学校前を通り、神馬町の都市計画道路南段原線終点部に接続するまでの延長約2,230メートルの道路でございます。

このうち未整備となっている区間が約390メートルございまして、令和2年度から道路整備に着手しておりまして、車道2車線と両側に歩道を設置し、全幅16メートルで計画しております。

現在は用地取得を進めておりまして、令和7年度中の工事完了を目指して取り組んでいるところでございます。

本路線の整備完了により、宇土市街地を周回する道路が完成しますと、交通機能の向上や災害発生時の避難通路、救護活動のための通路確保などに加え、将来の土地開発への効果も期待できます。

また、近隣の市道法泉寺・椿原線の一部区間の道路整備についてでございますが、議員からも先ほどありましたとおり、朝夕の通過交通が非常に多いということで、今回整備を予定している区間は、前後の幅員に比べて特に狭く、通行に支障を来している区間でございます。

そのため、令和2年度から事業に着手をしております。令和3年度に用地買収が完了しております。今年度から拡幅工事に着工し、令和6年度中の工事完了を目指しております。

拡幅後は道路幅員最大7メートルとなりますので、車両の離合も円滑になり、地域の幹線道路として利便性の向上が見込まれるところであります。

次に、農業分野についての具体的内容についてお答えをいたします。

みどりの食料システム戦略は、農業の環境負荷の低減や生産基盤の強化を目指すものとなっております。

その実現に向けた国の数値目標としまして、2050年までに、1、農林水産業の二酸化炭素排出量実質ゼロ、2、化学農薬の使用量を50%低減、3、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、4、有機農業の取組面積の割合を25%、合計で100万ヘクタールに拡大、5、化石燃料を使用しない施設への完全移行等を掲げております。

本市では、みどりの食料システム戦略を推進するため、令和4年4月22日に成立しましたみどりの食料システム戦略を推進する新法により、国が示す基本方針に基づき、県と市が共同で具体的な取組内容を盛り込む基本計画の策定を検討しているところでございます。

また、私のマニフェストに掲げております小規模農業組合への支援としましては、3戸以上の農業者で構成された機械利用組合等の小規模な組合等に対しまして、国・県の補助事業の対象とならなかった共同利用機械の導入及び更新に対し、市単独補助事業の創設を検討してまいります。もともと共同で規模を拡大するというのが条件で、この機械は入れられてい

るところが多数あるのですが、これ以上の拡大が難しいところもありますし、高齢化で減少せざるを得ないようなところもあります。こういったところも今後の食料を守るために、日本の食物自給率を守るために絶対に必要でございますので、国の支援が届かないところに市で支援しようという考えでございます。

最後に、行政主導による土地開発の具体的内容についてでございます。

第4期マニフェストの重要施策の一つとして「行政主導による土地開発」を掲げております。これは、民間開発の呼び水とするため、住宅・工業・流通団地など土地利用の方法を検討し、まずは、市が主導で土地開発を行おうというものでございます。

現在、宇土市宅地等造成事業調査業務委託を実施しております。この業務の中で、開発候補地の土地利用計画を検討し、各候補地における開発計画案や収支計画の作成を行い、事業の採算性、実現可能性について検証することとしております。今回委託をしております事業で挙げている候補地としましては、ウキウキロード沿線、宇土シティモール北側、城塚インターチェンジ付近、神馬町都市計画道路東側、西側の5か所としております。これは今の委託で考えているところでございます。これに限るものではございません。今後そういう適地が実際ありますけれども、そういったところも今後検討に加えていきたいと、とりあえずこの5か所を調査に入るということでございます。

この調査業務に基づきまして、開発地を選定していくことになると思っておりますけれども、農振農用地からの除外や大規模な盛土造成工事の必要性、また、大雨等による冠水被害への対策など、どの候補地においても検討すべき課題は多岐にわたっております。これも一つ一つ整理していく必要がございますが、10年後、20年後に誇れる宇土市にするためにも、この土地開発を未来への投資と捉えまして、「未来につながるまちづくり」として積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 宮原雄一君。

○6番（宮原雄一君） 御答弁ありがとうございました。私は、防災士連絡協議会の代表をしておりますが、会員も少なく、コロナ禍の影響などもあり、ほとんど活動できていないのが現状です。しかし今後、防災士の養成にも力を入れて会員を増やすことに努め、積極的に地域の防災活動等に参加していきたいと考えております。

また、行政主導による土地開発計画には様々な課題が多いことと伺われます。しかし、宇土市の長を最大限に生かし、一つ一つ課題に取り組みれば実現可能かと思っております。市民の期待も大きく、今後の元松市長の御活躍を期待いたしまして、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。12時から会議を

開きますので、よろしくお願ひいたします。議場内の換気を行いますので、御協力を願ひいたします。

-----○-----

午前11時54分休憩

午前11時59分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

代表質問を続行いたします。

宇土、みらい、嶋本圭人君。

○7番（嶋本圭人君） 改めまして、こんにちは。宇土、みらいの嶋本でございます。今回は宇土、みらいを代表いたしまして、元松市長の施政方針に対しまして質問いたします。質問につきましては、一括して質問をいたしますので、一括して御答弁のほどお願ひいたします。

1点目、「住みよさを実感できるまち」づくりについて質問いたします。これまで本市は、移住・定住促進のために様々な事業、取組を行っております。現在住んでいる本市に対し、仕事であったり、日常生活の利便性、自治体の支援、地域性や自然環境、人の魅力、人間関係など様々な理由が挙げられると考えます。本市は過去に、東洋経済住みよさランキングにおいて2年連続九州第9位、県内では第2位になった経緯があります。本市が考えるより住みよさを実感できるまちづくりについてお尋ねいたします。

2点目、「安心・安全のまち」を実現する施策について質問いたします。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの事業者又は低所得者に経済的に大きな影響が出ております。商工業や農林水産業など、地域経済の回復及び活性化に向けて、市が実施した主な支援の取組及びこれからの取組についてお尋ねいたします。

また、近年、全国各地において自然災害が頻発しており、本市においてもいつ、どこで災害が発生してもおかしくない状況にあると考えます。そのような中、本市における防災・減災に対するこれまでの取組状況と今後の取組計画についてお尋ねいたします。

3点目、「暮らしを守る」施策について質問いたします。道路整備事業について、道路事業は、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益の三つの便益以外にも、救急医療アクセスや生活の利便性など様々な便益があります。また、都市計画の用途地域については、用途地域の変更により住居系、商業系、工業系など、それぞれの分類ごとに土地活用のメリット・デメリットがあると考えられます。本市の道路整備事業の一つである都市計画道路北段原線の整備計画についてお尋ねいたします。また、有効な土地利用を進めるため、都市計画用途地域見直しなど今後の取組についてお尋ねいたします。

4点目、「仕事を支える」施策について質問いたします。

企業誘致について、促進を図るためのこれまでの実績と今後の取組についてお尋ねいたします。また、漁業分野について、住吉地区に土砂の共同処分場が計画されています。事業に至った経緯や事業概要、そして数年後になると思いますが埋め立て完了後の跡地利用についてお尋ねいたします。

5点目、「賑わいを創造する」施策について質問いたします。

現在、6年前の甚大な被害を受けた熊本地震から、復興支援としてONE PIECE麦わら一味のキャラクター銅像が、熊本県下各地に現在9体が設置されています。今回本市に10体目となる麦わら一味のジンベエの銅像が設置されるに当たり、来訪者が利用しやすいよう、住吉海岸公園周辺の整備や企業の誘致等、本市の今後の取組についてお尋ねいたします。

最後6点目、「子育て・教育の充実」のための施策について質問いたします。

子どもを健やかに育てる充実した教育環境の構築について、子育てをめぐる社会環境は厳しい状態にあると思えますが、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画に基づく事業成果と、特別支援教育及びICT教育の今後の具体的な取組についてお尋ねいたします。

以上、6項目について元松市長に一括して御質問いたします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 宇土、みらい，嶋本議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、本市が考える「住みよさを実感できるまち」づくりについてでございます。

これまで安心して豊かに暮らせるまちづくりを目指して、様々な事業に取り組んでまいりました。第3期マニフェストにおいて特に成果が上がっている事業として幾つか挙げたいと思いますが、まず、ふるさと納税による歳入確保と物産振興があると思えます。これは、ふるさと宇土応援寄附金、ふるさと納税でございますが、4年間累計で10億円を目指しておりましたが、寄附額の増加を図るためいろいろな取組を実施しました。結果としまして、令和2年度、令和3年度ともに単年で10億円を超える寄附をいただいたところでございます。平成30年度からの4年間で、累計で26億4千万円の寄附をいただくことができたことは、市の財源にとっても非常にプラスでございました。もちろん、これだけではございませんで、この返礼品は市内事業者のものを使わせていただいておりますので、市内事業者の売上げ増加・販路拡大にも効果があっていると思っております。

次に、特別支援教育、ICT教育の充実が挙げられると思えます。市立小中学校に無線LAN環境を整備し、児童生徒1人1台のタブレット端末を導入することができました。ただ、これがまだ十分に活用されているとは言えない状況ではございますが、引き続き、ICT支援員による教員向けの研修会やサポートなど充実を図ることで、子どもたちの教育に真に役立つICT教育につなげていきたいと思っております。

令和4年度からは第4期マニフェストにより、「住みよさを実感できるまち」を目指していきます。主な事業としては、まずは新型コロナ対策でございます。現時点でも収束が見通せないコロナ禍でございますが、これまでも取り組んできた事業者・農林漁業者・低所得者の方々の経済的影響を最小限に抑え、地域経済の活性化と継続した感染症対策を実施してまいります。

続きまして、ふくしの総合相談窓口の新設でございます。市民の皆様がいろいろな問題を抱えて相談におみえになります。市民の皆様が抱えておられる問題には、単一の施策や制度よりも、横断的で総合的な支援が必要な場合が多々あります。複雑多様化する福祉問題へ対応するため、新庁舎においてふくしの総合相談窓口を新設し、1人の困った人に対して、各方面から同時に動ける体制を取っていきたくと思っております。

このほかにも、様々な事業を実施しつつ、災害、高齢化、働く場、子育て、教育など山積する課題を一つずつ解決し、「住みよさを実感できるまち」を目指してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスに関連した市内事業者、低所得者に対するこれまでの支援の取組及びこれからの取組についてお答えをいたします。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、消費者の日常生活における行動が制限されたことなどから、地域全体の消費活動が低迷し、事業経営に影響が出てきている業種が多くあります。特に飲食関連や旅行等に関係した事業者への影響は大きいものがあつたと感じております。とりわけ、事業規模が小さい小規模事業者は、臨時休業や時短営業などで来客数が減少したことにより、売上の縮小や従業員の雇用調整など、事業所だけでなく、そこで働く人にまで影響が出ていると思われまふ。

これまで実施しました商工業者を含む小規模事業者などを支援する取組としましては、売上げが減少した事業者向けの給付金でございます小規模経営支援給付金及びコロナ危機脱却助成金、事業における固定経費の負担軽減策として家賃補助の給付金である賃料等負担軽減給付金、次に売上げが減少した農林漁業者に対する給付金である農林漁業者事業継続対策給付金、そのほかにも、全市民や子育て世帯向けに商品券を給付するなど幅広い支援の取組を行ってきたところでございます。

令和4年度の取組としまして、現在、商工業者向けの給付金としまして、売上高の減少、それから事業規模に応じて支援する宇土市小規模経営支援累進給付金を実施しており、また農林漁業者向けにも同様の支援としまして、農林漁業者支援累進給付金を既に実施しているところでございます。

しかしながら、いまだ新型コロナウイルス感染症につきましては収束の見通しが立たない状況であるため、今後も感染状況や国・県の動向を注視し、状況に応じた新たな支援策につ

いて適宜検討してまいります。

次に、防災・減災の取組についてでございます。

まず、これまでの取組としまして、市内7か所に備蓄倉庫を整備し、熊本地震の際の最大避難者数が約6千人であったことから、備蓄用非常食6千人×3食分の1万8千食分、保存水を500ミリリットル換算で1万8千本分、各備蓄倉庫に配備し保管をしております。

次に、災害発生直後や災害が発生する恐れがある場合に、身の安全を確保するための緊急避難場所として、令和元年度に飯塚防災広場を整備。令和3年度に五色山グラウンドに防災機能強化のため防災トイレを整備しております。

また、津波発生時の避難経路を確保するために、平成24年度に戸口避難路、平成25年度に直築避難路、平成26年度に辺田避難路、平成27年度に辺田目東避難路、平成28年度に小部田避難路と梅咲避難路、平成29年度に長浜東避難路、平成30年度に新川東避難路と長浜西避難路、令和元年度に新地避難路と城塚避難路、令和2年度に東中村避難路、計12か所に津波避難路を整備しております。

なお、昨年度、緑川地区で実施した総合防災訓練では、地区近隣の津波避難路を巡回し、最寄りの避難経路を確認する津波避難訓練を実施したところでございます。

次に、防災・減災に対する今後の取組についてお答えをいたします。

先ほどの野口議員の代表質問に対する答弁と重複する部分もございますが、御了承ください。

まず、一つ目に、発災後の避難所等における生活用水の確保など、避難生活が長期化した場合でも生活が送れるよう、防災井戸と防災トイレの整備を計画しております。

防災井戸につきましては、昨年度、網津防災センターに手押し式の防災井戸を整備しました。今後も、主要指定避難所への整備を計画しております。今年度は、ecowin宇土アリーナと花園小学校の2か所、令和5年度は、市役所新庁舎駐車場と走潟小学校の2か所、令和6年度は、緑川小学校、以上、計6か所に防災井戸の整備を計画しています。

また、マンホールトイレにつきましては、令和5年度に、市役所新庁舎の駐車場敷地内に汲み取り式マンホールトイレを5基、現在建設計画中の網田コミュニティセンターに雨水利用型のマンホールトイレを2基整備する計画としております。

二つ目に、いつ発生する分からない地震などの際、より迅速な対応を図るため、現在備蓄倉庫がない主要指定避難所への追加整備を計画しております。本年度は、武道館と花園コミュニティセンターの2か所、令和5年度は、走潟小学校、令和6年度は、緑川小学校に整備する計画としております。

三つ目に、災害において停電が発生した際などに、避難所機能が持続できるよう太陽光発電蓄電システムの設置を計画しております。今年4月に、網津防災センターと老人福祉セン

ターへの設置が完了しており、現在、建設計画中の網田コミュニティセンターにおきましても設置を予定しております。また、福祉避難所である保健センターにおきましても、現在、設置に向け検討しているところでございます。

四つ目に、大雨時の農業用ため池の漏水や溢水による周辺地域への洪水被害を防止するため、土砂がたまっている農業用ため池の浚渫事業を推進し、雨水の洪水調整機能の維持・向上を図ってまいります。

五つ目に、国土交通省による高潮対策としまして、現在、緑川と浜戸川において、東京湾平均海面からの高さT.P.6.0メートルの堤防整備が進められております。本市としましては、最終形であるT.P.7.0メートルの早期完成に向け、今後も国等に働きかけてまいります。

併せて、熊本県が管理する潤川、網津川、網田川につきましても、整備促進や維持管理の強化などを要望し、浸水被害の軽減に努めてまいります。

また、市が管理する河川の治水対策としまして、護岸の整備や堆積土砂の撤去を早急かつ集中的に取り組んでまいります。

そのほか、大雨や台風時に、近隣の河川水位の確認や市民の自主的避難の判断の目安として活用していただくため、本市ホームページから24時間河川水位の確認ができる河川監視カメラの増設も検討してまいります。

なお、河川監視カメラにつきましては、国や県が設置しておりますカメラのほかに、これまで市独自で、令和元年度に飯塚川に2基、令和2年度に網津川に2基、飯塚川、船場川、潤川、伊無田川、曾畑川にそれぞれ1基の合計9基を設置しております。また、今年度、夜間における監視カメラの視認性が悪かったため、これを改善するための照明や水位高表示板を設置したところでございます。

六つ目に、現在、地域の方々が中心となった共助による地域防災力強化のため、市内7地区に自主防災組織連絡協議会の設立を目指しております。昨年度、走潟地区と緑川地区において設立が完了し、今後、他の5地区につきましても、引き続き、設立に向けた支援を行ってまいります。

さらに、自主防災組織連絡協議会の運営をはじめ、各地域での防災活動において、リーダー的存在となる防災士の養成を積極的に図ってまいります。

最後に、今年3月に宇土市総合防災マップを改訂し、4月に行政区長を通じて、全戸配布を行っております。これは、新しい避難情報や浸水想定区域等の更新に伴い、様々な自然災害の基礎知識や避難行動の考え方について、より分かりやすく理解していただくことを目的に作成したものでございます。

今後も、防災教育や自主防災組織に対する防災講話等の中で、この総合防災マップを活用

し、市民の皆様への防災意識の向上につなげていきたいと考えております。

市民の皆様におかれましても、総合防災マップを活用していただき、自宅周辺の地理的な危険性や避難所、避難経路等を確認していただき、事前の備えに役立てていただければと思います。また、このマップの裏表紙には、風水害時におけるマイタイムラインを掲載しておりまして、市民の皆様お一人お一人の避難計画を事前にまとめていただくことで、災害発生時に慌てずに行動ができますので、是非活用をお願いしたいと思っております。

次に、道路整備についてでございます。

都市計画用途地域の見直しを含め、有効な土地利用を進めるための今後の取組についてお答えいたします。

まず、道路整備についてでございますが、本市の土地利用に対する影響が考えられる路線としまして、本市の幹線道路である都市計画道路北段原線の整備が挙げられます。

整備状況としましては、先ほどの宮原議員の代表質問に対する答弁と一部重複しますが、令和2年度から未整備区間であります延長約390メートルについて、事業に着手しております。

現在、地権者との用地交渉を進めており、令和7年度中の工事完了を目指しております。完了しますと市内を周回する道路となり、利便性や避難、救護活動機能の向上に加え、将来の土地開発への効果も大いに期待されるところでございます。

また、このような道路整備に加え、土地利用の重要な要素となるのが都市計画用途地域の設定であります。

現在、本市の用途地域は、平成19年度に宇土駅東口周辺の見直しを行ってから14年が経過しており、市内の人口変動や分譲地の開発など当時より環境は変化しております。

用途地域外において宅地化が進んでいる地域もあり、土地利用の保全及び誘導を行うためには、用途地域の設定が必要となります。

この用途地域の設定には都市計画決定の手続が必要となり、上位計画であります宇土・宇城広域都市計画区域マスタープランと、宇土市都市計画マスタープランに即した内容であることが求められます。

現在、宇土・宇城広域都市計画区域マスタープランは、熊本県において今年度中を目標に見直しが行われております。また、今後、市では総合計画後期基本計画や宇土市都市計画マスタープランの見直しも予定しております。このような各種計画に、今後の宇土市の土地利用の方向性を示すことで、将来的に有効な土地利用につなげていきたいと考えております。

続きまして、企業誘致について促進を図るための具体的な今後の取組についてでございます。

これまでの実績としまして、本市には宇土・花園・緑川地区の3か所に工業団地がありま

すが、昨年度においてようやく完売することができました。しかしながら、花園工業団地については、いまだ操業開始に至っていない区画もあります。この区画については、市としても情報収集等を行い、現在も操業開始に向けた働きかけを行っているところでございます。

今後の取組としましては、熊本県にT S M Cが進出しますので、それを好機と捉え、関連企業の掘り起こしや、関連企業の誘致などに関する情報収集等を加速化させてまいります。なお、本市において企業が施設等の新設や増設を行う場合には、固定資産税の減免ですとか研修経費の補助、雇用促進奨励金など、企業の皆様を力強くサポートする優遇制度を充実させております。今後は、企業への情報発信にも特に力を入れていかなければならないと考えおります。

また、第4期マニフェストにおいて「行政主導による土地開発」を掲げております。現在、宇土市においては土地開発公社も含めて、企業を誘致できるような広大な土地は保有しておりません。しかしながら一方で、工場とか流通基地ですとか、商業のスペースであるとか、こういったものの引上げは非常にあっているというのも事実でございます。このため、先ほど宮原議員の質問にも答弁しましたとおり、調査業務に基づいて土地利用の方法を検討し、市が主導で土地開発を行い、本市への企業誘致を促進できればと考えております。

次に、住吉地区に計画しております土砂の共同処分場についてでございます。事業概要及び完了後の跡地利用についてお答えをいたします。

初めに、本計画の経緯について御説明いたしますと、住吉漁港をはじめとする有明海沿岸に位置する漁港は遠浅の干潟に面しておりまして、漁港内に堆積する土砂は継続的に発生します。そのため、その土砂の処分方法が課題となっております。

現在、堆積した土砂は、民間土砂処分場で処分を行っておりますが、数年後には既存の民間土砂処分場だけでは、全ての土砂を処分することが困難な状況となります。そこで、今後の土砂処分の方法について熊本県、熊本市、玉名市、宇土市の4者で検討し、共同処分場の候補地として、現行の国庫補助事業の対象地区が本市のみだったことから、住吉地区が共同処分場の整備地として選定されたものでございます。

今後の整備計画については、今年度から令和5年度までに環境影響評価業務を、令和6年度に埋め立て申請、地質調査・測量設計を実施、令和7年度から護岸工事に着手し、令和10年度に竣工を予定しております。なお、令和9年度から土砂の暫定的な受け入れを開始し、最終的な受け入れ期間は令和14年度までの6年間を予定しております。

次に、埋め立て完了後の跡地利用についてになります。土地利用として海苔の共同乾燥施設の増設や潮干狩り用駐車場など、水産関連施設を主に検討をしております。埋め立て面積が約15.8ヘクタールと想定しておりまして、非常に広大でございますので、他の用途も視野に入れ、漁協及び地元行政区などの御意見を踏まえ、また、この埋め立て整備箇所が熊

本市の海路口漁協，川口漁協，宇土市の住吉漁協との3漁協の漁業権共有地にもなっておりますので，土地利用については，3漁協とも協議しながら検討していく必要があります。

住吉地区の埋め立て整備を行うに当たりましては，様々な課題が想定されておりますが，その課題を一つ一つ解決して，漁業者及び利用者の皆様の生活がより良い方向になるよう努めてまいりたいと考えております。

次に，ONE PIECEのキャラクター銅像設置に伴う住吉海岸公園周辺の整備や企業誘致等，また本市の今後の取組についてお答えをいたします。

御承知のとおり，来月下旬に本県で10体目となりますジンベエ像が住吉海岸公園に設置されることになりました。

設置場所である住吉海岸公園は，平成12年に国庫補助事業である海岸環境整備事業で整備された公園で，近年観光名所となっている長部田海床路があり，多くの観光客が訪れる場所でございます。

今後，ジンベエ像が設置されると，さらに観光客が増加し，駐車場不足や公園トイレの利用増加が見込まれるため，新たに暫定的な駐車場の整備と既存トイレの改修を行い，来月上旬に整備完了の予定となっております。

そのほかにも，先ほど申し上げましたとおり，観光客の増加が見込まれますので，本市としましても西部地区の活性化として，住吉海岸公園内に民間直売所等の誘致を検討しているところでございます。直売所等での取扱商品としましては，地元産品やジンベエ像関連グッズ等を検討しておりまして，ほかにも需要に応じて様々な商品を取扱うなど，地元の漁業及び観光振興につながる誘客の推進を図ってまいります。

また，移動手段の一つとしまして，九州産交バスの長部田停留所があそこにあるわけですが，ここに快速あまくさ号の停車を早期に実現したいと考えているところでございます。

また，漁業用道路の長部田海床路もありますので，漁業者が長部田海床路を通行する際に観光客とトラブル等が起きないように交通誘導員を配置し，暫定的な駐車場整備後の本格整備については，関係者との協議・調整を行って，配置計画や出入口の検討を行うこととしております。

次に，第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画に基づく事業成果と今後の具体的な取組についてお答えをいたします。

本市では，令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします，第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

この事業計画は，「宇土っ子のゆたかな心と元気な体を育む」を理念としまして，一つ目に，元気な心と体を育み，自立を支えること，二つ目に，子育て家庭をみんなで支えること，

三つ目に、ゆたかに育つ安心・安全のまちをつくることを基本目標としております。

昨年度までの各種事業は、子育て世代包括支援センターの設置や病児・病後児保育事業の拡充など、おおむね計画どおりに進捗しておりますが、大きな課題として、保育所の待機児童の解消が挙げられます。令和4年度当初の待機児童数は、前年度に引き続き0人となっておりますが、例年、年度途中の育児休業からの復帰や転入等による申込者数が多く、宇土市も昨年度同様、年度途中には待機児童が発生するものと予測しています。

このため、今年度中に、第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育施設の需要量の見直しを行い、特に待機児童が多い、0歳から2歳児の定員増に向け、市立幼稚園の認定こども園移行が可能かどうか等を含めて、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、小中学生対象のこども医療費助成制度につきましては、現在は一部負担をお願いしておりますが、令和5年1月診療分からは、保険診療の自己負担分の全額を助成する方向で今市議会定例会に関係予算を上程させていただいております。

次に、特別支援教育及びICT教育の今後の具体的な取組についてお答えします。

特別支援教育については、これまで早期の段階から理解を深め、支援を行うため就学前の保護者を対象とした就学相談体制の充実を図ってまいりました。また、小中学校においては、増加する特別支援学級在籍児童生徒に対応するため、支援員配置の拡充を行ってきたところでございます。

今後も、特別支援教育への理解と啓発について積極的に推進していくとともに、新たに専門的な知識を有するコーディネーターを教育委員会に配置するなどし、関係機関との連携充実や乳幼児期から就学に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を行ってまいります。

ICT教育については、GIGAスクール構想に基づき、今年度から小中学校に対し計画的に電子黒板を整備してまいります。電子黒板を導入することで、これまで紙を中心に行っていた授業から、ICTを活用することで進化した授業にシフトすることができます。また、日常的にタブレットを使用することで、将来的に、高校・大学へ進学した際には、タブレットの使用は必須となることから、早い段階から使用することで、スムーズに対応することができます。

さらに、タブレットの家庭への持ち帰りを促進するため、先ほど野口議員の代表質問に答弁しましたとおり、就学援助世帯については、今年度から新たに通信費の項目を追加しまして、家庭でタブレットを使用して学習するために必要な費用の一部を支援してまいります。

また、Wi-Fi環境のない家庭に対しては、モバイルWi-Fiルーターを就学援助対象世帯に限らず、申請があった世帯に対し、無条件で無償での貸し出しを行ってまいります。以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 嶋本圭人君。

○7番（嶋本圭人君） 答弁をいただき、ありがとうございました。元松市長が就任されて12年が過ぎました。本市におきまして2016年の熊本地震、そして2か月後の豪雨災害が発生し、かつて経験したことのない大災害となり、早期の復旧・復興に取り組んできた中、2年前の新型コロナウイルス感染症の対応等で、現在におきましても様々な課題に市の職員の皆さん方は取り組んでおられます。施政方針の中にありました、コロナ禍を克服した先にある10年後、20年後の本市を見据えた「未来につながるまちづくり」「住みよさを実感できるまち」になるよう、今後も取り組んでいただきたいと思います。厳しい財政状況の中にありますが、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、宇土、みらいの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の代表質問を終わります。

次の本会議は、明日8日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時36分散会

第 3 号

6 月 8 日 (水)

# 令和4年6月宇土市議会定例会会議録 第3号

6月8日（水）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 檜崎政治議員

- 1 安心・安全なまちづくりについて
- 2 学校給食について

### 2. 西田和徳議員

- 1 住吉漁港の土砂処分場について
- 2 笹原地区船着場の整備について
- 3 熊本県産アサリ貝について

### 3. 今中真之助議員

- 1 新型コロナウイルスについて
- 2 西部地区活性化（振興）対策について

### 4. 佐美三 洋議員

- 1 市施設網田レトロ館（網田駅舎）を創建当時に近づけるための本格的な修復・改修の必要性について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 佐美三 洋 君	2番 小崎 憲一 君
3番 今中 真之助 君	4番 西田 和徳 君
5番 園田 茂 君	6番 宮原 雄一 君
7番 嶋本 圭人 君	8番 柴田 正樹 君
9番 平江 光輝 君	10番 檜崎 政治 君
11番 野口 修一 君	12番 中口 俊宏 君
13番 藤井 慶峰 君	14番 芥川 幸子 さん
15番 山村 保夫 君	16番 杉本 信一 君
17番 村田 宣雄 君	18番 福田 慧一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東 顕君	財政課長	北谷太示君
企画課長	宮崎英児君	環境交通課長	松下修也君
新型コロナウイルス感染症対策室長	西山祐一君	農林水産課長	湯野淳也君
上下水道課長	岩崎広美さん	学校教育課長	池田和臣君
文化課長	淵上真行君	給食センター所長	渡辺勇一君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

10番，檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） 皆さん，おはようございます。宇土、みらいの檜崎でございます。ただいまより通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに，3月も一般質問させていただきました。その中で歯科健診を特定健診に，また高齢者に対しても健診を増やしていただきたいという質問をさせていただきました。先月16日に，歯周病から病気，認知症の予防，糖尿病の悪化を抑えるために，歯科健診を生涯行うというような発表があつております。本市におきましても，国からの依頼が来ましたら素早い対応をよろしくお願いいたします。

それでは，今回の質問は，安心・安全なまちづくり，学校給食について伺います。

まず初めに安心・安全なまちづくりの中の大雨時の災害対策について伺います。近年，地球温暖化に伴う気象変動の影響等により，洪水などによる水害が頻繁に激甚化するとともに，水災害のリスクが増大している中，営農をしながら取り組むことができ，地域の防災・減災に寄与する田んぼダムが取組が注目をされております。田んぼダムというのはどのようなものなのか，また本市に取り組む予定があるのか伺います。経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

田んぼダムとは，水田がもともと持っている水をためる機能を有効活用し，水田の排水口に専用の調整板を設置し，一時的に雨水を水田にためて，ゆっくり排水することで，大雨時に排水路や河川への流出量を抑制し，下流側の洪水被害を軽減する取組です。

この取組は，平成14年頃から全国的に広がっております。熊本県内では令和2年7月豪雨の影響で球磨川が氾濫し，甚大な被害が出た球磨川流域の治水対策として，球磨川流域の7市町村で令和3年から令和4年にかけて実証実験が行われており，水田の雨水貯留の効果を検証されています。

本市におきましては，防災・減災対策として，各排水機場や農業用ため池の整備を重点的に取り組んでおり，田んぼダムによる防災対策の取組は行っておりません。

今後，本市が流域治水の一環として田んぼダムによる防災・減災の取組を行うためには，

地形的条件や排水路等の整備が不可欠でありますので、まずは、球磨川流域の実証実験の結果を踏まえ、県や地元土地改良区とともに導入した場合の効果等を検証していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。全国的にも田んぼダムの導入、検証が行われており、大雨による出水自体を減らそうとすることが行われていると、佐賀県では今月九つの市町村で導入しております。本市におかれましても効果があると分かれば、取り組むことを検討する必要があるのではないかと思うわけでございます。そのときはよろしくお願いいたします。

次の質問であります。水道水について伺います。本市におきましては、令和2年4月に水道料金の値上げがされております。その当時は市民の皆様から、宇土市は何で水道料金が上がるんですかと何度も尋ねられ、理由を説明させていただきました。中には、熊本市と同様に地下水で補っていると勘違いした方も実は少なくないというふうに思いました。今回の質問は、最近水道水が濁っている、浄水器のフィルターが早く詰まってしまう、水質検査を行っているのかと尋ねられたことが質問のきっかけでございます。厚生労働省は、今年4月から水質基準を見直すと発表がっております。水道水の水質基準、水質管理目標設定の項目が変わり、残留農薬等の変更が緩和されたとしていることに気づかされました。その件でお尋ねいたします。

市民から水道水が濁ったことを何度か聞いたことがあります、水質基準はどうなっているのか。また、水質管理について、今年度から農薬類の目標値の見直しがあったと聞いておりますが、その内容はどうなっているか、建設部長お尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

水道水の水質基準は、水道法に基づき、水質基準に関する厚生労働省令において、項目と基準値が定められており、水道水はこの基準に適合しなければならないため、本市においても定期的に水質検査を実施しているところです。

また、議員御質問の農薬類の目標値の見直しについてですが、見直しがあったものは、先ほど申し上げました水質基準に位置づけられたものではなく、平成15年厚生労働省健康局長通知により定められた水質管理目標設定項目の農薬類に位置づけられたものです。

今年4月1日に見直された主な農薬類としましては、ホスチアゼート、メチダチオン及びイプフェンカルバゾンの三つになります。

具体的な見直し内容としましては、まずホスチアゼートは、内閣府食品安全委員会におい

て、食品健康影響評価の結果に基づき目標値を計算したところ、現行の目標値と異なる結果が得られたため、目標値を1リットル当たり1千分の3ミリグラムから1千分の5ミリグラムに緩和されたものです。

次にメチダチオンは、これまでメチダチオンそのもの、いわゆる原体のみが検査対象でしたが、その原体が塩素と反応し生成されるオキソン体についても新たに検査対象とし、従来の原体濃度にオキソン体を原体の濃度に換算し、含めたものを目標値とするものです。

最後にイプフェンカルバゾン、検出頻度が低かったため、農薬類の分類区分が要検討農薬類でしたが、厚生労働科学研究において、検出率等が他の農薬と比較して高いことが確認されたことから、検出される可能性の高い対象農薬リスト掲載農薬類に変更されたものです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。この農薬類の水質管理目標設定項目は15ですかね、対象の農薬リストの中には入っており、緩和されたものもあれば強化されたものもあるというわけでございます。また、この農薬以外では、私ちょっと調べたところ、有機フッ素化合物の環境汚染などが実は問題視されている中、毒性の評価が定まらないことや水中の存在量不明等の理由から、水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目にあるんですね。その中のペルフルオロヘキサンスルホン酸ちょっと長い名前なんですけど、スルホン酸は強い毒性があることが分かり、今回水質管理目標設定項目にこれが加えられております。このスルホン酸は自然界では分解できず、強い毒性を持つもので、実はコンビニのおにぎりやお弁当のフィルム等に利用されて、滑りやすくするものでフッ素加工されたものです。こういうものもあるということが分かりました。今回分かったことは本市でも全国的にもこのような農薬や水質基準、水質基準項目の基準値の51項目は水質として検査をしますが、それ以外の水質管理目標設定項目の目標値27項目、農薬量は目標値があれば水質検査を行わないということが分かったわけでございます。自宅で飲む水には浄水器を付けて飲む家庭が多くなっている理由の一つであるかなと思われるわけです。今後もですね、こういう件はいろいろ調査を行っていきたいと思っております。

次の質問に入ります。次は、信号機のない横断歩道の安全対策について伺います。

近年、通学中の児童等が巻き込まれる痛ましい事故が全国的に発生しております。通学部分の安全確保につきましては、ハードな整備だけではなく、ドライバーの安全運転の意識向上が不可欠であります。信号機のない横断歩道における歩行者等の優先につきましては、道路交通法第38条に規定されております。ドライバーは横断しようとする歩行者がいた場合は、横断歩道手前で一時停止をしなければならない。違反した場合は普通車で9千円、違反点数2点が罰せられます。JAFの2021年に行った信号機のない横断歩道、歩行者横断

時における車の一時停止状況の全国調査によれば、熊本県は60%の車両が一時停止をしていないという調査結果が出ております。歩行者等の安全確保のために、一時停止は100%を目指していく必要があると考えております。本市には信号機のない横断歩道が何箇所あるのか、本市におきましても、歩行者が立っているのに一時停止をしない車を多く見かけます。歩行者の安全確保に向けてどのような取組を行っているのか、また特に、児童生徒の安全対策はどうなっているのか、市民環境部長へお伺いします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

現在、宇土市内には184か所の横断歩道があり、そのうち59か所に信号機が設置してありますが、残りの125か所、割合にして約7割が信号機のない横断歩道となっております。

この信号機のない横断歩道においては、樫崎議員御指摘のとおり、道路交通法第38条により横断歩道に横断しようとする歩行者又は自転車がいる場合は、車両等は横断歩道若しくは停止線の直前で一時停止し、横断者の通行を妨げないようにしなければなりません。

JAFが2021年に行った信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査によれば、一時停止率の全国平均は30.6%、熊本県は40.8%となっております。熊本県は全国平均を10%ほど上回る結果となっております。しかし、これは逆に60%の車両は一時停止をしていないという調査結果でもあり、歩行者等の安全確保のためには、一時停止率100%を目指していく必要があると考えます。

現在県においては、県民一人一人が横断歩道では歩行者優先との認識を促すために、令和3年4月1日から令和5年3月31日までを「横断歩道 止まって渡す『思いやり』キャンペーン」の期間として、横断歩道に関する交通ルールの周知・徹底を図っております。

本市においても、毎年春と秋に開催される全国交通安全運動の期間中に啓発チラシの配布などを行っておりますが、今後も一時停止率100%を目指し、県や警察とも連携を図りながら、様々な機会を捉えて広報やホームページ等で、横断歩道では歩行者優先の周知に努めてまいります。

また、地域からの要望があれば、ドライバーに注意を促すためのカラー舗装や横断歩道注意の路面表示を市道に設置するなどの対策を進めてまいります。

なお、児童生徒の安全対策につきましては、毎年各小学校で交通安全教室を開催しており、今年度も既に6校で交通安全教室を開催しております。今後も交通安全教室の中で、県が推進するてまえ運動への取組として、通行車両に対して手を前に出して合図を送り、ドライバーへ明確に横断の意思を伝えるように指導してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。横断歩道で一時停止をしないというのは、私も何回か遭遇しております。「ええ、何で止まらないのか」と思うこともしばしばあるかと思えます。中には一時停止をする義務はないと思っているドライバーもいるのかもしれませんが。また歩行者が立っているのに、気づかないこともあるかもしれません。また横断する方も何らかの意思表示が必要ではないのではないのでしょうか。よければですね、広報紙で注意喚起を行っていただきたいと思うわけでございます。また、信号機のない横断歩道に向けたカラー化ですね、宇城警察署と連携して設置を増やしていただきたい。私が思う目立つところは西日本製鋼の前と下松山と上松山の間の元ヒライの弁当の前、一度死亡事故があったところですけど、本当に目立つカラー横断歩道になっております。手前が茶色で舗装しており、その後グリーンでということですね。是非よければ信号機がそこに設置できない場合は、もうこのようなカラー化を是非やっていただきたいと思えます。そして、今度はこの横断歩道のカラー化をした後に、是非効果を検証していただきたい。今後も宇城警察署と連携しながら、市内の交通安全対策に取り組んでいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

最後の質問になります。学校給食について伺います。

学校給食に関する質問は、今回で何回となく質問させていただいております。アレルギーもあれば、米飯給食推進というようなこともさせていただきましたが、今回は食育について免疫を上げる食材、免疫力を低下する食材として完全米飯推進についてお尋ねします。

まずは、本市での食育とは何か、学校給食を活用した取組について、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

近年、偏った栄養摂取、朝食の欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。

平成17年に食育基本法が、平成18年に食育推進基本計画が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識、望ましい食習慣、また地域の食文化を理解し、郷土を愛する心の育成などを身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでおります。

議員御質問の学校給食における食育の取組につきましては、正しい食事の在り方と望ましい食習慣の形成など、学校給食を生きた教材とするために、献立の工夫を行っております。なお、毎年6月は食育月間となっており、テーマに沿った特別メニューを実施しております。昨年度は、食生活について考えることをテーマとして、米、海苔など宇土市産の食材を使用したうとん朝食メニューなどを提供しております。

また、各学校と連携した給食指導を行っております。具体的には学校給食センターと各学校の情報交換の場となるふれあいノートを活用して、給食指導の改善につなげています。さらに、鶴城中在籍で、給食センター兼務の栄養教諭1名及び宇土小在籍で、給食センター兼務の学校栄養職員1名が、それぞれ各小中学校に出向いて、食に関する授業や集会などで、児童生徒への食の指導、食育を実施しております。そのほかにも給食時における食に関する話題となる放送原稿やホームページの作成、また児童生徒や保護者に対して食に関する知識の啓発として、給食だより「ぱくぱく」を毎月発行しております。

このような取組を通して、子どもたちが食べ物や料理のことを知り、体や健康と食事について考える機会をつくるなど、学校給食での食育を推進しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。学校給食の始まりは、生活が苦しい子どもたちに無償で昼御飯を用意したことが、日本における学校給食の始まりだそうです。現在は、先ほども話を挙げましたバランスが取れた給食をいただいております。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を見つけていくために何よりも食は重要であり、給食を活用した食育に取り組んでいるわけでございます。できるだけ安い価格でバランスの良い給食献立作成をすること、栄養教諭の方は特に大変だと思います。本市では週に3回が米飯、2回がパン、3対2の割合になっていると思いますが、私は、宇土市は是非完全米飯にさせていただきたいと思うわけでございます。毎回お米に切り替えてくださいと要望しておりますが、今回は免疫力を上げるため、輸入パンから地元の宇土市のおいしいお米に変えていただきたいと思うわけでございます。皆様も御存じのとおり、学校給食のほとんどのパンは輸入の小麦粉を使っております。当然であります。遺伝子組み換えの小麦粉であります。この遺伝子組み換えの小麦粉の特徴であります。2週間ほど早く収穫ができ、学校給食の小麦のパンは強力粉という小麦粉を使っています。日本の小麦粉よりグルテンの量が多く含むように改良されており、もちもち感が出るように組み込まれております。また、輸入小麦には、よく話が出ますグリホサート、除草剤を散布しており、雑草は枯れるが小麦は枯れない、もちろん遺伝子組み換えの小麦粉であります。2019年輸入小麦残留農薬調査を国で始めたわけですが、100%近くグリホサートの農薬残留が確認されているのであります。極めて危険なものだと言わざるを得ません。ちなみに日本の小麦粉にはグリホサートの農薬は検知されておられません。この遺伝子組み換えをしている輸入の小麦粉、アメリカの輸入小麦とこの農薬グリホサートは、アメリカの同じ系列会社で作っております。これは切っても切れない関係にあるんですね。また、小麦粉の遺伝子にグリホサートの除草剤に負けない小麦粉の遺伝子を組み込み、グリホサートの農薬をどれだけ撒いても枯れないわけです。小麦に影響を与えずに駆

除ができる。当然生産性を上げるために使っているわけでございます。このグリホサートは、いろんな健康被害が想定されているわけでございます。海外ではグリホサートを使わない国も増えてきております。日本では、輸入する小麦粉にはグリホサートの基準が実はだんだん緩やかになってきているわけです。このグリホサートの農薬基準ですけど、実は玄米ですと0.01ppmです。しかし小麦粉はなんと30ppmなんです、3千倍、規制が緩やかなんです。どう思いますか、そのまま国の方針に沿って輸入小麦粉のパンを子どもたちに食べさせますか。実際何が起きているかといいますと、そのままグリホサートを腸に入るとどうなるか。これは問題になっております。単体では被害はないと言われておりますが、実際には私たちの腸にグリホサートが入ると、腸の中で腸内細菌が非常に影響を与えていることが論文等で分かっております。特に私たちが必要とする共生菌が死滅しやすくなり、日和見菌、乳酸菌とか酪酸菌が死滅する。私たちに害がある大腸菌、これはよく悪玉菌とかいいますけど、これは死なないんですよ、増え続けます。そういうことが分かっています。また、悪玉菌はたんぱく質を分解して有害物質を発生させ、腸内環境を悪化させます。また、悪玉菌が増えますとどうなるかという、無害な日和見菌が何と悪玉に勝ってしまうんです。一気に腸に炎症が起こったり、免疫力が落ちることが分かっております。また、最近小麦粉の被害のトラブルを耳にいたします。小麦粉のたんぱく質、グルテンを全く受け付けない人、欧米に多くいます。セリアック病というのがあります。絶対にグルテンを受け付けない人がいます。テニスのジョコビッチさん、あの方が十何年前にこのセリアック病で体調を崩して、もう引退かというときに食育を全部改善しております。そしたら今でもあの歳でナンバーワンをキープしていますよね。すごいことだと思います。ただ、日本でもグルテンに弱い人がいることが分かっています。よくグルテンフリーとか聞きますけど、小麦粉をできるだけ取らない方もいるそうですね。実はですね、私の妻が髪の毛を検査に出したところ、グルテンの不耐症とイーストの不耐症と診断されております。また一緒にいた友人もグルテン不耐症ということで結果が出たんですね。ですから、だんだん日本人にもグルテン不耐症という方が増えてきているのではないかと思います。またグルテンは、特にパンに使う強力粉は、グルテンが非常に多くて、腸の壁に消化がしにくくて粘り気が強くてくっつくんですよ。これがアレルギーで炎症を起こすことが分かっております。またパンには、必ずよく入るのがショートニング、マーガリン、こういうものにはよく話を聞きますが、トランス脂肪酸が含まれているわけですね、これは当然皆さんも御存じかもしれませんが、動脈硬化、心疾患を起こす原因であることが分かっております。アメリカではトランス脂肪酸の規制があり、ニューヨークでは外食のレストランではトランス脂肪酸を使わないという規制があるわけです。その後、ニューヨークでは心臓発作が7.8%下がったという報告も出ています。それに比べて、お米はどうかといいますと、宇土市の森のくまさんを使っているわけです。

ね。アレルギーは一切ないんです。また、お米には必ず麦を入れております。この麦を入れることにより、糖質の吸収の抑制やコレステロールの低下作用、そして腸活サポートの働きが期待できる不足がちな食物繊維、たんぱく質、ミネラル、豊富な栄養素がたっぷり含まれているんです。腸の活性化をさせ、間違いなく免疫力を上げる、そして病気にならない体をつくることのできるわけです。また、地産地消のためである子どもたちに食育の教育に欠かせない、地元農家の方々へ感謝の気持ちを伝えることもこの教育でできるんです。どこを比べても宇土市の森のくまさん、これは残念ながらパンは比べようがないわけでございます。完全米飯を取り入れ、宇土市に食育の力を入れることを是非打ち出していきたいなと私は思っております。

実は、このような話を執行部にもう何回もさせていただきましたが、でもですね、でもですねというような回答がよく返ってきておりました。熊本県の状況を見て判断しますとか、子どもたちの意見を聞いてみますとか、もうそんなことを言っていたらなかなか進まないですよ。実は、久留米の学校の栄養教諭の方に聞いたことがあるんですね。久留米市は30万都市で米の比率が実は4対1に一気に変えております。ただ、完全米飯にしなかったのはなぜなんですかと話を聞きました。そしたら実は地元業者があったんですよと、したかったんですけど、無理でしたという話を聞かせていただきました。ただ、宇土市にはパン業者はいません。米業者はいらっしゃいますけど、そしてお米を週4回に変えると、パンと比べて年間70万円ぐらい手出しがいるということでもあります。年間です。ということは、完全米飯にすると、大体140万円ぐらい上がってくると思いますけど、小麦粉も間違いなく上がります。また、日本国産の小麦粉はもっと米と比べてはるかに高いんですね。子どものために、そして地産地消で地元で育てたおいしい添加物が入っていないお米の森のくまさんを、是非食べていただきたいと思うわけでございます。教育部長、よろしく願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本市の給食では、現在、週に3回の米飯と2回のパンを提供しております。県内各市の状況は、週4回米飯が宇城市、玉名市、八代市の一部、阿蘇市の一部、その他は本市と同様に週3回の米飯となっており、完全米飯はございませんでした。このように、県内各市では、米飯週3回、パン週2回が大勢を占めております。

今後、他市の状況や食材費等を勘案して、米飯の回数を増やす方向で検討してまいります。次に、宇土市産の食材利用につきまして、現在の状況を御説明いたします。

給食で提供する米飯のお米は、宇土市産の森のくまさんを100%使用しています。また、網田漁協、住吉漁協からいただいた宇土市産の海苔や、JAから納入した宇土市産のネーブルを提供しており、子どもたちにも好評でございます。

さらに、今年6月からは、地産地消の一環として、月に一度宇土のおいしい食べ物を紹介する日「うとんうまかデー」を新たに実施いたします。この日使用する野菜につきましては、昨年度から宇土市産の野菜等を給食に取り入れるために、本市の生産者で作る合同会社U.T.O.と協議を重ね、この団体の野菜等を使用して開始することとなっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 榎崎政治君。

○10番（榎崎政治君） ありがとうございます。お米を増やすということだと私は解釈いたしました。是非、教育部長、教育長もいらっしゃいます。子どもたちのために地元農家さんのためにも完全米飯を是非やりましょうよ。県内各市の状況を気にせずに、どこも完全米飯をやっていなかったら宇土市でやりましょう。食育を本当にやるのであれば、免疫力を上げることが食育には大事なことであります。

それで、学校給食教育論の大会にも私は参加したことが何回かあります。その中でも、キレる子どもがいた小さな小学校なんですけれど、食をパンからお米に変え、そして地元の野菜を食べるようになったらキレる子どもが少なくなったと、あとは便秘がなくなったと、そういう発表も聞いたことがあります。是非ですね、やはり食育、免疫力を上げることを考えていただきたいと思います。生徒はお昼パンを食べて、最近先生方もパンを食べているかなと思いますけど、結構弁当持参の方も多い気がいたします。また、熊本県の学校給食センターのスタッフに栄養士の先生がいらっしゃるわけですが、絶対パンよりも米がいいということは気づいていらっしゃると思うんですよね。なかなかその方向にいけない理由があるのかと思います。

ここに、熊本県の学校給食パンの配合比率表をわざわざ渡辺課長に作っていただきまして本当に感謝を申し上げます。これをちょっと見ながらですね、御説明をさせていただきたいと思いますけど。まず1番目の基準パンというのがですね、最初に入っているのが小麦粉、カナダ・アメリカ産が90%、熊本産が10%です。あとショートニング、トランス脂肪酸が入っております。トランス脂肪酸を最近減らしているというような話も聞きます。これは悪いと分かっているからです。このショートニングには、この油はオメガ3ではなくてオメガ6でございます。このオメガ6の油を常時食べていますと、よく聞きますLDL悪玉コレステロールを引き上げる、要するに善玉コレステロールを下げて、悪玉コレステロールを上げる油でございます。これは、血液ドロドロ又は血管が硬くなる、そういうことで動脈硬化や心筋梗塞が起きますから、食には気を付けてくださいというようなことを言われております。またこのイーストフードも、実は食品添加物であります。ショートニングと同じ作用があるようでございます。砂糖とか入れております。何かいろいろおいしくなるものを入れなくてはパンはできないんです。要するにここで見てみますと、免疫力を上げるようなもの

は入っていないように思われます。また、その中で真ん中のちょっと下に、ひのくにパンというのがあります。これも実は学校給食で注目を浴びている商品らしいのですが、これを見てもみますと何と小麦粉100%です。熊本産、頑張っているらしいのですが、しかし残念ながらショートニング、イースト、そしてもう一つ不思議なことがあります。小麦粉のグルテンを無理矢理入れているんです。なぜかという、先ほど言いましたように日本の小麦粉ではパンを作るのはちょっと無理があるんですね、グルテンが少なすぎて。それでわざわざグルテンを入れているんです。イーストフードも入れてあります。またこの下にソフトフランスパンというのがあります。これも実は小麦粉100%なんです。なぜかといいますと、フランスパンは硬くてもいいんです。こしがなくても大丈夫なんです。ただし、ソフトフランスパンじゃないと子どもたちは食べない、硬かったらですね、フランス人が食べるようなパンでは。ですからそのために、やはり柔くするためにイーストフード、ショートニングを入れているわけですね。最後に、下から2番目の米粉パン、玄米パンがあるんですけど、今日の熊日の新聞にも載っております。このウクライナの戦争があっているの、自給自足が大事ですということ、日本人は日本のお米を食べましょうというような社説がございましたが、この米粉パンを見ていただくと、米粉ミックスと書いてありますね。ミックスと書いてあるけど、絶対米粉が全部入っているわけではないんです。皆さんも御存じかもしれませんが、スーパーに日本産の小麦粉と書いてあるでしょう。あれ100%日本産の小麦粉ではありません。日本の基準は50%以上日本の小麦粉が入っていたら日本産と書いていいんです。あと、アメリカ産でも全然関係ないんです、農薬が入っても関係ないんです。これは調べますと20%がやはり別なものが入っています。当然、米ではパンができないのです。そのために、やはりマーガリンを余計加えています。玄米パンも一緒でございます、マーガリンを入れております。そうしないと、おいしいパンにならないんです。ですから、わざわざここまでする必要がなくて、消費するためにはお米を食べるのが普通だと私自身は思っております。ですから、先ほども言いましたが、いろんな配合成分には免疫を上げる成分はないように思います。その中で、先ほども言いました玄米と米飯、パンと比べてみましたが、やはり地元の農家さんが一生懸命思いを込めて作りました森のくまさんを子どもたちに食べていただく、このことが本市における食育の第一歩だと私は思うわけでございます。この件に関しまして、元松市長に見解をお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

今回私は、マニフェストの中に免疫力を高めるといふようなことを入れました。その理由の一つが、免疫力を高めることによって、感染症等への予防効果がある、重症化の予防効果があると、それにつながっていくというような御指摘も聞いておりますし、そういう意味で

このコロナ禍において、まず体の中から強い感染症に負けない体をつくるということが非常に重要だという意味で、この免疫力を高めるということを使ったところでございます。

食を通して、免疫力の高い健康な体をつくるためには、主食・主菜・副菜の三つを基本として、栄養バランスの取れた食事を毎日規則正しく取ることが大切だと言われております。

また、免疫細胞の約7割は、腸に集まっておりまして、病原菌やウイルスなどから体を守る免疫という仕組みを持っております。この免疫力を高めるためには、ビタミンを多く含む旬の野菜や果物を食べることで、あるいは発酵食品や食物繊維を摂り、腸内環境を整えることが重要となります。

給食では、毎月「まごわやさしい和食の日」を作り、まめ・ごま・わかめ・やさい・さかな・しいたけ・いもの7品目を意識して食べてもらうようにしております。日頃から、この7品目を意識して食事をすることで、健康的なバランスの良い食事につながるものと考えております。

学校給食では、このような考えを基に、主食・主菜・副菜を基本とし、旬の野菜を取り入れた献立により、子どもたちに栄養バランスの取れた給食を提供しております。子ども一人当たり、年間でおおよそ200食、小学校6年間で1,200食、中学校3年間で600食、合わせて9年間で1,800食もの給食を提供しており、健康な体づくりは、子どもたちの成長とともに日々繰り返された給食にあるものと考えております。

また免疫力を高める食の啓発と推進の新たな取組としまして、今後、月1回程度を仮称ですけれども免疫力アップデーとして、免疫効果のある食材を給食に利用するとともに、給食日より等で啓発をしていきたいと考えております。この啓発の部分が非常に大事で、食に対して考える機会を増やしていきたいというような意味であります。

先ほどからお米の話が出ておりますが、私もいろいろ調べてみているんですけども、米とパンの違い、先ほど残留農薬の話もありました、グルテン等の話もありましたが、一番違うところはそこもあるのですが、もう一つ違うところは、お米はかんで食べる食べものだということだと思います。主食と言われるものにはパンがいい、御飯がいい、麺類も主食だと言われますが、その中で一番かむのがお米、粒ですからかまなければ食べられないというのがお米であります。しっかりかむということで何が違うかということ、もう議員にわざわざ言う必要もないと思いますが、唾液の分泌を促進すると、この唾液が非常に大きなポイントで胃腸力を高めることにつながる。またそのことで消化吸収力がアップする、そして免疫力がアップするというような効果につながると言われています。そういう意味では、御飯を出すだけではなくしっかりかんで食べる指導も重要なのかなと考えているところです。今、お米に関しては、議会からの御指摘も受けまして、地元産100%のお米を使用させていただいております。農薬も小麦とは違います。地元産100%のお米をしっかりかんで食べることで

は、必ず子どもたちの健康にプラスになって、つながっていくものだと考えておりますので、先ほど教育部長も答弁しましたが、米飯の割合については、できるだけ早く対応してまいりたいと考えているところです。

今後も安全で安心して食べられるおいしい給食を提供して、併せていろいろな啓発に力を入れることで、免疫力の高い健康な体づくりに貢献してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 檜崎政治君。

○10番（檜崎政治君） ありがとうございます。市長がおっしゃることも大事なことです。前回はおむことが大事ですよと、パンを牛乳で飲んだらおむ力はなくなりますよという話を私もさせていただきました。学校給食のスタッフの方はよく頑張っていると思います。一生懸命苦勞していろいろないい食材を使っていると思います。ただ、どれだけ頑張ってもパンと併合したら、基本的に言えば免疫力を上げるためにはいろいろな食材を取っても、腸が元気でなかったらどんなものを入れてもそのままに出てしまいます。そういうことで、是非米飯、年間140万円ぐらいです。ただ、小麦粉は間違いなく上がります。差がなくなってきました。今日の熊本の新聞の社説に、ちょっと米の話が出ておりました。やはりこういう戦争のときには是非やはり自給自足ができる自分たちで育てて食べられるのは、これお米ですよ、本当は。是非そういうお米をやはり食べていただきたいと思えます。

あともう一つだけ最後に述べさせていただきます。私は議員となって12年が過ぎようとしています。始めた頃は宇土市のために何ができるかと模索して、介護の仕事、夜勤介護だから議会には迷惑をかけないということで、福祉の勉強ができるということを考えて今まで介護福祉士として現場に入っていました。どうでしょう200名ぐらいの方のお世話をさせていただきました。その中で一つ気づいたことがあるんですよ。認知症、アルツハイマー型認知症、またレビー小体型認知症、この方々は同じ特徴があるんですよ。それは、一つが便秘の方がすごく多いんです。あと一つ、体温が低いんです。冷え性の方が多いいんです。また反対に90歳、100歳でも元気な方がいます。そういう方と何が違うかといいますと、元気のいい方は、余りこの場ではあれですけど、排便のコントロールがすごくうまくいっているんです。中にはですね「私バナナみたいなのが出よっね」って、本当に90歳過ぎの人が。その方は健康なんですよ。そして体温が36.9度とか8度、体温が高いんですよ。間違いなく腸がいいわけなんですよ。腸が活性化して免疫力が上がっているんですよ。だから、私どももやはり健康と安全に対していろんな形で話をしていますが、まずはそういう腸を良くするための食育とか、そういう部分を考えていかなければならない時期に来ているのではないかと思うわけでございます。

以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。10時50分頃から会議を開きますのでよろしくお願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いします。

-----○-----

午前10時47分休憩

午前10時51分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番、西田和徳君。

○4番（西田和徳君） 改めまして、おはようございます。宇土市政研「志」の西田でございます。今回一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

一つ目は、住吉漁港内に計画されている土砂処分場について、漁業資材置場の早期確保のための今後の埋め立て計画について、経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

先日の嶋本議員の代表質問の市長答弁と内容が一部重複しますが、御了承をお願いしたいと思います。

土砂処分場の整備スケジュールについては、今年度から令和5年度までに環境影響評価業務を、令和6年度に埋め立て申請、地質調査・測量設計を実施、令和7年度から護岸工事に着手し、令和10年度に竣工を予定しております。令和9年度から土砂の暫定的な受け入れを開始し、最終的な受け入れ期間は令和14年度までの6年間を予定しております。

また、埋め立て計画については、今年度から行う環境影響評価業務の結果を踏まえ、令和6年度に実施予定の測量設計業務にて、具体的な計画を策定していくこととなります。その計画の中で、埋め立ての全体面積が約15.8ヘクタールと広大であり、整備区域内には小部田区からの排水路もありますので、長部田港に隣接した西側を1期、東側を2期とした分割した整備となることが考えられます。整備に当たっては、国・県などの関係機関と綿密に協議を行っていきたいと考えております。

なお、埋め立て完了後の土地利用については、漁業資材置場等の水産関連施設や他の用途も視野に入れ、住吉漁協及び地元行政区と話し合いを行うとともに、この整備箇所が熊本市の海路口漁協、川口漁協、宇土市の住吉漁協との漁業権共有地にもなっておりますので、熊本市の2漁協とも協議しながら検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 西田和徳君。

○4番（西田和徳君） ありがとうございます。この長部田埋め立てについてですね、私も2期目に何とかここを埋め立てられないかという思いで、河内漁港を何度も見に行きまして、その中で漁業者の皆さんと話しながら、どこから来たと言われて、住吉から来ましたと、住吉、あそこでよう海苔ばさすねと、非常に、ああ、海苔の人は大変だなと改めて思うところでありました。埋め立てられているところを見て、うちも何とか埋め立てられないかなと、資材置場と水産試験場だとか、そういうものはこっちに移動してきて、あそこが活性化ならんかなという思いで、地元県議ともどうしたらこういう埋め立てができるんだろうかと、いいですねという形で何度もお会いしたときに話をし、うちも何か埋め立てるようにならないだろうかとということで相談しながらいたところ、県議のほうから先に電話をいただいて、埋め立てが決定しましたよということでは言われました。それで私も非常にうれしく思ったものですから、一般質問させていただきました。

令和7年度から護岸工事に着手し、令和10年度竣工予定で、令和9年度から土砂の受け入れ、最終的には令和14年度まで6年間を予定されているということで、長部田港に隣接した西側を1期工事、東側を2期工事と分割されて整備されるということでございますが、1期工事ができ上がって使えるようになれば、資材置場や加工場だとか漁師が獲った青空市場だとか、そういったイベント的なものもできるようになればなというような思いがしております。もう1か所は先ほど言われたように、海路口漁協、川口漁協、住吉漁協の3漁協の協働漁場でございます。なかなかまだ時間はありますけど、早い段階で3漁協と協議をしながら、西部活性化につなげていただきたいというふうをお願いを申し上げます。

次の質問に移ります。2点目ですが、笹原地区の船着場整備について。これは今、長部田海床路が非常に観光客でにぎわっております。漁業者の皆さんもあそこで作業をされる方がいらっしゃいます。非常に作業場が狭くなっている点もございまして、それに関連して笹原地区の船着場が24時間出られるようになり、この資材置場等々も使えるようになればというふうに思いますので、船着場の周辺の整備について経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

一級河川緑川の左岸に位置する笹原地区船着場は、河川管理者である国土交通省による放置船対策に伴う係留施設の整備及び緑川左岸笹原地区護岸工事の機能保障工事として整備され、平成30年度におおむね完了しております。追加工事として、護岸の延伸工事も今後国土交通省側で予定されており、港としての機能強化が図られつつあります。

現在、笹原地区船着場を構成する護岸や浮棧橋等については、本市が国土交通省から占用

許可を得て維持管理を行っており、今後、海苔の資材置場を整備するためには、国土交通省から新たに占用許可を得る必要があります。整備につきましては、住吉漁協や地元行政区の意見を踏まえ、海苔の資材置場の確保に向け、国土交通省と占用協議を進めているところで

す。

現状、陸路からの搬入は、港からの距離も少し離れており、直接船からの搬入ができるようになれば、利便性や効率性が向上します。また、船からの海苔資材の搬入においては、港内に漁船を係船する必要がありますが、現状としては、港内に土砂の堆積が確認されています。昨年度に国土交通省が土砂の一部浚渫を実施されておりますが、土砂堆積が著しい状況となっております。このため、本市といたしましては、港内へ通じる市管理の轟緑川第2排水機場からの水中ポンプを用いた強制排水を利用し、港内の堆積土砂を下流に押し流すことが可能か、その効果等を検証したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 西田和徳君。

○4番（西田和徳君） ありがとうございます。取組は分かりました。平成30年度に国土交通省によって完了したということではございましたけど、毎年のように土砂堆積が見られます。昨年度は何とか国土交通省に浚渫をお願いし、一部浚渫をしていただきましたが、やはり一部だと埋まるのが早くてですね、どうしても埋まってしまっている状況がありますので、今後、強制排水をしていただくということで、そのとき一緒に漁業者も船を出して、海底下で引っ張って少しでも船の出入りができるように協力しますので、何とかよろしくお願いを申し上げます。ここが整備できれば、海苔の業者の方たちも利用できて、24時間出入りができれば漁獲量も増加するというふうに見込めます。今後もですね、私も国土交通省と話し合いをしながら、そしてまた市も協議を重ねて、一日も早い整備をお願いしたいというふうに思います。そしてまた、最終的にはここが漁港施設と言われるような位置づけになればというふうに考えますので、どうか検討をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移っていきます。三つ目に、熊本県産アサリについてですが、今回、アサリの産地偽装問題による緊急出荷停止を受け、県が取組を行った2か月間の状況と今後の流通方法について、熊本県産あさりブランド再生協議会を設置され、流通販売の仕組みを作られ、協議され、熊本モデルとして第1ステージが行われたと思いますが、この2か月間どうであったか、実施された結果を経済部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

アサリ貝の産地偽装問題を受け、熊本県産天然アサリ貝の緊急出荷停止が今年の2月8日から約2か月間実施され、この間の産地偽装の根絶に向けた漁協等と連携して県の取組が実

施されました。その主なものは、風評被害の防止に向けた積極的な広報活動、産地偽装110番による疑義情報の収集、産地偽装対策の徹底に向けた国への要望活動、熊本県産あさりブランド再生協議会の設置などを行っておられます。

熊本県産あさりブランド再生協議会では、産地偽装抑制のための仕組みづくり、熊本県産のブランド力向上の取組の検証実施などを漁業者、販売事業者、学識経験者、弁護士等で協議が実施されています。

現在は、産地偽装を防ぐ熊本モデルの流通販売の仕組みづくりが協議されており、出荷から販売までの数量及び流通の追跡、DNA検査による流通監視体制の構築、さらにその産地保証された県産アサリ貝の販売店の認証制度の創設が行われています。4月から5月にかけて第1ステージとして、販売協力店を限定して試行的にアサリ貝の販売を実施されています。

制度の概要は、漁業者が水揚げしたアサリ貝を漁協へ出荷し、漁協へ出荷されたアサリ貝は、県漁連の認定工場へ搬入され、そこで砂抜き、ネット詰め、封印を行い、県が認証した流通業者を経て、県が認証した販売協力店へ搬入され、消費者へ販売される仕組みとなっています。なお、DNA検査は、漁業者が水揚げされたとき、認定工場搬入時、販売協力店搬入時の計3回、県の機関で実施されることとなっております。また、産地証明書は、県漁連から直接販売協力店へ発行され、消費者が店頭で産地情報などを確認できる仕組みとなっています。なお、本市の両漁協も4月12日の水揚げ再開から5月27日までの間で、合計約11.5トンのアサリ貝を出荷されています。

4月から5月にかけて実施された第1ステージの検証の主なものとして、次の結果が得られております。販売協力店からの意見としては、産地証明書、識別表示シール、認証書を全て見える化することで、消費者にも分かりやすく安心・安全なシステムであるなどがある一方、産地証明書の出荷日と販売日に開きがあり、購買意欲の低下につながるなどの課題も出ています。また、認定工場での課題としては、高気温下でのネット流通では、鮮度低下を招く可能性があるなどが出ております。

今後、6月以降では、第2ステージにおいて、販売協力店を増やししながら、今申し上げました第1ステージの仕組みをベースとして、産地証明のデータベースを構築し、また、QRコードを活用し、流通段階での県漁連や県の監視体制の強化が図られる予定となっております。また、漁業者からの共販外流通いわゆる直接販売についても、県によるDNA検査及び漁協への報告を実施し、報告に基づき漁協で数量等を把握した上でQRコードを発行し、販売できるよう協議されています。なお、販売協力店の第1次募集が5月25日から6月30日までの間で開始されています。

また、ブランド力向上の取組として、熊本モデルによる県産アサリ貝の流通再開やその方法を消費者に周知するとともに、魚介類を含む県水産物の販売促進キャンペーンの実施も

行われています。

さらに、県産アサリ貝への信頼性を確保する取組として、熊本県産あさりを守り育てる条例の制定を予定されています。この条例は、産地偽装の根絶、県産アサリ貝の保全・育成、適正な販売・流通の確保を通じて、海域環境の保全及び本県水産業の発展を図ることを目的として、今年6月の県議会定例会に提案を予定されています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 西田和徳君。

○4番（西田和徳君） 詳しい説明ありがとうございました。明日、熊本県議会においても、アサリのことを質問されるというように聞いております。私も明日聞ければなというふうに思います。熊本県産あさりブランド再生協議会ということで、熊本モデル流通販売を第1ステージとして販売協力店を限定して販売されましたが、この2か月間再開されて、漁業は月に2潮、2か月で4潮、合計が今度は25日間アサリ貝を獲る予定でした。でも、そのうち5日間は出荷停止と、売れない、販売ができない。まだでも漁業者をそういうふうにするのかというふうに思います。6月以降は第2ステージとして、5月25日から6月30日まで販売店を募集するというふうに、これはもう遅いんじゃないかと思います。もうちょっと早く間口を広げないと、漁業者が出荷停止ばかりされるのではなかろうかとそういう思いがして仕方がありません。今度第2ステージで、販売店が増えることを期待したいというふうに思います。私も県に電話をして、販路拡大のために漁業者からの共販外流通はできないのかということで電話をいたしまして、いわゆる漁業者が直接販売するということなのですが、考えはありますと、検討します、今日新聞を見たら海苔で独占禁止法というのが出ておりました。アサリもこういうことをやっていたら、可能性はあるんじゃないかと、またそういうふうになってはならないので、こういった直接販売ができないかというのを検討してくれということでお願いをいたしました。11日から今度は予定されていますが、県産アサリの全国出荷再開の前に、アサリ産地偽装制限県独自の流通履歴監視制度をつくり、県は3日QRコードを使ってアサリの流通履歴を記録する産地証明支援システム試験運用を報道陣に公開されましたが、このアサリ偽装業者の名前が全然上がってこない。漁連に尋ねました。そういうところが認定工場になっていいのかと。また同じ偽装が行われるのではなかろうかと、これはいつまで監視体制が強化されるのか、非常に自分たちも不安でございますが、今回の偽装問題で誰が一番損をしたかと、この漁業者と消費者の皆さんです。騙されたと多分思われていると思います。今後もですね、県・国でしっかり監視をしていただいて、今後は二度と偽装や風評被害が起こらないように、漁業者や消費者の皆さんが犠牲にならないようお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。熊本県産のアサリ貝について、国・県・市によるアサリ貝の支援策

の取組について、アサリ貝の漁獲量が激減し、非常に今年に入ってはこの支援のおかげで、少しずつ漁獲量も増えつつあります。また今後も国や県や市に、アサリ貝の支援をお願いしたいということで、今後の取組について経済部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず、国による支援として、水産多面的機能発揮対策事業がございます。この事業は、漁業者等が行う水産業・漁村の持つ多面的機能発揮に資する活動に対して、交付金が支払われる事業となります。本事業の昨年度の取組状況としましては、干潟の地域資源の維持・回復を目的に、住吉漁協では漁場耕うんやアサリ貝の天敵であるツメタガイの駆除を実施され、網田漁協におきましても住吉漁協と同様の取組が実施され、ほかにも、ラッセル袋等を用いたアサリ貝の増殖活動も実施されております。

次に、県・市の支援として水産基盤整備交付金事業がございます。この事業は、漁業生産活動の向上と水産資源の回復・増大を目的に交付金が支払われる事業となります。本事業の昨年度の取組状況としましては、住吉漁協では、アサリ貝の天敵であるナルトビエイの駆除を実施され、網田漁協では、アサリの稚貝の着定を促進するラッセル袋等の設置に加え、カキ養殖用のバスケットにラッセル袋内の稚貝を移設し、増殖状況を確認する試験も実施されております。

また、アサリ貝の産地偽装問題を受け、再生に向けた県の緊急支援策として、熊本県産アサリブランド再生事業を創設されております。この事業メニューの一つとして、出荷再開に向けて、漁業者が行う漁場の保全活動や有害生物駆除等への支援があり、ほかにも、県産アサリ貝の生産量確保に向けた被覆網によるアサリ貝資源保護の取組への支援があります。本市の両漁協もこの事業を積極的に活用され、アサリ貝の資源保護対策を実施されています。

さらに、両漁協の取組以外でも、県において毎年、各漁場でアサリ稚貝の分布量把握調査を実施し、その結果を基に資源回復の手法等について各漁協にお伝えをしているところです。こちらは、資源回復に大きく寄与しているところであると考えております。市も県が実施しております同調査に同行し、サンプルの回収等の補助を行っております。

これからも、県及び漁協と連携し、効果的なアサリ貝の回復手法などについて研究・推進を積極的に行うとともに、漁場保全に対する整備補助や増殖支援を継続的に実施し、アサリ貝の産地復活を目指します。また、資源回復に向けた取組などを本市のホームページなどに掲載し、県産アサリ貝を全国に向けて発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 西田和徳君。

○4番（西田和徳君） ありがとうございます。国の支援による水産多面的機能発揮対策事

業と県・市による水産基盤整備交付金事業、今後も事業の支援の継続をよろしくお願い申し上げます。また、県・市でアサリ貝の出荷停止措置として、アサリ貝緊急対策資金を利用された方に利子補給支援を行っていただいておりますが、非常にありがたいのですが、できればこの事業という形で、事業の拡大をお願いしたいと。なぜなら漁業者が全員で取り組めて、なおかつアサリの復活を目指せると、やはり熊本県産アサリの漁獲量が増えれば、今、国外のアサリの需要が少なくなるのではないかと、熊本県産のアサリが多くなれば、非常にそういったことにつながっていくのではなかろうかというふうに思います。先ほどナルトビエイとかいろいろ言われましたが、今ではカモ被害が、ものすごく多くアサリ貝を食べていると網田漁協や住吉漁協、両漁協からカモを何とか駆除できないかということと言われております。そういったものにもお願いをしたいなというふうに思います。今後も、国・県・市それぞれ各事業のおかげで今年度も少しずつ漁獲量が増えていっております。これからも事業の支援継続をお願いしまして、これもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、ここで5分間ほど休憩をいたしまして、11時23分頃から会議を開きますので、よろしく申し上げます。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いします。

-----○-----

午前11時18分休憩

午前11時23分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

3番、今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 宇土市政研「志」の今中です。今回から、時間を気にせず質問ができるということで喜びを感じつつも、皆さん2日目ということでお疲れなので、短く質問させていただきたいというふうに思います。

それでは1番目の質問、今回も新型コロナウイルス全体について質問をさせていただきます。昨年3月から、医療従事者向けにスタートしたワクチン接種、ついに4回目がスタートしました。当初、2回打てば免疫が作られると言われていたこのコロナ遺伝子ワクチン、しかしながら2回打ってもPCR検査で陽性反応になることから、いつのまにか重症化しないために目的が変わりました。そして、その効果も時間とともに効力が下がることが判明、3回目、4回目が必要となったわけでございます。けれども、マスク着用は相変わらず必要で、ソーシャルディスタンス、マスク会食、普段会わない人との接触は極力避けることがなお推

奨され続けています。私には一時的な効果以外何の効果があるのか、理解が全くできていません。そこで、基礎自治体としてワクチン接種体制を敷かれている市長に、ワクチン接種によるこれまでの効果と見解についてお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスが日本で最初に確認されてから2年以上が経過し、この間に多くの方が感染し、中には重症化して亡くられる方もおられました。また爆発的な感染拡大が起こった際の医療体制の整備や医療従事者の不足など、様々な課題が浮き彫りにもなったところでは。この期間に様々な分析・検討がなされ、感染防止対策が取られてきましたが、次々とウイルスの変異株が現れるなど、収束が見通せない状況は依然として続いております。このような中、感染防止対策の切り札として、世界的にワクチン接種が推奨されたところでございます。

ワクチン接種に関しましては、市議会定例会におきましてこれまでたびたび答弁しておりますが、予防接種法附則第7条第2項の規定により、臨時に行う予防接種とみなして実施するものであり、対象者に対して接種を強制するものではなく、接種勧奨をすることとされております。また、いろいろ様々な考え方があることも承知をしておりますし、いろいろなデータが出てきておりますが、ワクチン接種は、感染予防や重症化を防ぐ効果があると私は理解をしております。実際に、感染のいわゆる第6波におきましては、本市でもワクチン接種率の高い高齢者世代では陽性者の割合が低いことから、その効果はあるものだと考えております。

今後におきましても、市民の皆様が適切に御判断いただけるよう、ワクチン接種によるメリット・デメリット両方の情報を広く周知してまいりたいと思っております。デメリット情報がなかなか政府側から出てこないという問題もございます。そのあたりについても、しっかりと考えながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。後半申されました、ワクチン接種率の高い高齢者世代では、陽性者の割合が低いという話がございました。私もですね、一時的な効果はあるというふうに思っています。だから、完全に反対しているわけではないです。もっと慎重になってもらうために情報を開示すべきだといった考え方は、一貫して持っております。そして、メリット・デメリットの情報を周知していくという発言がございました。なかなか政府のほうから出しませんから、難しいということは理解していますが、何のためなのか、上を見るのではなくて僕は市民を見てほしいんですね。市民の将来的な健康のこと

を見てほしいと思います。これは、また後で質問しますので、是非十分検討してですね、情報開示をやってほしいというふうに思います。できればですね、詳しくはこちらのホームページを御覧ください、この方法以外でお願いします。これを促したって高齢者は見ません、一番必要な方たちがですね。是非お願いいたします。

さて、次にいきます。小児用ワクチンについてです。今年3月から本市で開始されました。ワクチンの量が成人の3分の1とはいえ、この遺伝子ワクチンが、体が未発達の子どもにどう影響するかすごく心配でした。実際、先月11歳の女兒が接種2日後に、宇土市でも熊本でもないですけれども亡くなっておられます。本市における状況と市民の反応はどうだったのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

厚生労働者では、新型コロナウイルスワクチンの5歳から11歳の小児への接種については、予防接種法に基づく努力義務は適用しないという方針となりました。それを受けて本市では、対象者の保護者宛てに、本人と発症予防効果や副反応等のメリット・デメリットなど様々な情報を十分理解した上で、接種するかを判断していただきたいと考え、これらを掲載した通知書を発送し、一律に接種券送付は行っておりません。接種希望の方は、この通知書を御覧いただいた上で、御自分で予約を取っていただき、接種券を発送するという方法で進めております。

小児への接種を本市では3月中旬から実施しておりますが、6月1日現在の接種率は、5歳から11歳の対象者の13.5%にとどまり、現在は予約枠に空きが出ております。

小児への接種による副反応は、発熱や部位の痛み、倦怠感など一般的に見られるもの以外の重篤な事例の報告は受けておりません。

また、市民からの反応については、事前に広報やホームページ、保護者宛ての通知に接種効果や副反応等のできる限りの情報を周知したため、事前相談や問い合わせはほとんどなく、趣旨を理解した上で予約をされた保護者がほとんどであったと考えております。今後におきましても、慎重に接種の判断をしていただけるよう、さらにきめ細かく情報を提供してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。ダイレクトにクーポンを送付せず、予約制にされたこと、これすごくよかったというふうに思っています。接種率も13.5%ということで、これはほかの県下近隣市と比べても低い接種率だったというふうに聞いています。私の考え方からすれば、これは実に良かったなというふうに思っています。これも一

つの慎重に検討してくださいというメッセージになったと思っています。今後、どの年代においても同様にしてほしいということをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

3番目の副反応と後遺症についてです。全国的に5月の直近の分科会報告では、コロナワクチン接種後お亡くなりになられた方が1,711人です。重篤な副反応報告が製造販売業者と医療機関からの報告を合わせて2万9千人おられます。ワクチン後遺症と思われる症状を訴える方も多いと聞きます。本市ではいかがでしょうか。健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

新型コロナワクチンは、接種した5割以上の人に接種部位の痛み、1割から5割の人に発熱、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛みなどの副反応が現れ、必要に応じて市販の解熱鎮痛剤などを服用したりすることで数日中に回復します。しかし、ごく僅かではありますが、副反応の症状が重い場合や長引く場合は、医療機関を受診する方もおられます。

一般的に予防接種には、病気を予防する、重症化を防ぐという効果がある一方、副反応が起きる可能性があることも事実です。特に新型コロナワクチンは、従来の製法とは異なる初めて製造された遺伝情報ワクチンであるため、接種することが不安になる要因でもあると考えられます。

市民から寄せられるワクチン接種後の副反応症状の相談に対しては、医療機関の紹介や国の健康相談ダイヤルをお伝えするなどの対応をしておりますが、大半が発熱や倦怠感などの相談です。また、ワクチン接種による健康被害やその対応等については、国により専門家による評価が行われ、安全性に関する情報が公表されておりますので、今後とも情報収集に努めてまいります。

また、本市においてのワクチン接種後の後遺症が現れた方については、把握できておりません。また、このワクチンは開発後間もないため、接種後年月を経て発生する後遺症は、事例が蓄積されておらず報告もありませんが、今後公表された場合は、いち早く情報提供してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。過去の質問でも、後遺症や副反応を訴える市民の相談窓口をつくってほしいとお願いをしております。これは、厚労省から各都道府県に通達が随分前にいっているみたいです。しかし、各都道府県のばらつきがある。でも市民の命、健康のことを思えば、窓口をつくるのは私は当然だというふうに思っています。県から下りてくれば窓口を開設するようでは遅すぎます。それはお上のほうを見ている

のであって、やはり市民を見ていないんです。ワクチン体制を整えたのは基礎自治体です。しっかりサポートをしていただきたいというふうに思います。それから、私は後遺症について、全く根拠がなくて申しているわけではありません。実際、本市で対応されている医師から直接相談と報告を受けて申したのです。後遺症と思われる患者が多くなっているという話を伺いました。こういった情報が、多分市にも少なからず入ってきているのではないですか。もし入ってきていないのであれば、実際その病院や開業医は感じていらっしゃる、数箇月前から。であれば、恐らくほかの病院でも感じつつある方もいらっしゃるわけです。是非その辺の情報を共有して、どう対処していけばいいのかということも併せて、医師会の協力を仰ぎながら検討をしていく必要があるのではないかと思います。これは市民の命を思えばです。政府が主導してやったんだから、全部が政府の責任だと思われれば、これは必要ないと思うんですけれども。私は市民の命と健康を大事にしてほしいので、これを併せて提言したいというふうに思っています。

さて、次の資料を見てください。10万人当たりの新規陽性者数4月4日から4月10日のグラフです。これは東海地方のテレビ局がYouTubeで公開している情報を、ちょっとスクリーンショットで撮ったデータです。これを見ると、新規陽性者の中の多くが未接種の方であると判別ができます。これを見て多くの自治体は効果があるとふんでいたはずですが、このグラフが出されていたときも、私は接種しても一定数感染するのではないかとこのふうには、これまでの質問でも申してきたわけです。しかし、次の資料を見てください。実は、接種歴不明者は未接種の数に合算していたと、厚労省がこの接種歴不明者、要はいついつ何月に接種したというのは大体みんな記憶にあると思います。しかし、何月の何日に接種したというのを覚えていらっしゃる方は少ないのではないのでしょうか。そこが不明だった方を、何と未接種に入れていたということが分かったんですね。1回接種した方は、ほぼ全員2回目接種されているということです。そして、3回目接種された方も2回目よりは数は減りますが、大多数いるということです。その中で先ほど言ったように接種歴不明ということで、そういった人たちを接種不明のリストに入れずに、未接種に入れたということなんですね。では、次のグラフを出してほしいんですけれども、では、その方たちを不明者だと位置づけて、未接種から外せばどうなるか。今御覧になられているグラフになります。これは別に僕が作ったわけではないですよ。要は、どういった悪意があったのかどうか分かりませんが、改ざんされていたということです。それを信じて政府も自治体も、政府の指揮かどうか分からないけど自治体も接種体制を敷いたと、皆さんそれを信用して打ったということになります。指摘がなされてこういうふうになりました。未接種、2回接種、80代以上を除くと未接種と2回接種の方の陽性者は変わらなくなりました。一時的に効果はあるとエビデンスがあるので、本当に一時的な効果を体感したい方は、先ほど申しましたように接種す

べきだというふうに思いますけれども、接種後副反応もある、死ぬ可能性が高い後遺症の恐れもあるようなこのワクチン、果たしていいのかどうかこのグラフを見ただけでも疑念がわくというふうに思います。これはですね、厚労省がデータを改ざんしていたということは、実は新聞社も取り上げているんですよ。ただ、皆さんは多分目にされていない方が多いのかなというふうに思います。なぜなら、新聞社は紙面で取り上げていないんですよ、ネットニュースです。大手の新聞社もネットニュースでは取り上げているけど、紙面では取り上げていないんですよ。おかしいですね。だから、高齢者が気づくはずがないんですよ。接種歴不明者を未接種から外したグラフが先ほどのです。では、接種歴不明者を不明扱いせずに接種済みに加えた、接種しているわけです、みんな接種している接種歴不明者。それを接種歴不明ではなくて接種した人に割り当てた場合どうなるか。そしてさらに、実は厚労省は母数を巧みに変えているんです。例えばですね、ちょっと小さい字で申し訳ございません、90歳以上の未接種者3,137人、90歳以上のまず人口が日本に何人いると思いますか。263万人いるんですよ。その中の3,137人で、0.07%ですよ。多くの方が打ったといっても九十数%じゃないかなと思うんですけども、これは令和3年の接種が始まったときの人口統計で算出して、なおかつ接種した人をそこから引いた数が3,137人ということらしいです。未接種ということを取り上げて3,137人ではないですよ。では本当の数字はどうかと、令和4年5月の人口に置き換えると未接種者は26万人になります。ということは、90歳代以上で陽性者の中でも未接種の方は厚労省から出している数字よりも少ないということになって、それに基づいたきちんとしたグラフが次の資料の棒グラフになります。こうなると、もう全年代の未接種の方よりも圧倒的に感染しやすいと、2回接種するとですね。この中に未接種の方がおられたら大万歳ですよ。一時的に効果があるから3回目接種の方の有効性が少しあるようですけど、80代以上では3回目接種者でも接種したほうが感染しているという結果が出ました。本当に恐ろしいワクチンだと思います。こういった情報を知っている人は少ない、知らない人は残念な結果になる可能性があるワクチン、本当に恐ろしく感じます。このようにほぼ意味のないワクチン、いやむしろ害があるワクチン、一時的に効果があるといっても死に至るケースがあるこのワクチンです。

3月末のことですが、宇土市に関係もある教育者の方が接種後数時間後に亡くなられています。私の周りでもワクチンを打って体が弱って、そのまま入院して亡くなられた方も数名いらっしゃいます。遺族は深い悲しみに暮れられています。私は大人ですから、十分知った上でデメリットを理解した上で、接種する分は致し方ないと思うんです。基礎自治体として接種体制を敷くのも必要だというふうに思っています。しかし、ほとんどの方がこういった情報を知らない。また、このように改ざんされたデータを信じさせられている。市民の命、健康のために本当のことをエビデンス、そしてリスクとデメリット、情報開示ができないの

かなと、もちろん副反応や後遺症の実態もそうです。是非情報開示をしてほしいなと思いますが、健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

副反応疑いの報告は、予防接種法第12条に基づき、「病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、接種を受けたことによるものと疑われる症状を知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。」とされております。

集約された報告は、厚生労働省の審議会に報告され、専門家による評価が行われ、その結果を公表するなどして、安全性に関する情報提供などが行われています。しかし、この報告は、診断した医師が直接国に対して行うため、市が単独で件数の把握はできません。

そのため、別に公正な判断材料となり得るものとして、予防接種後健康被害救済制度の報告があります。この制度は、予防接種と健康被害の因果関係が認定された方を救済するもので、新型コロナウイルスワクチンに係る国に対しての申請、進達件数は、5月27日時点で、熊本県全体で54件、うち宇土市の件数は3件となっておりますが、現在のところ本市の案件の認定結果は出ておりません。

これまで中議員から、副反応等の公表に関する御質問を受け、国が公表している副反応疑いの報告及び予防接種の副反応による健康被害に対する救済制度について、市のホームページに掲載したところです。

今後も、ワクチン接種のメリット・デメリットを広く周知し、市民への判断材料となるよう、情報公開に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。先ほども申しましたけれども、ホームページに掲載するというのも、これは一つ的手段としては有効だというふうに思うのですが、これで多くの方、特に高齢者の方の目に触れるとは思いません。是非、この情報が行き届いてほしい方に真摯に向き合っていていただいて、情報を開示してほしいと思います。私は常々厚労省が出している資料を開示してくれと言ったこともありますが、その厚労省がこのようなデータを出してくるんです。もう何を信用していいかわからないですけど、あくまでも僕はいろんなところから取り揃えて出しています。これもきちんと裏をとって、きちんとした情報を出してほしいなというふうに思っています。市民の健康を守るために、早急に対応を求めます。

さて、次の質問です。小中学校のマスク着用についてです。文科省が先月通達を行ったと思います。その内容と本市でどういう指導が行われたか、その内容をお尋ねいたします。教

育長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 教育長，太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

学校におけるマスクの着用につきましては，これまで令和3年4月に文科省から発出されました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づき，十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などになるリスクがある場合を除き，基本的に休み時間を含め，必ず着用することとしておりました。

しかし，令和4年5月24日に文科省から新たに発出されました「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」におきましては，屋内や屋外でのマスク着用の必要がない場面について，新たな基準が明示されるなど，適宜見直しが行われております。

まず，屋内においては，人との距離が確保でき，会話をほとんど行わないような場合。例えば，個人で行う読書や調べ学習などがこれに当たります。

また屋外では，人との距離が確保できる場合や人との距離が確保できなくても，会話をほとんど行わないような場合については，マスクの着用は必要ないとされております。また，学校生活における体育の授業や運動部活動，登下校時においても同じく，マスクの着用は必要ないとされております。

本市においても，今回の文科省の指針に従い，令和4年5月26日付けで各小中学校を通じて，マスク着脱についての周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。5月26日に通達があつて，各学校に周知をしたということですが，これは周知されていますか。すり合わせのときにも申しましたけれども，すり合わせのときは，5月26日以降にすり合わせをしています。そのときにも，実際，僕の子どもが通う学校でも先生と児童の中で会話があつて，マスクしなさいという会話が行われているんですね。まだ，周知されていないときです，直後だったので。ただ，今でも外でみんなマスクをしています。もう外せなくなってしまう。だから強いメッセージを出さないと外さないです。外さないことでどういうことが起きているか，この前高校でもありましたけど，みんな40人ぐらいですか，緊急搬送されました。これはマスク着用で運動会か何かされていたんですね。こういうことが起きてから対応，周知を全面的にしたって遅いですよ。今回も熱中症の心配があるから，こういったことを文科省が通達しているわけですが，是非ね，子どもの健康，コロナに感染させないためだけにほかの健康をないがしろにしている現状があるじゃないですか。だから文科省はこうやって急いで通達をしたと思うんですけど，是非子どもの健康のことを考えて。小さいことを言いますと，私

の長男は今小学校に通っていますが、保育所でコロナが流行ったときに、保育所で義務づけられました。僕は嫌だったんですけどもう仕方ない。そこでどういうことが起きたか、子どもが咳をするようになって鼻もぐずぐずするようになったんです。これは病院に行っても治さないんですよ、ただ薬をもらって終わりということが続いて、僕もこういった考え方なので、やはり過敏なマスク対応が影響しているのではないかと思っているんですね。六、七時間ぐらい学校でマスクを着用している現状があるから、家では外させます。どこか病院とかお店に行くときはエチケットとしてさせますけど、かなりの数を預かっている教育長ですから、是非この後議会が終わってからも周知を徹底してほしいなと思います。子どもの健康のためです、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。西部地区活性化振興対策についてです。宇土市はよく7地区に分類されますが、産業や土地など地域性で分類すると、最近では東と西で分類されています。今回は課題をある程度共有する西部地区の振興策についてお尋ねしたいというふうに思います。安心・安全面のハード面に関しては、各地区のこれまでの一括陳情でも一応一番として取り上げられている課題でございます。これまで私は代表質問以外では、この場で地元地域の一括陳情で取り上げているようなことを取り上げることはありませんでしたが、未来へつなぐためです。昨日の代表質問でも答弁がありました。そこに被らない程度にお答えいただければと思います。市長お願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

西部地区の網津・網田地区におきましては、平成28年地震の後ですね、6月の豪雨によりまして、網津川・網田川が氾濫し、浸水等により甚大な被害が発生したことは、まだ皆様方の記憶にも残っているものだと思います。

これまでも、河川氾濫を防ぐための対策として、河川管理者とともに西部地区を流れる主要河川の整備促進や、流域治水として市が管理する河川の改修工事や護岸補修、堆積土砂の浚渫等を進めてきたところでございます。今後4年間のうちに着手する主な事業を説明させていただきます。

まず、一つ目として網津地区になりますが、網津第2排水機場の改修についてでございます。住吉地区の湛水被害の軽減を図るために、新たに排水ポンプを新設いたします、増設という形になります。機場の排水能力を1秒間に1.5トンだったものを3.2トンまで向上させる計画であります。今年度の実設計画、令和5年度から令和6年度にかけて整備工事を予定しております。

排水機場の関係としましては、網田排水機場の改修も予定をしております。網田新地地区の湛水被害の軽減を図るため、老朽化した機場施設の更新を行います。排水能力は1秒間に

3. 1 トンであり現状と同規模ではございますが、ポンプの吸い込み水位を下げることで、初動時刻を早める計画となっております。今年度から令和6年度にかけて整備工事を予定しているところでございます。

また、先ほど申し上げた網津第2排水機場とともに排水能力の効果促進のために、排水機場までの導水路の改修あるいは浚渫も並行して実施したいと考えております。

最後に、三つ目として、戸口防潮堤の整備について、高潮などから戸口地区の安心・安全を守るため、本市で網田海岸保全施設である戸口防潮堤及びB護岸の嵩上げ工事を行います。今後、今年度に地質調査及と測量設計、令和5年度から令和7年度にかけて整備工事を予定しているところでございます。

治水事業に関しては、自然災害から市民の生命、財産を守るために、必要不可欠な事業であります。

市としましては、今後も浸水害の防災や減災に向けた排水施設、河川整備等を計画的に実施していくとともに、県河川である網津川、網田川の整備促進の要望や河川監視カメラの増設、災害危険箇所の周知や啓発活動に努め、災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。具体的にある程度見通しも含めて言及されたことに感謝を申し上げます。ただ、何年度中にかけてという表現がありますけれども、年度初めの4月も年度終わりの3月も同一年度です。できる限り熊本地震級の災害が起きない限り、計画どおりに進めてほしい、そして早急に進めてほしいというふうに思います。

さて、次の質問です。人口統計に基づいた定住策と関係人口増加策についてです。まず、宇土市全体の表を見てください。2022年3月31日現在の年代別の人口です。東西の格差が顕著に表れているというふうに思います。全国的に人口減少です。特に少子化が進んでいますから、振興地区の花園、そして中心地の宇土地区でも、このまま何もしなければ少しずつ子どもも減っていくのかなと推察できます。今回は、特に子どもも含めた若い世代の人口減少が激しい西部地区に特化してお尋ねいたします。次の西部地区3地区のグラフを見てください。17年前、7年前、今年の若年層、0歳から5歳も含めての人口です。2005年前後だと思えますけれども、宇土市として人口がピークだったときに比べてこれだけ若い人たちが減っています。トータルの人口も減っているわけですが、特にこの若い人たちの差が激しいんじゃないかというふうに思います。元松市長が就任されて、この課題はもちろん認知されていて、過去の総合計画にも、この西部地区は人口減少を食い止める必要が

あるという表記があつて、これまで様々な施策が講じられてきたというふうに思います。にもかかわらず、この状況です。数字はうそをつきません。効果があつたと検証しづらい結果となっています。このまま同じような施策を講じて、ただ流れに任せておけばどんどん進行していくというふうに思います。若い人たちが減ることによってどのような問題が出てくるのか。既に緑川小学校で始まっていますが、複式学級の増大、そして今はないでしょうけど、学校統合の議論が勃発する可能性があります。地元には学校がないことで、保育所運営にも影響が出てくるでしょう。そして何より地域産業や担い手不足も始まります。他市町村で、過疎が進行している学校がない地域を視察に行ったときとかに見ます。これを気づいた段階、どこかで必ず気づいたはずなので、この気づいた段階でどうにかしてこれを食い止めないと、もうそこから復活できないですね。これは西部地区の最重要課題であるというふうに私は捉えています。こうした近年の若年層の人口減少を見て、市長がこれから4年間で進めたい、未来へつなぐための子どもや若い世代の減少を食い止める対策、関係人口を増加させるための対策をお尋ねしたいと思います。市長、お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

西部地区の定住策につきましては、豊かな自然環境を生かした子育て世代の集まるまちを目指し、空き家バンク制度の活用や、農業・漁業の経営安定化による後継者育成の推進による働く場の確保に努めていくところでございます。ただ、空き家バンクの制度といっても、実際は、ほぼこれまでやってきたことは活用されていないというような実態でございます。ここはやはり取組の方法を変えていかなければならない、貸す人がいないから仕方ないんだというような部分があつたことは事実だと思います。そうではなくて、貸してもらえらるためにはどうしたらいいかというところを、やはり踏み込んでいく必要があると思つているところでございますけれども、今後も引き続きという何もしないようですが、強化をしながら、子どもや若い世代の人口減少に歯止めをかけるような施策を強化しなければならないと考えております。

次に、関係人口の増加策でございますけれども、御輿来海岸等非常に注目されるスポットがございます。こういったところをバージョンアップするというのはもう必要だと思いますし、観光情報発信としてライブカメラを設置して、来られる方がいいときに来られる、いつも来てもらうのが一番いいのですが、御輿来海岸に来て満潮のときに来られてもここは何だと思われぬように、今がいいんだというところをですね、タイミングを分からせるような狙いのカメラを活用したりして、観光客誘客のコンテンツとしたいということを今考えているところでございます。市内観光の魅力発信においては、網田、網津、この57号線沿いの有明海というのは、一つの大きな宇土市の自慢のポイントでございますので、有効活用し

たいと思っております。

また、島山に御輿来海岸が一望できる干潟景勝地展望広場整備事業を実施し、駐車場の新規整備、既存展望所横にトイレを併設した新たな展望所を整備したり、道路もそうですけれども車のアクセスについても改善を図っていく予定としております。

まず、先日も少しお話ししましたけれども、宇土マリーナをもっともっと活用したいと、ホテルとかも誘致をしたいということで私たちも動いておりますが、なかなかそれが大きな波になりません。ならば、とにかく簡易的な宿泊施設でもやって、その声を、その結果を基に次の段階に進めようということで、まずは、宇土マリーナに簡易的な宿泊施設を指定管理者とともに整備をしていきたいというところです。

また、以前から、今中議員から御提案がございました観光地や公共施設への無料W i - F i 環境の整備についても検討してまいります。これに関しては、滞在時間とかの問題がありますので、アクセスとの関係が入ってくるものと思いますが、これについては来期案件としてまいりたいと思っております。

また、網津地区、住吉海岸公園にはONE P I E C E熊本復興プロジェクトの一環として、ジンベエ像が設置され、更なる観光客の増加が見込まれます。これにより、地元産品を販売する直売所等の誘致は観光拠点としても必要でございます、今年度において、何とか直売所等の設置を進めていきたいと考えているところでございます。

これらをしたから人口減少に歯止めがかかるというものではないと思います。ただ、少なくともこの人口減少の流れを少しでも食い止める、無駄ではない小さなことを積み上げて、それを効果が出るようにしていくというのが必要だと思っておりますので、いろんなことを考えながらまた取り組んでいきたいと、これに書いてあるばかりではなくてですね。ここはそういった取組をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。西部地区は観光資源が宇土市の中では豊富にあるところだというふうに思っています。ますます関係人口が増える施策は引き続き進めてほしいです。今回、先ほど答弁の中にちらっとあった御輿来海岸の干潟景勝地に続くアクセス道路の整備、これも関係人口創出のみならず、地元農家にとってもストレス軽減のためには必要だと思います。これも早急に進めてほしいなと思います。しかし、市長も認識があられるんですけども、苦言になります、これをずっとやっても、今までと同じ傾向をたどるのではないかというように思っています。若年層人口減少食い止め施策にはなり得ません。空き家対策にも言及されておりました。平成28年に空き家バンク制度開設以降、今年度はこれまでもまして一番本気度が取られていると思います。老朽空家の解体の補助

とかも、これまで考えられないようなことが事業として組み込まれました。本当にありがたい話だというふうに思います。しかし、まだまだ足りません。空き家の抱える現状は、老朽空家も活用できる空き家も同じ課題の未登記問題もあるし、家を空けたまま施設に入所される方もおられて、そのまま空き家になるケース。そして空き家になっても、家族間でその後どうするか意見の食い違いで置き去りになっている。そのときは活用できた家がそのまま老朽化となって放置されているケースも目立ちます。そのあたりの課題に向き合ってほしいですし、これだけ西部に若い人たちが減っている現状があります。人口施策としては、東と西で私は分けるべきだと思います。宇土東と宇土西と分けるべきだというふうに思っています。西のほうの空き家に住む方は、宇土市外から移住される方以外でも認めたり、そういったものを作ってほしいなと思います。御検討をお願いします。また、もちろんこれだけで食い止めることができるとは思いません。一つ目の質問のハード面の整備も必要ですし、働く場の提供も必要です。TSMCのような大規模企業誘致が成功すればいいですが、そのような土地は宇土市にはないと常々聞いています。城塚インター付近に計画しようとされている民間企業の誘発、このような取組の継続が必要だと思っています。宇土道路の完成の見通しがついてきました。網田インター付近の開発も特に人が住みたくなるような住宅整備を求めたいというふうに思います。

それでは最後の質問です。網田地区への思い、そして今後の展望を聞かせてください。お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

網田地区は、御存じのとおり、本市の中でも少子高齢化が著しく、人口減少が最も進んでいる地区であります。先ほど答弁しましたように、これまでも、これからも、継続した人口増加対策は実施してまいります。大切なのは人口減少を緩やかにするものが一番の課題であると捉えています。そのためには、今議員がおっしゃったような、年配の方がずっと残っていただくのは当たり前ですが、外部から少しでも若い世代を入れていくということ、これはキーワードとして非常に重要なことではないかなと思っています。

網田地区には良好な自然環境があります。定住促進や空き家活用支援の強化など、人口増加対策、特に若い世代に入ってもらえるようなものを重点的に実施していかなければならないなと思っています。先ほど議員からもありましたが、人口動態を見てみると、網田の人が決して熊本とか東京とかに行っているわけではなくて、網田の方が東部に移ってきているのがかなり実際あるんです。そう考えると逆の方向もあってしかるべきで、花園に住んでいる人が網田に引っ越していいとかそういうこともあり得るわけで、余り先入観を持たないほうがいいのかなということ、今議員の話聞いていて思ったところでございます。

今中議員にも、いろいろ空き家の対策で御尽力いただいているということもお聞きをしております。空き家を1件でも2件でもこうやって活用していただいて、移住が増加していくということは非常にうれしいものでございます。ただおっしゃられたような問題もありますが、問題があるからできないではなくて、じゃあどうやったらクリアできるのかという視点で、プラス面で考えて、この空き家の活用を進めていけたらなと思っております。ただ、全国は広いです。網田に来られている方も県内ばかりではなく、県外からも来られている方がいらっしゃるようでございますし、全国の中に網田のような環境を望まれる方が必ずいらっしゃると思うので、そういった方々に情報をいかに届けるか、またそういった方が望まれたときに、いかに選んでもらえる物件を増やしておくかということも非常に重要であると思っております。1世帯でも2世帯でも移住者を増やしていくこと、余り先入観にとらわれずに柔軟に対応していかなければならないと思っております。

それと併せまして、人口を増やすというのは、やはり住む場所でございますから簡単でございませぬが、関係人口の増加ということ言えば、まだまだやり方はたくさんあるのかなという思いをしております。先ほど申しましたが、網田には、誇るべきもの御輿来海岸であったり、宇土マリーナ、網田駅などもありますし、西部全体でいくと長部田海床路あるいは住吉公園等もあるわけでございますが、ここにまたジンベエ像も設置されることになりました。こういった魅力的な観光資源が、今どうしても点にしかないので、本当は面にしたいのですが、まずは線にしてジンベエ像から宇土マリーナ、御輿来海岸、網田駅だとかそういう線にする動きをしていって、一人でも多くの方が長時間宇土市に滞在していただく、長時間いていただかないとなかなかお金は落ちませんので、最終的にはお金を落とさせていただく、宇土マリーナでお買い物というのが一番簡単かもしれませんが、そうではなくて、宇土マリーナだけではなくて長部田海床路でお買い物をしていただく、御輿来海岸の展望広場でお買い物をしていただく、こういったことも考えていかなければなりませんので、単に宇土マリーナに引っ張っていくという意味ではございませぬ。そういう意味で、線から面への観光スポットのつながりをつくった上で、そういった各スポットにおいてお金が落とせる、それが地元の経済の施策につながるようなことを考えていかなければならないと思っております。どれもこれが特効薬になるとは思っておりませぬ。ただ、やらないことには何もプラスにはならない、マイナスが増えるだけでございますので、このあたりは私たちが精いっぱい考えて動いてまいりますので、今後とも温かい御指導、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 今中真之助君。

○3番（今中真之助君） 市長の言葉で、網田地区の思いを聞かせていただきました。本当にありがたいというふうに思います。ただ、その中で話があった先入観にとらわれないといっ

た話がありました。私も決して先入観があるわけではないんですけど、現状をやっぱり分析するとそのような考えになって、東西分けてほしいというふうに言っている理由は、なぜ西のほうに住み続けなく、東のほうに流れていくのかということのやはり課題を解決するためには、考えなければいけないと思います。宇土市を好きでいてくれるからありがたいんですけど、徐々にですね、富合町もどんどん開発が進められていって、富合町のほうに転居される方も増えてきております。そこはそこで併せて東部地区の開発もしないといけませんし、もちろん西部地区に住んでおられる方は、そこに住み続ける施策も併せて考えないといけないのかなと思っております。私が気にしているのは、現状住みやすい環境整備にしていくのももちろんそうですが、これからの展望です。今現状を見ただけでも若年層がすみかとして離れている現状がございます。現に小学生も少ない、少ないと言われているのに、5年後さらに半分になるのが網田地区の場合分かっております。先ほどのグラフのとおりです。このままいけば複式学級が増えて、いずれ近隣の小学校と合併の議論になる、ますます若い人が住まなくなる、悪循環になってしまいます。予算のことは置いておいてですね、可能なことはいろいろ着手してほしいです。先ほど市長も言及されましたけれども、できることをどんどんやってほしい。私もこれは切実な思いでございます。

ちょっと例を挙げます。現在の路線バスを私は思い切って廃線して、コミュニティバスを最大限に活用して、佐美三議員の願いでもあります小規模特認校制度をもっともっと活性化させる。そして、昨日、長部田海床路前に天草快速バスの停留所としての位置づけの話がございました。いいことだと思います。是非この網田のことを言及するならば、宇土マリーナの話もありましたけど、その近くにある平岩のバス停も停留先として検討してほしいです。さらに天草快速バスの活用としては、既に天草市や上天草市が取組を始められた地元産物の運搬ですね。これを東長浜、住吉駅前も快速バスの停留所が既にありますので、これを活用できると思いますし、桜町から出発する深夜便の増便、これが叶えば利便性は向上すると思います。

こういうことを言い出したらきりがないので、最後の一つ、またかと言われるかもしれませんが、空き家についてです。是非ですね、網田と網津の支所に移住の窓口を開設してほしいと思います。情報が集まる場所にしてほしいんですよ。昨日、野口議員の代表質問のときに言及がありましたが、地域おこし協力隊が活動してくれたこの空き家対策、一生懸命活動されたと思うのですが、それほど結果が出ていません。次の最後のグラフで、今、平成28年以降の網田に住んでいる私が知る限りのデータといたしますか、移住されてきた方を載せていますけれども、左に丸が付いているのが私が間に入って物件を探して、関東や関西、熊本市内とかよそから移住されてきた方です。これは自慢とかじゃ全然ないです。そこはちょっとわきまえてほしいんですけども、窓口を作ってですね、いろんな人たちが佐美三議員も含

めて御当地のいろんな知り尽くしている人たちが協議をする場があれば、私はやはりもっと増えると思うんです。網田みたいな環境を望まれる方もいらっしゃるはずだと市長はおっしゃいました。まさにそうです。失敗したといいますか、網田に来たいのに僕がなかなか家を探せず、ほかに移られた、期日が決まって入学式までとか、いついつまでとか決まっていて、そこで探せず移住が叶わなかったケースも3例ぐらいあります。本当に悲しいです。3人子どもがいたり、4人子どもがいたりするケースもありました。こういった窓口や情報が集まる場所があれば、貸したり、近くにあることが大事なんです。宇土市役所だけではなくて。網田にも用紙はありますけれども、積極的に発信されていない。そういった情報が集まる場所、2か月に1回、1か月に1回とか協議するような協議会、こういうのもお金は掛からないわけですからやってほしいと思います。そして移住された方の意見を聞くのもいい取組の例だと思います。是非検討してください。

それでは、次に質問する佐美三議員に網田のことはバトンタッチして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） それでは、引き続き一般質問を続行いたします。

1番、佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） 無所属の佐美三です。今回質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。それから、執行部の皆様方にはよろしく願いいたします。

ただいまの今中議員の一般質問の中で、西部地区活性化の対策について本当に熱い思いというか質問をしていただきました。私も大変うれしく思っております。それで、一応私の質問については、ちょっと1点に絞ってということで今回はさせていただきます。ということで、今中議員の西部地区活性化の中の一つということで、今から質問をさせていただきます。

今回は、市施設網田レトロ館（網田駅舎）を創建当時に近づけるための本格的な修復・改修の必要性について、この1点に絞って質問をいたします。さて、今回質問する市施設網田レトロ館、これ以降は網田駅舎として質問をさせていただきます。

それではまず初めに、網田駅舎の歴史的価値について山口教育部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

JR三角線は、もともとは九州鉄道株式会社が敷設した私鉄として、今から123年前の明治32年、1899年12月に開設し、開業当時の駅舎が現存するのは網田駅だけでございます。

網田駅舎は、現存する熊本県内最古の木造駅舎です。駅舎の基本的な構造は、建築当初から大きな変更はないことから、文化財としての高い価値が認められ、平成26年7月に国の登録有形文化財に登録されました。

駅舎の構造及び規模は、木造平屋建て寄棟造の瓦葺で、建築面積は約115平方メートルです。内壁と外壁は、土壁漆喰塗りや板張り仕上げで、駅舎東側に執務室や和室がありましたが、現在は網田レトロ館駅カフェとして活用されています。また、駅舎西側は開設当初から待合室として利用されています。

建物本体の三方には下屋が配置されており、利用客を雨から守る造りとなっています。この下屋は、独立柱によって支えられていますが、この柱の上部には明治期の建築物らしいレトロな雰囲気装飾が施されています。

なお、駅カフェの厨房や倉庫等として利用されている、かつて浴室や和室があった部分は、現地調査の結果、後世の増築と考えられています。その根拠として、この部分には、建設時に施工された基礎の地覆石が存在しないことが挙げられます。

網田駅舎は県内では現存最古であるとともに、旧国鉄の前身である九州鉄道株式会社によって建築され、現存するJR九州管轄の木造駅舎の中では、最も古い建物です。また、九州管内の第3セクターの鉄道会社を含む全ての駅の中でも、平成筑豊鉄道の福岡県田川郡赤村の油須原駅舎に次いで2番目に古く、貴重な歴史的建造物です。網田駅から約4キロメートル先のレンガ造りの赤瀬隧道と併せて、九州における貴重な近代産業遺産の一つと言えます。以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。網田駅舎は、明治32年12月開設されて、現存するJR九州管内の木造駅舎の中では最も古く、九州管内の第3セクター方式の駅舎を入れても、九州で2番目に古い駅舎であります。平成26年に国の登録有形文化財に指定されている歴史的にも大変価値のある本市の地域資源、観光資源の一つであるというふうに思います。今回の一般質問の趣旨からしまして、ただいま教育部長の答弁で注目する点は、明治32年開設当時の建物と、その後増築された部分が存在するという点であります。この点について、若干触れさせていただきます。網田駅舎の屋根瓦については、現在セメント瓦が載っております。明治32年当時にセメント瓦は存在しませんので、創建当初の和瓦、粘土瓦が傷んで、後世に葺き替えられたものと考えられます。そこで、この増設部分がいつ頃建設されたのか、市の文化課に調べてもらいましたけれども、分かりませんでした。そこで、JR九州熊本支社にも問い合わせをしましたが、当時の資料が残っておらず、結局分からなかったわけです。このような中、先ほど教育部長の答弁にありましたように、建設時に施工された基礎の地覆石に建つ建物が、創建当時の建物だということになります。つまりその上に建っているのは寄棟屋根部分からなる建物がそれにあたります。現在の待合室と旧執務室部分であります。一方、地覆石が存在しない上に建つ切妻屋根の建物、つまり現在の駅カフェの厨房として使用している部分については、後世に増築されたもので

はとの文化課の見解であります。

では、いつ頃この切妻の増築部分が建築されたのか。注目したのは、屋根瓦に目を向けますと、創建当時の寄棟屋根の屋根瓦も後世の増築された切妻屋根の屋根瓦も、全く同じ違和感のない同じ古さで、同一のセメント瓦が載っております。つまり、この後世の増築した切妻屋根の建物を増築する際に、創建当初の寄棟屋根を含めて全てセメント瓦に葺き替えられたのではないかと考えられます。

そこで、このセメント瓦の屋根瓦について調べてみました。セメント瓦は、昭和14年の第二次世界大戦中に、瓦の強度を保つ材料となる石綿の配給が止まったことを背景に、石綿を使わずに同じ強度を保つ製品として誕生したのが、セメント瓦の始まりだったということでもあります。特に九州や四国地方で需要が多かったようでもあります。つまり、切妻屋根部分の増築時期は、セメント瓦の歴史から見ると昭和14年以降ということが推測されるわけがあります。本件に関しましては、後ほどセメント瓦と耐震性について出てきますので、そこでまた触れたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。JR九州から取得後、これまで行った改修内容とそれに要した金額について経費も含めて加藤企画部長にお尋ねをいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

網田駅舎につきましては、平成24年に九州旅客鉄道株式会社から駅舎譲渡の打診がありました。そこで、過疎化にある網田地域の活性化対策として、網田駅の魅力を生かしたまちづくり活動を展開し、網田地域のコミュニティの維持及び住民の更なる連帯意識の高揚を図ることを目的に、同年12月5日に10万5,461円で駅舎を購入し、今年で10年となります。

購入後、平成25年2月に、熊本県の地域づくりチャレンジ推進事業補助金189万円を活用し、市持ち出し分と合わせ378万円をかけ、第1期目の工事を行いました。工事内容につきましては、網田駅舎の執務室、和室等をワンフロアにし、住民が集う交流室として活用するための工事や交流室への出入口の新設及び切符販売室の改修等を実施しております。

また、平成25年度には、2期目の工事として交流室部分に床板を張り、同室のアルミサッシの窓を木製に変更する等の改修費に124万8,450円、さらに、白蟻駆除や天井等修繕費として54万9,150円を支出しております。その後、平成30年までに屋根修繕などの軽微な修繕を毎年実施しております。

現在までの改修費用の合計額につきましては、県の地域づくりチャレンジ推進事業補助金189万円を含めて、697万4,830円を支出しております。

なお、空調設備や電気・電化製品等につきましては、平成24年度宝くじコミュニティ助

成金で250万円を活用し購入しております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。平成24年12月にJR九州から駅舎を購入し、翌年2月に1期目の改修工事を行い、駅舎の執務室、和室等をワンフロアにして、交流室を設け、さらに平成25年度において、2期目の改修工事で交流室の床に杉板を張り、併せて同室のアルミサッシの窓を木製に変更し、住民が集う交流室の改修が完了したということであります。そのほかにも白蟻の駆除とか、1期目と2期目の工事費を合わせて697万4,830円を投じているということでもあります。このうち県の地域づくりチャレンジ推進事業補助金189万円ということですので、市の持ち出しは、駅舎の購入代金も含めておおむね500万円程度ということになります。ちなみに、この改修によってできた交流室は、現在指定管理者でありますNPO法人網田倶楽部が営む駅カフェのホール部分にあたります。そこで、網田駅舎の現状の問題、課題あるいは創建当時に近づけるための問題、課題についてどう認識をしているのか、企画部長にお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

網田駅は1899年、明治32年に開設し、既に120年以上が経過しており、駅舎の老朽化が進行しているため、まず、施設利用者の安全確保は喫緊の課題であると考えます。

現在の駅舎は、指定管理者が駅カフェで利用している交流室部分の内装の整備は完了しておりますが、屋根等の外装や待合室の建具等につきましては、開設当時の駅舎とはかけ離れた状態となっております。

先の熊本地震では、玄関前の柱が束石からずれ、一部、支柱の落下も発生し、危険な状態となりました。また、白蟻の被害による柱の空洞化も懸念されています。

このようなことから、平成28年熊本地震復興基金を活用し、駅舎全体の被害調査を行うため、網田駅耐震診断業務委託料として、今定例会に補正予算案を上程しているところでございます。

この耐震診断の結果を踏まえ、修復・改修が必要な箇所も特定し、まずは補修に向けた計画を立てたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） ありがとうございます。網田駅舎は、開設から120年が経過しております。大変老朽化が進んでいるわけでありまして。これは一番の問題で部長答弁のとおり、施設利用者の安全確保が担保されているのか、大変懸念されるところであります。先の

熊本地震では、柱が外れて支柱の落下も発生しておりますし、白蟻の被害についても年々ひどくなっております。最近では、天井から木片や木の粉が降って床にたまっている事象も何回も見受けられました。本件に関しては、駅スタッフから担当所管に再三報告をしていることで承知をされているかと思えます。このようなことから、先ほど部長からありましたとおり、今定例会に補正予算案が上程されております。網田駅舎の建物調査業務委託料という記載がありました。詳細については総務市民常任委員会で説明されると思えますが、たしか470万円程度計上されていると思えます。

ところで、現在、指定管理者が交流室を駅カフェとして活用しておりますが、ホール内は木のぬくもりがあり大変趣のある懐かしさを感じると来訪者からも好評を得ております。コロナ禍もありましたが、駅カフェスタッフの頑張りもあって、リピーターも年々増えつつあります。しかし、一旦外に出ますと、それ以外のところはJR九州から購入後ほとんど手を付けられておりません。また、外装については全く手つかずであり、創建当時からはかけ離れた状態であることは、ただいまの企画部長の答弁のとおりであります。そこで、網田駅舎の現状の問題・課題あるいは創建時代に近づけるための問題・課題について、私なりに写真を撮ってまいりましたので、タブレットを御覧いただき、その一端を申し上げたいと思えます。

まず、赤い塗料で塗布された駅舎の屋根瓦、セメント瓦であります。先ほど触れましたように、創建当時明治32年には存在しなかったものであります。粘土瓦と比べて非常に重く、耐震面からも粘土瓦に戻す、創建当初の形に戻す葺き替えが必要と考えます。また一部の軒はスレート葺きとなっております。文化財としてはふさわしくない景観であります。

次に現在の待合室のほうに移りますと、玄関がアルミサッシの引き戸、窓についてもアルミサッシの窓となっております。また、待合室の天井には、平成25年の2期目の工事で創建当時の天井をわざわざ開けて、エアコンの空調配管ダクトがむき出しになっております。これも印象が良くありません。加えて、そのエアコンの配管の外、西側の外壁には室外機がホーム側から目立つところに設置がしてあります。これも景観を損ねているのではないのでしょうか。

次に、白蟻被害については、先ほど申し上げましたように再三担当課をお願いをしておりますが、玄関前の柱の根元は写真のとおりなくなっております。また、その上の天井部分からは先ほど申し上げましたように、木片や木の粉が降ってきて床にたまる状態が何度も見受けられております。さらに西側のほうに目を向けますと、2階の部分の外壁ですが、白蟻の被害が顕著であります。場合によっては、これは建物自体のオーバーホールも必要ではないかというふうに考えます。また、この西側の腰壁については、これはJR所有の頃から言葉は悪いですが、これはボロ隠しでしょうか、コンパネを張ったままで、風情も何もと

いった状態であります。そのほかにも些細なことかもしれませんが、切符売り場のカウンター、明らかに創建当時にはなかった新建材が使用されております。まだまだほかにも問題となる箇所は多々ありますが、一応このくらいにしたいと思えます。

総じて、分かりやすく言えば、網田駅舎は紋付き袴を着ていながら、なぜかネクタイをして頭には赤いヘルメットを被っているような、一貫性のないちぐはぐな装いとなっているのではないのでしょうか。また修復・改修との関連でもう一つ考えていただきたいのは、駅舎という性質から24時間誰でも出入りできる施設であります。数年前、深夜に待合室に設置してあった自動販売機の釣銭を盗む目的で泥棒が入り、釣銭箱の部分が放火されてボヤ騒ぎとなり、消防や警察が来て大騒ぎとなりました。その際、待合室はすすだらけになったわけですが、その頃、地元から防犯カメラの複数箇所への設置を要望しましたがけれども、結果的には待合室にたった一つ、1基のみ設置されております。網田駅は網田小学校に通う長浜の子どもたちが列車で通う駅でもあります。また、文化財でありながら、24時間いつでも誰でも、自由に入出りできる建物という特殊性も持っております。このようなことから、もっと防犯カメラについては増やすべきだと思います。この点も是非とも検討していただきたいというふうに思います。

今回の質問の趣旨は、まず網田駅舎を後世に残していくためにやらなければならない地震対策、白蟻被害の対策、これは利用者の安全確保にもつながります。そして、創建当時に近づけるための本格的な修復・改修、このことは文化財の保存という側面と、本市を代表する観光資源に押し上げるための側面という観点があります。小手先ではない歴史的な観点から、専門家の意見も取り入れた本格的な修復・改修が必要ではないかというふうに考える次第であります。また、繰り返しになりますが、網田駅舎を取得後駅舎の改修に要した費用は、駅舎購入代金10万円ちょっとだったんですけれども、そして、そのとき行った工事のみで、市の持ち出しも僅か500万円程度でありました。それ以降この10年間、改修は何もやっておられません。ちなみに、今回のONE PIECEのジンベエ像の設置については、除幕式関係で680万円が計上されております。これは、ほかの設置自治体との兼ね合いもありますので、仕方ないのかなというふうに理解しますけれども、片や一過性のセレモニーで680万円と考えると、網田駅舎はこの10年で500万円です。よく頑張っているなとつくづく思うわけであります。

そこで、改めて網田駅舎の本格的な修復・改修の必要性についてどう考えておられるか、具体的な率直な元松市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（中口俊宏君） 市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

網田駅舎に関しましては、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、国登録有形文化財に認

定された明治期の貴重な建物でございます。今、私たち網田駅舎を、もちろん先週も行きましたけれども、ときどき寄らせていただくのですが、私たちの役割としては、この貴重な文化財を後世につなぐという重要な役割を担っているということも事実でございます。それとは別になりますけれども、10年前にJR九州株式会社から購入した後、地域住民の交流及び活動拠点として網田地域のコミュニティの維持、住民の更なる連帯意識の高揚を図ってきた貴重な交流の場ともなっているという点に関しましては、佐美三議員にも直接携わっていただいているもので、ありがたく感じております。建物に関しましては、もう120年以上経過した建造物であります。当時JRは、100年もつ建物を建てるという建てたという話を聞いておりますが、それを既に120年以上経過しているということで、そういう意味では生きた文化財で使っている文化財でございますので、利用者の安全確保が急務であると考えております。

加えまして、網田地域の活性化の拠点として、現在も活用されている有形文化財としての網田駅舎を適切に保存し、効果的に活用していくことは当然必要であると考えております。そういう意味でも、網田駅舎を核とした更なる地域活性化のためにも、今後、必要な修復・改修を行ってまいりたいと考えております。

今年度、耐震診断をやって、まずは安全面からの補修を行いたいというのが、まず第1段階でございます。その後が、創建当時に近づける修繕になるのかなと思います。ただ、文化財の修繕というのは、実はここだけ直したらいい、あそこだけという話ではなくて、例えば熊本城を考えてもらえばいいんですけれども、熊本城の創建当時なんていうのは、少ししか櫓はなかったんですね。でも最終的に明治の末の形に今戻している。本丸御殿についてはちょっと違うのかもしれませんが、そういう形でいつの時代に戻すのかというのが非常に重要なんです。創建当時に戻したら、増築部分はないんです。瓦の話もされましたけれども、和瓦を載せようと思ったら増築部分には載せられないというような議論になるんです。ですから、この部分については、やはり専門家の意見も踏まえていつの時代に戻すとか、どういうスタイルにするのかというのは大いに検討の余地がある、議論の余地があるものだと私は思っております。お金はかかると思います。ただ、貴重な文化財を先ほど申しましたように、ここで絶やしてはならないと。住吉駅舎も非常にいい駅舎だったんですが、台風で倒れました。それ以降、駅舎がなくなりました。そう考えると、これを台風が来てももつような駅舎にして、後世につないでいくというのは非常に重要ではないかなと思っております。600万円しかかかっていないという話がありましたが、これからどんどんお金は掛かると思います。そこは私たちもかけられる分はかけて、後世につないでいきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

今後、国庫補助や辺地債等、使える財源をまた調べて対応してまいりたいと思っております。

す。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 佐美三洋君。

○1番（佐美三 洋君） 答弁ありがとうございました。私も、今市長がお話をされましたけれども、やはり今のままではこれではいけないというのは、市長も認識をされているんだろうというふうに私は思っております。じゃあ、どうするのかと。そうになると、やはり当然お金も要りますので、そしてまた時代を間違っではいけない、そしてどこにポイントを合わせて修復をするかという、これはもう大事なことだと思います。そこはもう専門家にしか分かりませんので、そういう点は私は分かりませんが、ただいまの状況で、ちぐはぐな装いをいつまでもしているわけにはいかないというのが認識ですし、地元の住民もこの網田駅舎には思いが相当あります。そういう中で、やはり何かまだ、先ほどちょっと言葉が悪かったんですけど、ボロ隠しとかそういう言葉が出ているわけですよ。コンパネを張ってあのままで10年来たんですから、もうそろそろですね。だからと言ってあそこのコンパネだけを腰壁を直そうとか、そんな小手先だけではできませんので、やはりお金をかけて本格的にどこに焦点を当てて改修・修復をやるのか、そういうのも市のほうでしっかり検討していただいて、専門家の考えも入れてから、そういうものを作ってもらいたいなど。そしてやはり後世に残し、本当に宇土市の目玉となるようなそういうものにもっていく、言うならば、明治32年にできた建物ですので、それを追い越すものはいないですよ。そういう価値の冠があるんですから、あとはもういろいろなほうに持っていくなれば、今から建てるものはもう明治なんて名乗れないわけですので、そういうことで是非ともこの修復については、しっかり頑張ってもらいたいというふうに思います。

ちょっと話が飛びますけれども、今年の3月の末に、網田駅で映画の撮影がありました。2023年ベルリン国際映画祭に出品する作品のワンシーンを撮るため、俳優の森山未來さんが網田駅に降り立つ場面の撮影があったわけでありまして。一般公開は来年の春に予定されているそうであります。網田駅をもっともっと磨き上げをすれば、さらに面白い、いろいろな活用方法、展開が生まれてくるのではないかとこのように思うわけでありまして。

ここで、最後に鹿児島県の隼人町にありますJR九州肥薩線の嘉例川駅に行ってきましたので、写真を見ていただきたいと思います。どうでしょうか、木のぬくもりを感じる創建当時のままのような大変風情があります。こちらは明治37年に建てられた駅で、網田駅よりも5年遅く建っておりますが、登録有形文化財としての指定は平成16年で、網田駅よりも10年も早い指定となっております。網田駅に戻りますけれども、土日祝日に運行する観光列車「A列車で行こう」が、在来線列車との離合のため上り線で1日1本、5分程度網田駅舎内で停車をいたします。その際の乗客は一時的に下車をして、すばやく駅舎をカメラに収

める風景がたびたび見受けられます。本格的な修復・改修をすることでもっと磨き上げをすることで、次は網田駅を目当てに訪れてみたいと思う県内外の観光客も増すのではないかと  
いうふうに思うわけであります。元松市長が先ほどおっしゃいましたけれども、土日祝日の  
公務で網田駅に来られた際には極力ですね、駅カフェを利用していただいております。先日  
はプライベートで来館をされておりました。今回取り上げた問題や課題については、言うま  
でもなく市長の頭の中にはもう入っているというふうに思っております。どうかこの網田駅  
を創建当時に近づけるための本格的な修復・改修の必要性について、真剣に検討していただ  
きまして、先ほどの今中議員の一般質問にもありました西部地区の活性化の地域策、本当に  
いろんなタマがありますので、ブラッシュアップすればいろいろと振興にもつながるし、景  
気策にもなるかもしれません、どうかまた元松市長の4期目の目玉となるような取組、この  
網田駅の改修が目玉になるかもしれませんので、そういうことで期待をしておりますのでよ  
ろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

次の本会議は、明日9日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

—————○—————

午後0時57分散会

第 4 号

6 月 9 日 (木)



3番	今中真之助君	4番	西田和徳君
5番	園田茂君	6番	宮原雄一君
7番	嶋本圭人君	8番	柴田正樹君
9番	平江光輝君	10番	檜崎政治君
11番	野口修一君	12番	中口俊宏君
13番	藤井慶峰君	14番	芥川幸子さん
15番	山村保夫君	16番	杉本信一君
17番	村田宣雄君	18番	福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	杉本裕治君
企画部長	加藤敬一郎君	市民環境部長	野口泰正君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	小山郁郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	山口裕一君
会計管理者	野田恵美さん	総務課長	光井正吾君
危機管理課長	東  顕君	財政課長	北谷太示君
企画課長	宮崎英児君	企画課技術総括	甲斐裕美さん
市民保険課長	伊藤誠基君	環境交通課長	松下修也君
福祉課長	深田  徹君	高齢者支援課長	久多見さとみさん
子育て支援課長	山口るみさん	健康づくり課長	田尻清孝君
新型コロナウイルス感染症対策室長	西山祐一君	農林水産課長	湯野淳也君
商工観光課長	清塘啓史君	土木課長	渡邊  聡君
学校教育課長	池田和臣君	生涯活動推進課長	内田雅之君
給食センター所長	渡辺勇一君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係参事	松本浩典君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（中口俊宏君） 日程第1，質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので，順次これを許可します。

18番，福田慧一君。

○18番（福田慧一君） おはようございます。日本共産党の福田です。今回は，物価高騰対策など5点について質問いたしますので，よろしく願いをいたします。

まず第1点の物価高騰対策について質問いたします。生活必需品を中心に，全般的にわたり物価高騰が住民の暮らしと小規模事業者の営業に深刻な影響を与えております。物価高騰の原因は，新型コロナウイルス危機から経済対策による需要増や，ロシアによるウクライナ侵略によるだけではなく，安倍政権時代からとってきた異次元の金融緩和による円安政策がさらに進み，輸入物資が値上がりしているところにあることは明らかであります。その上，賃金は上がらず，年金は引き下げられ，より生活は苦しくなっております。国の対策では不十分であります，国が2021年度補正予算で出された地方創生臨時交付金，地方単独事業が2022年度に繰り越され，さらに新型コロナウイルス感染症対応について，宇土市にどれだけ交付金が交付されているのか。またこれらの事業での生活支援分，産業支援分はどのような事業が対象になるか，この点について，まず企画部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

本市の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の昨年度から今年度への本省繰越分の交付限度額は1億9,015万2千円です。

本省繰越分の事業計画は既に国に提出しており，主な使途として，生活困窮者自立支援金への市独自の上乗せ給付，農林漁業者の事業継続給付金，小規模事業者の事業継続対策給付金，給食材料費用への措置などに活用することとしています。

次に，コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の本市への交付限度額は1億6,803万円です。

国が示している活用可能な事業としては，ひとり親家庭・生活困窮者・低所得者に対する給付金，市民や事業者に対する光熱費の負担軽減，事業者・農林漁業者に対する経営支援，学校給食等の負担軽減，地域公共交通の経営支援，観光関連産業に対する経営支援，飲食業等に対する経営支援などとなっています。これらの事業計画については，7月下旬までに作

成し、国へ提出する予定としています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） この交付金を活用し、光熱費補助やひとり親世帯など生活困窮者支援について質問いたします。物価高騰の中で、高齢者の皆さんは年金は引き下げられ、厳しい生活をされておりますが、今年の夏は高温が続くとみられ、電気代などの光熱費の大幅値上げによって、エアコンの使用を控え、熱中症にかかる人が出るのではないかと心配しているわけであります。支援の必要があるのではないかと。またひとり親世帯や住民税非課税世帯に対する支援も不十分であり、大学生や専門学校生などアルバイトも減り、生活が苦しく食料支援に多くの学生が集まっております。生活困窮者に対する市独自の支援について健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、国の支援としては、これまでの市議会定例会でも御説明いたしました生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金がございます。これらの制度につきましては、これまで数回、申請期間が延長されており、現在も受付可能な状況であります。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として、令和3年度住民税非課税世帯と家計急変世帯に、一世帯当たり10万円の現金を給付しているところです。加えて、国の新たな対策であるコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、令和4年度課税で新たに住民税均等割が非課税となった世帯が給付対象に加わることとなりました。本年6月1日を基準日として、対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書を届けることとなりますので、今市議会定例会に補正予算を上程し、準備を進めています。なお、前回給付を受けられた世帯は、令和4年度分の対象とならないこととなっております。

次に、宇土市独自の支援について御説明いたします。本年3月から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、二つの宇土市独自の給付金支給事業に取り組んでおります。一つ目は、令和3年度住民税均等割のみ課税されている世帯と令和3年度住民税非課税世帯で被扶養者のみの世帯に対して、5万円の現金を支給するというものです。いずれの世帯も、国が実施する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象世帯ではないことが前提となります。もう一つは、国の制度である新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給世帯に対し、同じく一世帯当たり5万円の現金を支給するというものです。

子育て世帯に対しては、先ほどの国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、令和3年度に引き続き、同様の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、経済的な困難が生じている低所得のひとり親世帯及び令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円の給付が行われることとなりました。

これらに係る市の予算としまして、令和4年5月12日に補正予算の専決処分を行わせていただき、4月分の児童扶養手当受給者に対し6月末から、また、ひとり親世帯以外の低所得の世帯分については、7月からの給付を予定しております。

市独自の支援としましては、同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、先ほど申し上げた国の給付金の対象にならない、令和4年度分の住民税均等割のみ課税されている低所得の子育て世帯に対して、特別給付金の給付を検討しているところです。

いずれも、福田議員の御質問の光熱費補助に特化した支援ではございませんが、これらの給付金により、今般の食料品やガソリン、電気料金などの生活必需品の値上げに対応する一助としていただければと存じます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 光熱費補助の支援については、給付金で対応してほしいということではありますが、熱中症対策についても今後考えていただきたいと思っております。

次に、事業者や農林漁業者に対する支援について質問いたします。購入する燃料や肥料、資材等が高騰しているが、これらの利用者の方々は、高騰分を価格に反映することはできません。こうした状態が続けば、事業の継続ができない事業者も出てくると思っております。高騰の影響を緩和するための市の支援が必要であります。市はどのような対策を考えているのか、経済部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

現在、将来的なエネルギー転換による産油国の減産対応やコロナ禍の影響を受け、燃料費が高騰しています。また、農業分野においては、ロシアのウクライナ侵攻によりロシアからの農業用肥料の原料の調達が休止されており、国内における農業用肥料の供給が不安定となっているとの話も聞こえてきております。

先日、宇土市商工会にヒアリングを実施したところ、物流系の事業所では、軽油の値段が1リットル当たり22円上昇したことで、月に事業所全体で132万円の経費が増加したとのことでした。特に小規模経営の事業所は、企業間における競争力が弱く、経費が増加した分を売価に転嫁することができないことから、経営悪化が懸念される場所です。

このような状況の中、今回、国から措置される地方創生臨時交付金及び先般国会で成立し

た補正予算の原油価格・物価高騰分の趣旨を踏まえ、各産業分野で次の支援策を検討してまいりたいと考えています。

まず、商工業者への支援として、その経費において燃料費が重きをなすと考えられる事業者に対し、燃料費高騰分の補てんとして給付金の支給を検討しております。

次に、農林漁業者への支援については、国の支援策による効果を注視してまいりましたが、現在においても依然として高い水準が続き、長引く燃油価格の高騰は、農林漁業者の経営に影響を及ぼしております。

このような状況から、市独自の支援策が必要であると考え、今年度の支援実施に向け、具体的な要件、内容等について検討しているところです。

今後も、先行き不透明な世界情勢により、原油価格や物価などの状況が刻々と変化していくと考えられます。状況に応じ支援する内容を再検討しながら、適宜、必要な支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 商工業者には、燃料費に重きを置く事業者に対し、農林漁業に対しても燃料価格等の高騰が長引くことから、支援を検討していくとのこととありますので、より多くの事業者の方々の支援をしていただくようお願いいたしまして、次の給食の問題について質問いたします。

学校給食で食材の値上がりが続く、これまでの給食費では対応できない値上げをしているところが出ております。宇土市での食材費の値上がりの状況はどうなっているのか。今後の食材費の値上げは続くとみられ、これに対し文科省は、食材の値上げについて臨時交付金を活用するよう要請しております。保護者に負担増を求めるのではなく、臨時給付金を活用していくと思いますが、教育部長に考えをお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

給食の食材費の値上がり状況について、新型コロナの影響を大きく受けた令和2年度を除いた令和元年度と令和3年度における給食一食平均の単価を比較しました。結果として、令和元年度は一食平均271.12円、令和3年度は270.8円となり、食材費全体を見ますと、特に値上がりは起きてはおりません。この理由としては、値上がりした食材もあれば、値下がりした食材もあるため、献立作成において栄養価を満たした上で、できるだけ安い食材を使用するなど調整を行ったことによるものです。

しかしながら、昨年度と今年度4月における給食一食平均の単価を比較した場合、昨年4月は268.41円、今年4月は280.7円となっており、昨年と比べて食材費は値上がり

しております。なお、本市では給食一食当たりの単価を小学校では250円、中学校では290円としております。

今後、物価の高騰状況によっては、献立の調整のみでは十分な栄養価のある給食が作れない状況になることも想定されます。

そのような中、議員御指摘の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、本年4月の文部科学省の通知において、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減に対しても、当該交付金の活用が可能と示されましたので、現在、企画課で取りまとめている今年度の計画書に搭載しているところです。

今後も更なる物価高騰が続き、食材費の値上げが実施された場合、食材費の増額分に対して当該交付金の活用を想定しているところです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 最近の報道を見ますと、メーカーからの食品等関連物資の値上げが次々に発表されておりますし、食材の値上げが長期化することは明らかでありますし、是非交付金等を活用して、保護者負担の軽減につなげていただきたいとお願いするわけでありませぬ。

次に、収入が少なく生活が苦しい家庭の児童生徒に対し、文房具などの学用品や給食費などを援助する就学援助制度があります。コロナ禍以前からの受給状況の推移と今後の動向について、学用品等は物価高騰が続き、値上がりが続いております。例えば総務省の小売物価統計調査では、学校の制服で2021年3月と2022年3月では、男子用で3万4,416円から3万5,563円、女子用で3万2,235円から3万4,295円、文房具で例えばハサミで385円が440円、バインダーで968円が1,034円となっております。文科省の支給基準額は、前年7月頃の調査で予算化されておりますし、それ以後の値上げについては反映されておられません。この不足分も含め、支給すべきだと思いますが、この点について教育部長の考えをお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

就学援助受給対象者の推移及び支援制度の現状、並びに今後の動向についてお答えします。

まず、就学援助受給対象者の推移ですが、コロナ禍以前の平成30年度から令和3年度までの全児童生徒数に占める就学援助受給者の割合は、平成30年度17.5%、令和元年度15.2%、令和2年度16.7%、令和3年度17.4%となっております。

小中学校のそれぞれの内訳を申し上げますと、令和3年度の全児童生徒数3,054人のうち、小学校の児童数は全体で2,134人、うち就学援助受給対象者は360人、受給者

の割合は16.9%となっており、中学校の生徒数は全体で920人、うち就学援助受給対象者は170人、受給者の割合は18.5%となっております。

この数値から、就学援助の受給対象者数については、熊本地震の影響がまだ残っていた平成30年度は高い数値となっておりますが、震災から3年が経過し復興が進んできていた令和元年度においては、若干数値が減少していることから、一時的に回復が見られたと言えます。しかし、その後起きた新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、令和2年度からは、徐々にではありますが増加傾向にあることが分かります。

次に、就学援助受給者等貧困家庭に対する支援制度の現状として、本市の就学援助制度における学用品費等の基準額は、毎年、国が示します要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）の予算単価に準じ設定しております。令和4年度の国の学用品費等の基準額は、令和3年度と同額となっており、本市においても同様の額を定額で支給することとしております。

次に、物価高騰の影響による就学援助制度の今後の動向についてお答えします。

総務省統計局が公表する2020年基準消費者物価指数全国によれば、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は、令和4年3月で前年同月比0.7%の減少、4月で前年同月比の0.8%の上昇となっており、ばらつきはあるものの小幅な変動を繰り返している状況にございます。

しかしながら、今後は、世界的なコロナ禍での供給制約や経済の再開による原材料価格の上昇、さらには、今年に入ってからウクライナ情勢の緊迫化に伴い、原油・天然ガスなどのエネルギー分野、小麦をはじめとする穀物価格の上昇など、国際情勢の不安要素から原材料価格が軒並み上昇することが予測されています。

このことから、文房具等の急激な価格上昇の可能性も考えられますが、就学援助受給者等貧困家庭に対する学用品費等の支援に関しましては、先に述べましたとおり国の基準額に準じ支給していることから、今後、国の動向等に応じ適宜対応してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） この就学援助制度を知らない世帯もおられるかと思えますし、この制度を周知徹底させて、該当する世帯が受給漏れのないようにしていただきたいということ、値上げによって実態を反映していないし、当然その分について支給を考えていただきたい、このように思います。

次に、消費税インボイス制度が2023年10月から導入が予定されております。これまでは年間売上げが1,000万円以下の事業者は、免税業者として消費税の負担を免除されておりました。制度が導入されれば消費税の負担が生じ、自営業者だけでなく、フリーランスなどの人にも影響いたします。導入されれば事業所等はどうこれまでと変わるのか、宇土

市における状況について、経済部長に答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

まず，消費税のインボイス方式について概要を申し上げます。

消費税のインボイス方式は，令和5年10月1日から開始される制度です。令和元年10月に消費税法の改正により，消費税率が10%に引き上げられました。ただし，この中の飲食料品等は，軽減税率の8%が適用されており，現在は二つの消費税率が同時に運用されている状態になっています。どの取引や商品がどちらの消費税率を適用するのかを明確にすることにより，適正な課税及び徴収を行うための仕組みということになります。

インボイス方式の運用として，消費税課税事業者は，令和5年10月1日から適格請求書発行事業者として登録を受けるためには，原則として令和5年3月31日までに登録申請する必要があります。これまで消費税が免税されていた基準年の売上高が1,000万円以下の事業者は，申請期限までに新たに消費税課税事業者となり登録を行うか，又は消費税免税事業者のままの状態を保つか，事業者の任意により選択することが可能となっております。なお，消費税課税事業者として登録した場合は，これまで免除されていた消費税申告を毎年行うこととなります。

次に，インボイス方式の導入による事業者の対応についてですが，消費税課税事業者については，各々の税率を識別し，請求書として発行するための新たな機器やソフトの導入が求められ，今以上に事務処理が煩雑化する可能性が考えられます。また，消費税免税事業者だったものが新たに課税事業者として登録した場合，消費税納付分の経費が必要となります。一方で，各々の消費税額が明確となり，税収納の適正な運用につながるものと考えられます。

また，インボイス方式を導入せず，消費税免税事業者の状態を保った事業所は，適格請求書を発行しないことから，取引先から仕入税額控除を受けることができず，売上額全体の消費税を負担することとなります。

このため，消費税免税事業者においては，取引先から取引を見直されるなどの影響が生じることが懸念されているところです。

なお，仕入税額控除に関する経過措置として，制度開始後6年間は免税事業者からの仕入れに対しても一定割合を控除することが可能となっております。

現在，この消費税インボイス制度につきましては，国税庁で説明会の実施やホームページ等での周知・広報活動に努められています。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 部長の答弁のとおり，この制度が導入されれば，多くの業者やフリ

ーランスなど、新たな消費税の負担が生じ、複雑な事務負担や書類も7年間保存しなければなりません。登録業者にならなければ取引先から排除され、大きな混乱をもたらし、廃業に追い込まれる恐れもあります。政府は、6年間の経過措置とあって不安の火消しに必死になっておりますが、それだけで業者にとっては大きな負担をもたらすものである証拠と言わなければなりませんし、私たちはこの制度を阻止しなければならないということで、引き続き取り組んでいきたいと考えております。この制度が導入されれば、シルバー人材センターの会員も大きな影響を受けることは明らかであります。シルバー人材センターは、全国に約1,300センター、会員は約70万人と言われ、年間の契約額は全体で3,036億円、会員一人当たりの年間平均額は43万4,700円となっております。シルバー人材センターで働く高齢者は少ない年金では生活ができず、働く人が多いと思います。制度が導入されれば、シルバー人材センターから脱会する人が続出するのではないかと思うわけであり、シルバー人材センター運営も厳しくなると思いますが、対応をどう考えておられるのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、シルバー人材センターにおけるインボイス制度導入の影響について御説明します。

シルバー人材センター、以下センターと申し上げます。シルバー人材センターにおいては、現行の制度では取引の相手が課税事業者か免税事業者かにかかわらず、消費税の仕入税額控除が認められており、センターは会員に支払う配分金に関して、消費税を納税する必要はありません。

しかし、インボイス制度の導入後は、課税事業者との取引のみ、仕入税額控除が認められることになり、免税事業者である会員の消費税は控除できなくなるため、センターが配分金に関する消費税を納税する必要が生じることになります。一般的な商取引においては、インボイスを適用するために、取引相手に課税事業者を選ぶこともできますが、センターは会員のための機関という特徴があり、取引相手が会員に限定されるため、インボイス制度の導入により大きな影響を受けることになります。

次に、導入後の消費税分の財源についてですが、センターは公益法人であり、運営は収支が整っていることが原則であるため、インボイス制度によって新たに発生する税負担を賄う財源がありません。新たな税負担をなくすために、会員に課税事業者として消費税を負担していただくことも考えられますが、煩雑な税務手続に加え、会員の月平均3万円から4万円程度とされる手取り額が、さらに少なくなりますので、会員の就労意欲低下による退会者の増加とそれに伴うセンター事業全体の衰退が懸念されます。

インボイス制度自体は、事業者間の商取引で、消費税率や税額を正確に把握するために導

入される制度であるため、その取扱いについては、法令遵守を前提に適切に行われるべきものと認識しておりますが、これまで申し上げたように、この制度導入はセンター事業に、大きなマイナスの影響を及ぼすのではと危惧しております。

本市としましては、高齢者の生きがいがづくりや健康の保持増進、就業促進など地域社会の活性化の観点から、センターの果たす役割は大変重要と考えております。引き続き安定的な事業運営のため、センターの会員増につながるPRと市の業務をセンターに優先的に発注するなどし、センター事業が円滑に進むよう支援していくとともに、センターと連携しながら、センターへのインボイス制度の適用除外など、特例的な措置を講じていただくよう、市長会を通じて国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） インボイス制度が導入されれば、会員にとってもセンターにとっても大変なことになって、運営が大変厳しくなることは明らかでありますし、この制度は、中止あるいは特例な扱いを受ける以外に、今後のセンターの運営はうまくいかないと思いますし、先ほども言いましたように、私たちにとってはこの制度を中止させるということで、より一層頑張っていきたいと考えておりますので、協力のほどよろしくお願いをいたします。

次に、小中学校の健康診断について質問をいたします。学校安全衛生法では、小中学校の健康診断が定められておりますし、この法律の目的と小中学校における健康診断による要治療者数とその治療状況について、小学校、中学校別に割合も含め報告していただきたいと思っております。そして、要治療者で治療をしていない主な原因と今後の対策について、1、2を併せて教育部長に答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

学校保健安全法には、学校における児童生徒等及び職員の健康保持増進を図ることを目的として、児童生徒等の健康診断の実施について明記されております。

当該法律の目的に基づき、本市の小中学校においても、毎年児童生徒の健康診断を実施しております。健康診断実施後、疾病の疑いがある場合には、学校からの通知により病院受診を促し、健康保持の増進を図ることとしております。

令和2年度に教育委員会が調査した要受診者数（健康診断における医療機関での再診断を要する児童生徒数）の状況について述べますと、小学校における令和2年5月1日を基準にした小学校全児童数2,150人のうち、歯科の要受診者数は664人、全児童に占める割合は30.9%、眼科の要受診者数は863人、全児童に占める割合は40.1%、耳鼻科は小学校のみ実施ですが、要受診者数は121人、全児童に占める割合は5.6%、内科の要

受診者数は67人、全児童に占める割合は3.1%となっております。

続いて、中学校における令和2年5月1日を基準にした全生徒数953人のうち、歯科の要受診者数は312人、全生徒に占める割合は32.7%、眼科の要受診者数は511人、全生徒に占める割合は53.6%、内科の要受診者数は48人、全生徒に占める割合は5.0%となっております。

次に、要受診者とされた児童生徒のうち未受診者の割合についてですが、小学校においては、歯科の要受診者数664人のうち未受診者数は394人で、未受診率は59.3%、眼科の要受診者数は863人で、そのうち未受診者数は434人、未受診率は50.3%、耳鼻科は小学校のみですが、要受診者数は121人で、そのうち未受診者数は48人、未受診率は39.7%、内科の要受診者数は67人で、そのうち未受診者数は47人、未受診率は70.1%となっております。

続いて、中学校においては、歯科の要受診者数は312人で、そのうち未受診者数は121人、未受診率は38.8%、眼科の要受診者数は511人で、そのうち未受診者数は388人、未受診率は75.9%、内科の要受診者数は48人で、そのうち未受診者の割合は13人、未受診率は27.1%となっております。

小学校では、内科、歯科、眼科、耳鼻科の順で未受診率の割合が高く、中学校では、眼科、歯科、内科の順で未受診率の割合が高い結果となっております。

次に、未治療の主な理由と今後の対策についてお答えをいたします。児童生徒の健康診断において、要受診者と診断されたにもかかわらず未治療のままである主な理由について挙げますと、新型コロナウイルスの影響により病院での受診を控えているケースや、子どもと保護者の予定が合わず受診に至っていないケースが多くを占めておりました。

未治療に対する学校での現在の対策としましては、保護者に対し、学校保健だよりを通じて、病院のコロナ対策の内容や専門家等の見解について掲載することで、安心して病院へ行くよう周知を図ったり、文書や学級懇談会で積極的に勧奨するなどしております。

今後も、未治療者に対する更なる周知徹底を行うなど対策の強化を図り、受診率向上に向けた取組を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 健康診断で要治療を必要とする児童生徒の中で、治療を受けていない児童生徒が、小学校で、歯科で59.3%、眼科でも50.3%となっております。中学校では、歯科で38.8%、眼科ではさらに増え75.9%となっております。健康診断をするのは病気を早く見つけ、治療し、重症化を防ぐ、児童生徒の健康のためであります。こんなに未治療者が多いのは問題であります。学校保健安全法第14条では、「健康診断の結果に

基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。」としております。未治療者をなくす取組が必要であると思っております。未治療の主な原因として答弁されましたように、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮して控えたとか、あるいはコロナ禍の影響で受診を断られたというようなケースは仕方がないといったしましても、例えば、体の症状が気にならないから積極的に受診をしないとか、クラブ活動が忙しくて受診ができない、このような回答も寄せられております。保護者などとも相談をして話し合いを強めて受診を促進し、児童生徒の健康を守る取組には力を入れていただきたい、このことを強くお願いをいたしまして、次の教員不足対策について質問いたします。

新学期が始まる4月時点で、小中学校の通常学級、特別支援学校あるいは学級で、全国で2千人以上の教員が不足するとの文科省が発表しており、学校によっては校長先生がつてを頼って、臨時の教員確保をするために大変苦労されているという報道があつております。宇土市において、4月時点での通常学級、特別支援学級での教員数はどうなっているのか。また、年度途中で病休や退職があり、教師が不足する傾向にあると言われておりますが、教育委員会としての対応について、教育長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育長、太田耕幸君。

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

令和4年1月に文科省が報告した教師不足に関する実態調査結果によりますと、令和3年度始業日時点の小中学校の教師不足人数（不足率）は、全国で合計2,086人、0.35%となっております。ここで教師不足の定義について触れますと、臨時的任用教員等の講師の確保ができず、実際に学校に配置されている教師の数が、都道府県等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数を満たしておらず、欠員が生じる状態を指すとされております。ただし、学校に配置することとしている教師の数、配当数でございますが、これは義務教育標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において、学校に配置することとしている教師の数となります。

文科省によりますと、教師不足の大きな要因としては、産休・育休、病休者数の増加、特別支援学級数の増加による見込み数以上の必要教師数の増加や採用者数の増加に伴い、講師名簿登録者が既に正規採用されたことにより、講師名簿登録者数が減少していることが挙げられます。

また、長時間労働や教師の過労死、保護者への対応といった教師の勤務環境に対する風評による忌避も、なり手不足の一要因となっております。

本市における不足状況について申し上げますと、市立小中学校における教師不足は、令和4年5月末現在で5人となっております。未配置5人の内訳は、特別支援学級や少人数指導

・TT（ティーム・ティーチング）に配置する加配の数であり、加配とは、熊本県が学校の実情において学校に定数に加えて配置することとしている教師の数を申します。未配置の主な要因については、文科省で挙げられた事由と同様に、特別支援学級数の増加や講師名簿登録者数の減少が考えられます。

教師不足解消の対策としましては、教師が働きやすい環境を整備し、教職の魅力向上に努めることが最も重要であると考えております。したがって、教育委員会としましては、教員の働き方改革を推進していくことや、特別支援学級等において複数の教員で指導できるような市支援員の配置など、体制の充実に取り組んでまいります。併せて、県教育委員会への確実な欠員補充や効果的な欠員対策の実施について、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 大変であります。授業に支障がないように努力をしていただきたいということをお願いいたしまして、次の新型コロナウイルス感染防止対策について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症患者の発生は、最近減少傾向にありますが、収束の見通しは見えない状況が続いております。宇土市におけるこれまでの第5波までと第6波の感染状況を分析をし、3回目の接種状況と基礎疾患のある人に対する対策も含め、4回目の接種計画について、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、昨年7月から9月頃までの新型コロナウイルス感染症のいわゆる第5波においては、約3か月間で陽性者が急激に減少していき、県内においても11月から12月末までは、陽性者が確認されない日が続いておりました。その後、今年の1月から第6波に入り、急速に陽性者が増加、1月下旬にピークを迎えましたが、第5波が収束した状況とは異なりまして、ピークから4か月以上が経過した現在も高止まりが続いております。

第6波で流行の主流となったオミクロン株は、第5波のデルタ株に比べて感染力が強く、幼稚園や学校など、集団生活の環境で広がりやすく、10代以下の感染者の割合が高く、また重症化しにくいことが特徴とされましたが、高齢の方では、死亡する事例も見られました。

次に、ワクチン接種については、3回目接種を昨年の12月から医療従事者、次に高齢者施設の入居者・従事者、本年2月からは一般の高齢者を対象に、順次進めており、希望する方はほぼ接種を終了されていると捉えております。

本市の3回目接種の状況は、一昨日6月7日現在、65歳以上の対象者1万1,374人

中、3回目終了者1万149人、接種率89.5%、64歳以下の方では、対象者2万1,321人中、3回目終了者1万2,449人、接種率58.4%、全年齢（12歳以上）では、対象者3万2,695人中、3回目終了者2万2,598人、接種率69.1%となっており、全国的な傾向と同様、若い世代の接種率が低迷しております。

4回目接種については、4月27日の厚労省のワクチン分科会において、3回目接種から5か月を経過する、1、60歳以上の人、2、18歳以上60歳未満で基礎疾患がある人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人を対象に実施することになりました。また、これまでの接種は感染予防を目的としておりましたが、4回目接種からは重症化予防が目的とされました。

本市の4回目接種のスケジュールとしては、入院中や高齢者施設に入所中の方など、昨年の12月から今年の1月までに3回目接種をされた60歳以上の方は、今月から医療機関や入所施設等で接種、一般の高齢者の方は、来月からの接種となります。一般の接種対象の方々には、今月中旬頃から接種券が届くよう準備を進めております。

また、60歳未満の基礎疾患のある方につきましては、市で対象の方を把握することが困難なため、接種を希望される場合には、かかりつけ医に御相談の上、直接コールセンターに接種券の発行申請をしていただくこととなります。

接種方法につきましては、これまでどおり医療機関で行う個別接種と、宇土シティ等で行う集団接種を組み合わせる計画で、宇土地区医師会の御協力を得ながら、よりスムーズに接種ができるよう準備を進めております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） ワクチンをより多くの方々が接種されるように、努力していただきたいというふうに思います。

オミクロン株が流行した第6波では、若い世代の感染者の割合が高い傾向にありますが、重症化や死亡者の多くは高齢者であります。高齢者の介護施設等の感染防止対策など今後の計画について、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

各高齢者・介護施設では、国内で新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、継続して施設内での感染防止のために、日頃から職員や入所者の体調管理、手指消毒の励行、施設内の換気や消毒、外部からの面会制限など徹底した対策が講じられております。

市から各施設に対して、職員に僅かでも症状がある場合は、出勤を控え速やかに医療機関を受診させること、その際も事業が継続できるように体制を構築すること。また、感染者が

発生した場合に備えて、職員へ感染対策の研修を行うこと。万が一感染者が発生した場合は、早期に感染者とほかの入所者のケア区域を分けて、1ケア1手指消毒を徹底し、防護服を適切に着脱して感染拡大を防止することなどを周知し、感染対策に資する手引きや教材を提供しております。

また、オミクロン株が流行した第6波では、全国的に多数の高齢者・介護施設で感染が拡大し、感染者の急激な増加に伴い、入居施設内での感染者を療養する事態が発生いたしました。このことから、各施設に対し、施設内療養を想定して協力医療機関と事前に調整を行い、感染者に対応できる体制確保に努めていただくよう周知しております。

ほかにも、必要に応じて各施設へ防護服等衛生用品の配布や、施設職員・入所者などを対象とした市独自のPCR検査の実施、抗原検査キットの配布を行い、重症化リスクの高い高齢者の感染拡大防止に努めているところです。また、高齢者施設等の入居者向けのワクチン4回目接種についても準備を進めております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 今回5点にわたり質問いたしました。物価高騰で市民の生活や事業者の経営は大変厳しくなっておりますし、より一層の支援、取組をお願いいたしまして、一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。11時から会議を開きます。よろしく願いいたします。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前10時56分休憩

午前11時00分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

17番、村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） おはようございます。今回質問いたしますのは、人・農地プランの見直しと地域計画についての3点、それと緑川河川・浜戸川河川堤防のかさ上げの進捗と今後のかさ上げ工事の見通しについてお伺いをいたします。

まず人・農地プランについてお伺いしますが、宇土市では、平成24年度に人・農地プランが策定されています。それから早くも10年が過ぎているわけですが、農地の集約・集積面積は、令和3年までに12.9%と非常に少ない数字であります。そこで、どの

ような推進体制で取り組まれたのか、また具体的な業務対応についてお伺いをいたします。  
経済部長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における認定農業者等の中心経営体と地域の在り方等を明確化し、市町村が公表するもので、平成24年に開始され、本市においても策定をしております。

しかし、これまでのプランは、各地域での話し合いに基づくものとは言いがたかったため、令和元年の農地中間管理事業の推進に関する法律の改正により、真に地域の話し合いに基づくものにするという観点から、アンケート調査の実施により、地図上で現況把握を行った上で、地域の話し合いを通じて、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成を行うこととなりました。

本市におきましても、平成24年に人・農地プランを策定し、地域の実情に沿った内容にするため、令和元年度から新たなプランの策定に取り組み、農業委員会会長等で組織する検討会での審議を経て、令和3年2月に七つの地域ごとの人・農地プランを公表しております。

当初は、地域ごとに話し合いの場を設け、農業者等からの意見を反映させたプランを策定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、話し合いの場を設けることができず、代わりに中心経営体に対してアンケート調査を実施し、その結果を基にプランを作成しております。

公表した人・農地プランには、1、地区内の耕作面積等を記載した対象地区の現状、2、対象地区の課題、3、対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針、4、対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針を実現するために必要な取組に関する方針の四つの項目が記載されており、中心経営体を中心に記載された方針に基づきプランを実行しています。

本プランについては、各地域における農地の集約・集積に関する取組を記載しており、令和3年度では、市全体で約12.8ヘクタールの集積がなされております。これは本市の耕地面積6,499ヘクタールの0.2%と耕地面積全体から比べるとかなり少ないため、今後、更なる取組が必要となります。

今回の農業経営基盤強化促進法の改正は、農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要なため行われました。

この農業経営基盤強化促進法の改正により人・農地プランが法定化されたことに伴い、市

は、地域における農業の将来の在り方等について、話し合いの場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、従来の人・農地プランから地域計画と名称を変更し、新たな計画を策定することになります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 要するに、業務内容について具体的に説明があったわけですが、私を感じる場所は、農業者に対する説明がどうだったのかなということです。それと中間管理機構農地バンクについて、農家の理解が少なかったというふうにも感じます。それと認定農家中心ということでもありますから、その推進体制がどうだったのかなという感じです。現在宇土市では、宇土市の農業生産構造は基幹的農業従事者数が大体700から750ぐらいいらっしゃると思います。それと高齢化、兼業化の農家の方が300程度だったと思いますけれども、合わせますと1千人の農家さんがいらっしゃるわけであって、これらについて今回の地域計画においては、是非説明の徹底をしていただきたいというふうに指摘をいたしておきます。

次に進みます。では、先ほど地域計画を策定するということではありますが、どのような内容か、またどのような推進体制で取り込まれるのか答弁をいただきたい。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、今回の農業経営基盤強化促進法の改正により人・農地プランを市町村が策定する計画として法定化されたことに伴い、市は、新たに地域計画を策定することになります。

地域計画の策定に当たり、まず、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等の関係者による話し合いの場を設置する必要があります。その中で、1、区域における農業の将来の在り方、2、農業上の利用が行われる区域と保全区域等、林地化を進める区域等への整理、3、その他、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項等について話し合いを行います。

その結果を公表した後、市は、1、実情に応じ、複数集落を視野に入れた地域計画区域の設定、2、区域ごとの作付作物や農地の利活用の設定、3、農地の貸し手・借り手の意向を把握し、農地の集約化の目標等を定めた地域計画を作成します。

また、農業者の意向等の情報を基に、現状及び今後の見通し等について分析ができる目標地図も作成することとしています。

さらに、市において、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等で組織された検討委員会を新たに設置し、作成した地域計画について意見を聴取した後、公告する流れとなって

おります。

策定した地域計画や目標地図を基に、その目標の達成に向けて、農業委員会が中心となり、市、農地バンク、JA、土地改良区等の関係機関が連携して推進を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 今の答弁で法定化されるということでありますけれども、これは農家に対する義務なのか、それとも農家が任意、努力目標なのか、それについて答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 経済部長、小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） ただいまの御質問にお答えいたします。

新たな地域計画は、地域ごとに農業者を交えた話合いの場を設け、将来の農業の在り方等を定める計画であり、農業者は、地域計画の目標達成に向け、努力していただくこととなります。

本市といたしましても、農業委員会をはじめ、農地バンク、JA等と連携し、地域計画の達成に向け、積極的に関与していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） ありがとうございます。地域計画を策定するに当たり、私が感じておりますことを二、三申し上げたいと思います。まずは、現在の農地利用の状況をまず把握することが大切だというふうに思いますし、それぞれの農地で何を作っておられるのか、これを現状の地図に落として作ることが前提条件であろうと思います。それと、地域の農業者との協議、どこで何を作付けするのか、地域の将来像を描いて協議をすること。それと、地域の農地を農業利用区域と保全区域の二つに分ける必要があるかと思えます。それと目標地図を作成する。要するに10年先の宇土市農業の担い手はどうするのか、その方向性を出す必要があるかというふうに思います。この議論を経済部でされる前に、今の職員体制でできるのか、非常に疑問を持っておりますので、職員等についても市長に相談をされた方がいいというふうに思いますし、そうすることが立派な地域計画ができるというふうに思います。それと、市とJA、これがやはり地域計画の素案づくりをまず取り組むべきだというふうに思います。農業委員会はただ貸付体制の中のあっせん業務でありますので、そういう基本的な計画は、経済部とJAで素案づくりを是非取り組んでいただきたい。農協は特に営農指導をされますし、経営指導もされておりますので、それらもこの地域計画の中では必ず農家の方から話が出るというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それと3番目、地域計画に、みどりの食料システム戦略の有機農業をどういうふうに位置づけられるのかお伺いをいたします。市長お願いします。

○議長（中口俊宏君） 市長，元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） お答えいたします。

農林水産省が令和3年5月に策定しましたみどりの食料システム戦略は、農業の環境負荷の低減や生産基盤の強化を目指すものとなっております。その実現に向けた数値目標の一つとして、2050年までに有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することとなっております。この目標値を本市に置き換えますと、本市の耕地面積が6,499ヘクタールでございますので、その25%、1,600ヘクタールほどを拡大することになります。

本市では、令和4年4月22日に成立しましたみどりの食料システム戦略を推進する新法により、国が示す基本方針に基づき、県と市が共同で具体的な取組内容を盛り込む基本計画の策定を検討しております。

基本計画の策定に当たっては、県が策定する基本計画を基に、有機農産物の設定及び栽培管理方法、一般作物栽培管理との違い、集積後の作物の団地化、堆肥の散布、販売促進対策、融資や補助金等による農業者への支援等を、市の取組として盛り込む予定としております。

今後、地域計画を策定するに当たり、農業者、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区等の関係者による協議の場において、地域の実情にあった農業振興や農地利用を協議する上で、策定予定のみどりの食料システム戦略の基本計画と整合性を図り、有機農業の取組方針を決定するとともに、有機農業に適した農地の確保、団地化等について促進し、積極的に地域計画に定める必要があると思っております。ここで大事なのは、先ほど議員からも御指摘がありましたが、農業者の生の声をどれだけ入れられるかというのが非常に重要になってくると思っております。その上で、行政としても積極的にJA等と対応しながらこれに関与をして、実効ある計画となるよう推進を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） ありがとうございます。今、市長が答弁されましたような内容だというふうに私も思います。それと、6月7日に政府は閣議決定をいたしております。と言いますのは、2050年目標は示していたわけですがけれども、2030年までの中期計画の目標が発表されておりますので、どのような内容か経済部長に答弁願います。

○議長（中口俊宏君） 経済部長，小山郁郎君。

○経済部長（小山郁郎君） ただいまの御質問にお答えいたします。

農林水産省は、みどりの食料システム戦略における2050年までの目標数値として、化学農薬の使用量を50%低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%

低減と掲げておりますが、その目標達成に向けた中間的な目標として、2030年までに化学農薬の使用量を10%削減、化学肥料の使用量を20%削減という新たな目標を設けることとしています。

この数値目標は、肥料や農薬の施用基準である栽培暦の見直しや、有機農業の推進等を通じて達成を目指すことになっております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） ありがとうございます。2030年度の目標が出たわけですので、それを今後計画の中に十分反映していただいて、最終的には1,600ヘクタールが有機農業になるように努力をしていただきたいというふうに思います。

では、次の堤防のかさ上げ工事の進捗状況と今後の計画についてお伺いします。緑川・浜戸川は、高潮対策事業の緊急対策特定区間として位置づけられ、堤防かさ上げ工事が進められております。御承知のとおり、緑川地区、走潟地区は両河川に接しており、堤防の決壊や半壊が生じた場合には大変な水害が発生するというふうに思います。そこで、現在までの緑川・浜戸川の堤防のかさ上げ工事の進捗状況について、建設部長の答弁をお願いします。

○議長（中口俊宏君） 建設部長、草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

宇土市管内を流れる緑川・浜戸川につきましては、国土交通省の管理河川であり、ただいま議員からも御紹介がありましたとおり、平成22年度から緑川・浜戸川高潮対策事業の緊急対策特定区間として位置づけられ、本市では、緑川の左岸、延長4.2キロメートル、浜戸川の両岸、延長3.5キロメートルの堤防整備が進められています。

これまでの整備状況としましては、平成11年に発生した台風18号規模で、おおむね10年に1回程度発生する高潮に耐え得る、東京湾平均海面からの高さT.P.4.5メートルの堤防が令和2年5月末に完成し、その後も引き続き、緑川下流部から上流側に向け、おおむね30年に1回程度発生する高潮の高さに耐え得る、T.P.6.0メートルの堤防整備が鋭意進められているところです。

具体的には、令和3年度末までには、緑川の左岸部で、堤防の河川背面側が一部未完成の箇所もありますが、最下流である有明海との合流点から笹原樋門と下新開樋門の中間付近までの延長約2,350メートルが完成しております。

また、浜戸川では、左岸側の緑川地区で、緑川合流点の下新開樋門付近から緑川工業団地裏付近までの延長約200メートルが完成しており、右岸側の走潟地区で、緑川合流点の西走樋管付近から上流側に向け、延長約300メートルが完成しているところです。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） 大体の進捗状況については分かりましたが、残されておりますのは浜戸川の右岸左岸がほとんどだというふうに思います。したがって、浜戸川については市の砂防計画の中で重点箇所が二、三見受けられます。したがって、今後のかさ上げ工事と併せて、その重点箇所の改善、改修といいますか一緒をお願いをいたしたいというふうに思います。そこで、今後の事業計画について、かさ上げ工事について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 建設部長，草野一人君。

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

今後の事業計画について、国土交通省に確認したところ、令和4年度においては、緑川では、先ほど説明しました堤防河川背面側の未整備部分の整備と、笹原樋門と下新開樋門の間付近から下新開樋門までの区間、延長約160メートルの堤防整備が予定されています。

また、浜戸川では、左岸の緑川工業団地裏付近で、延長約50メートルの堤防工事が予定されています。

令和5年度以降の整備箇所につきましては、現時点では未定とのことですが、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が、令和7年度までとなっているため、それまでには、T.P.6.0メートルの堤防を完成させたいとのことでした。

なお、国土交通省の計画では、最終的には、昭和34年に発生した伊勢湾台風規模で、おおむね150年に1回程度発生する高潮にも耐え得る、T.P.7.0メートルの堤防整備を目指していくとされています。

本市としましては、最終形であるT.P.7.0メートルの堤防完成に向け、今後も、沿線自治体や地元行政区等と協力し、国などに対しまして要望活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 村田宣雄君。

○17番（村田宣雄君） ありがとうございます。緑川・走潟地域の住民の皆さんは、一日でも早く、一年でも早く堤防のかさ上げ工事ができることを期待されておられますので、執行部におかれましても、国会議員なり国交省に強く働き掛けをしていただきたいと思います。それでは、これもちまして質問を終わります。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。11時30分から会議を開きます。議場内の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時26分休憩

午前11時29分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番，芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） それでは、皆様お疲れ様でございます。公明党の芥川でございます。今定例会に質問の機会を与えていただき、大変ありがとうございます。今回は、市民の皆様が手続をされる際の負担の軽減についてなど、5点につきまして質問をさせていただきたいと思っております。執行部におかれましては、前向きな御答弁をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問通告に従いまして順次質問をさせていただきます。まず初めに、市民の皆様が手続等をされる際の負担軽減につきましてお伺いをいたします。市民の皆様が市役所に来庁し、住民票の写しや印鑑登録証明書等の請求手続、また引っ越し等の住所異動手続の際に、申請書に手書きをすることなく申請できる書かない窓口を導入している自治体がございます。書かない窓口は、北海道北見市などが取り入れ、全国の自治体に広がっております。来庁者が希望する手続を申請する際に身分証明書を提示し、その情報を基に市の職員が届出書類や申請書を作成いたします。来庁者は完成した申請書を確認し、署名するだけで手続が完了いたします。効果としては、書く時間を省くことで負担の軽減や時間短縮につながります。何よりもこのような体制とすることで、住民サービスの向上につながると思っております。本市でも書かない窓口の導入に向けての検討をお願いしたいと考えますが、市民環境部長より本市の見解をお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

本市を含め多くの自治体では、基本的に申請窓口ごとに各種手続に関する書類について、住所、氏名、生年月日等の基本情報を何度も記入する必要があります。

令和2年12月に国が自治体DX推進計画を策定したことから、行政におけるデジタル・トランスフォーメーション、通称DXの機運が高まりを見せ、自治体によっては窓口に来庁された住民に書かせない、待たせないを実現しているところもございます。

例えば、今議員から御紹介いただきました北海道の北見市では、窓口へ来庁された方に、一つの窓口で職員が基本情報をヒアリングし、システムに入力することで、関係部署にその情報が共有され手続が完了する仕組みを導入しています。

また、福岡県宮若市では、住民がスマートフォン等のオンライン画面上のフォームから入力した情報が申請書類に反映されるシステムを採用しています。情報を入力後、スマートフ

オン等の画面上に表示される二次元コードを、庁舎内に設置した専用端末にかざせば、入力内容が反映された状態で申請書類が出力されますので、住民はその書類を担当部署に提出すればよく、窓口で記入する必要がありません。

本市においては、令和3年11月に宇土市DX推進本部を設置し、デジタル技術を活用した市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るDXの推進に取り組んでおります。

今後は、窓口に来庁された方の利便性向上と待ち時間短縮のため、本市の住民ニーズに応じた書かない窓口の導入を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございます。今後は、本市の住民ニーズに応じた書かない窓口の導入を目指していくとの答弁をいただきました。どうぞよろしく願いいたします。

次に、おくやみ窓口の開設につきましてお伺いをいたします。御家族の方が亡くなられた際、御遺族が手続で来庁された場合、おくやみ窓口で対応し、御遺族の負担軽減を図ることができないかと、令和元年6月に質問をさせていただいておりましたが、改めてお伺いをさせていただきたいと思っております。そのときの答弁によりますと、市役所に来庁された遺族が、スムーズに手続を終えることができるよう、庁内の連携をより一層強化し、市としても可能な限りのサポートをしていきたいと考えているという御答弁をいただきました。その後の市の取組として、御遺族が手続で来庁された際に、どのような対応をされているのか、市民環境部長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

初めに、市民の方の死亡に伴う手続ですが、市に死亡届が提出された後に、御遺族の方に対して、死亡に伴う手続内容と担当課・係名が記載されたガイドメッセージを市民保険課からお渡ししております。

その後、ガイドメッセージに記載された担当課で手続を行う際、市民保険課・税務課・福祉課・高齢者支援課のいずれかの部署に最初に来られた場合は、内容を職員がデータ入力することで、先ほど申し上げた四つの課にデータが共有され、その共有データで申請書を発行することにより、手続が速やかに行えるようにしております。死亡に伴う手続には、関係課が複数にわたり、御記入いただく申請書も複数枚発生することから、御遺族の方の御負担を軽減し、速やかな対応を心がけております。

議員御提案のおくやみ窓口の設置についてですが、専門の受付窓口を設置している自治体もございしますが、本市では先ほど申し上げましたように、関係課と連携し、御遺族の方への

速やかな対応や負担軽減に努めております。また、窓口に来られた方の状況によっては、その方が関係する課の窓口を移動して手続きなくても済むように、関係課の職員が最初に来られた窓口まで伺い、対応させていただいております。

今後も、市民に対して優しい速やかな対応を念頭に、利用者の目線に立った窓口業務を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。葬儀を終えて疲弊した御遺族に寄り添っていただいて、答弁にもありましたように、優しい速やかな対応を念頭に、担当課職員の心温かい対応をくれぐれもお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。

次に、住民票など各種証明書類の発行手続の支払い方法につきましてお伺いをいたします。新型コロナウイルス感染拡大に直面して以降、多くの自治体では様々な対応を迫られました。そのような中、新型コロナウイルス感染防止のため、各種証明書類の交付手続に訪れた利用者と職員の現金の受け渡しなど、接触機会をなくすためセミセルフレジを導入する自治体が増えております。セミセルフレジは、コンビニやスーパーなど流通の現場で目にする機会が増えてきたように思います。県内でも八代市がキャッシュレス決済を導入しております。本市でも、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び住民サービス向上のため、窓口における手数料支払いについて、キャッシュレス決済等に対応したセミセルフレジを導入してはどうかと考えますが、市民環境部長に本市の見解をお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

議員が提案される現金用自動釣銭機とQRコード決済等のキャッシュレス決済の両機能を備えたセミセルフレジは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から自治体窓口において導入が進んでおります。

先ほど議員からも紹介がございました八代市においても、今年3月に住民票の写し等の証明発行手数料の支払い方法を、現金及びスマートフォンを使用した2次元バーコードや電子マネーによる支払い等のキャッシュレス決済に対応するため、セミセルフレジを導入しております。

セミセルフレジを導入することにより、住民と職員が現金の授受をしなため感染症対策を強化できる、また、精算時間の短縮により窓口の混雑緩和を実現できる、それから、多様な決済手段に対応しているため住民の利便性向上を図ることができる、さらに、自動集計機能を活用することにより職員の業務負担が減少し、ミスの防止を図ることができるという効

果が期待できます。

今後は、本市におきましても導入・ランニングコストや住民の利用ニーズに応じた決済サービスを検証し、窓口における新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からもキャッシュレス化を図るため、セミセルフレジの導入を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。御検討よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次は、新庁舎の来庁者に対する配慮について、2点ほど質問させていただきます。NHKの番組で、産後に職場復帰したばかりの復帰ママの悩みが特集をされておりました。産後に職場復帰したばかりの女性が人知れず苦しんでいること、搾乳の問題について特集をされておりました。その内容を解決するため、一部の企業では搾乳期の子どもを育てる女性社員を支援しようと、母乳を絞るための搾乳室を設ける動きが広がりつつあります。母乳には、子どもの病気のリスクを抑えるための効果があり、WHO世界保健機関では、2歳まで母乳育児を続けることを推奨しております。しかし、日本では職場で搾乳する環境が整っておらず、絞った母乳を保存して子どもに飲ませたいと思っても、多くがトイレで捨てざるを得ない実態が浮かび上がっており、母乳育児を諦める理由の一つになっているという調査結果もあります。母体にとっても長時間母乳を出さないと胸が張り、乳腺炎の要因になったり、手術が必要になったりする場合があります。出さないと母乳が作られにくくなるというのは分かっており、米国では授乳や搾乳のための時間やスペースを確保することは、一定の規模以上の企業に義務づけられているそうでございます。幸い、本市の新庁舎には、授乳室が設置されることとなっているので、来庁者及び出産後に働く職員に対し、搾乳室としても使えるように検討していただけないかと思えます。企画部長に御答弁をお願いいたします。

○議長（中口俊宏君） 企画部長，加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

現在、建設中の新庁舎におきましては、搾乳室ではなく1階と4階に授乳室を設置する予定であります。搾乳室の設置につきましては、新庁舎内に増設することは困難であるため、授乳室を搾乳室として使用できるように室名の表示方法を変更し、来庁者及び職員が利用しやすい運用を検討いたします。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。母乳育児を続けたいと考えてい

るお母さんたちが続けられるような選択肢があるということは、素晴らしいことだと思います。利用しやすい運用を検討していただきますことをお願いいたします。

次に、多目的トイレのユニバーサルシートの設置につきましてお伺いをいたします。ユニバーサルシートとは、乳幼児等のおむつ交換などのために設置するベビーシートと異なり、大人も横になれる大型のシートで、車椅子から乗り移りやすい高さに設置をされています。高齢の方、障がいをお持ちの方などを含むより多くの方が共用でき、多目的に利用ができます。障がいをお持ちの方が安心して出かけられるように、新庁舎のトイレに大人でも使用できるユニバーサルシートは必要だと思いますが、企画部長にお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 企画部長、加藤敬一郎君。

○企画部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

現在、建設中の新庁舎の多目的トイレには、子どもの使用を想定したベビーチェア、ベビーベッド、フィッティングボードの3点を設置する設計となっております。

議員の御提案のとおり、多目的トイレの利用に支障のない範囲で、大人でも使用できる可動式のユニバーサルシートの設置に向けて調整してまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、子どもの難聴・弱視の早期発見につきまして質問させていただきます。まず、新生児聴覚検査につきましてお伺いをいたします。新生児聴覚検査は、出生から約1週間以内の新生児に実施をされます。生まれつき耳の聞こえにくさがある赤ちゃんは、およそ1千人に1人から2人とされており、厚生労働省の調査によりますと、2019年度の新生児の少なくとも1割が聴覚検査を受けておらず、難聴に気づかないまま成長することが懸念をされています。全く聞こえない場合は、両親や周囲の人が異常に気づきやすいのですが、聞こえにくいことの発見が遅れることで言葉の発達が遅れたり、コミュニケーションが取りにくいなどの支障が起きることがあるとのことであります。難聴は早期に発見をされ、適切な支援が行われた場合には、難聴による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見、早期療育を図るために、全ての新生児を対象として、新生児聴覚検査を実施することが重要でございます。この新生児聴覚検査への公費助成を実施している自治体は、全国で拡大しているのではないかと思います。また、県内の自治体での助成実施状況はどうなっているのか。また、現時点での費用助成についての本市の見解を健康福祉部長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長，岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします

新生児聴覚検査の費用助成については，平成29年3月及び令和元年9月の市議会定例会において芥川議員の一般質問でお答えしておりますが，その後の県内の状況についてお答えいたします。

平成28年度に天草市が公費助成を開始したのを皮切りに，令和元年度の国の調査で10市町村，直近の調査でさらに1市増え，11市町村が助成していることを把握しております。

この事業に対し，国は本年2月25日に，難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針を作成しており，その中で受検率向上を目指し，市町村に対して，検査に係る費用について公費負担を行うことで，受診者の経済的負担を軽減するよう働き掛けを行うとされております。

既に，費用助成を実施している自治体に助成方法等を確認したところ，住民の出産件数が多い医療機関と委託契約を行い委託料として支払う方法や，住民の出産件数が少ない医療機関の場合は，償還払いの方法で対応をしていることを確認いたしました。

医療機関における費用請求については，分娩費用や出産育児一時金に含めての請求や，医療機関のサービスとして無料で実施しているところなど様々な対応であるため，費用助成については，医療機関の対応に合わせた柔軟な運用も検討する必要があります。

難聴児及びその家族等に対する支援は，発達段階に応じた療育を受けながら難聴児が本来持つ力も生かして，心身の健やかな成長や発達を保障する必要があるため，新生児聴覚検査はその第一歩となります。

本市としては，難聴児の早期発見・早期療育のため，できるだけ早い段階で費用助成を実施する方向で検討してまいります。

なお，新生児聴覚検査は，一般的に，出産のため入院した分娩施設や新生児科で行われることがほとんどです。本市の新生児の聴覚検査の実施状況は，生後2か月頃の保健師による乳児家庭全戸家庭訪問の際に確認しておりますけれども，ここ数年，全員が受検し，その結果も把握できておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。本市では，新生児聴覚検査はここ数年は全員が受検をされており，その結果も把握できているということでございます。難聴児の早期発見・早期療育のため，できるだけ早い段階で費用助成を実施する方向で検討していただけるということなので，どうぞよろしく願いいたします。

次に，3歳児における視覚検査で，弱視につながる遠視，乱視といった目の屈折異常など

のリスクを調べる屈折検査につきましてお伺いをいたします。子どもの視覚機能は成長とともに発達し、6歳から8歳までに固まるそうであります。その過程で、強い屈折異常などがある場合、早期に治療を開始できないと弱視となり、一生涯、視力は不良となるそうでございます。一般的な3歳児健診では、各家庭で簡易な視力検査を行った上で、問題があれば健診会場で保健師が2次検査を実施し、そこで精密検査が必要な子どもを眼科医につなげるのが一般的であります。本市でも、令和元年9月の定例会において質問させていただいたときは、このような検査の内容であったと思います。しかし、この方法では、まず家庭での検査に精度の限界があり、弱視などのリスクがある子を見逃してしまうということも少なくないと思われまふ。眼科医からは屈折検査の必要性が指摘されてきていましたが、従来の検査機器は大型で扱いにくく、3歳児健診での実施は難しかったそうでございます。しかし、その後検査機器も新たに登場し、3歳児健診での屈折検査へ国も動き出しております。厚生労働省は2022年度予算で母子保健対策強化事業の一つとして、検査機器の整備のメニューを用意しました。市区町村が機器を購入する場合、その経費の半分の財政支援することになりました。この事業の実施で、機器を配備する自治体も次々に出始めているということでございます。

そこで、健康福祉部長に本市での検査機器の導入状況と、視覚検査の実施状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

子どもの目の機能は、産まれてから3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃までにはほぼ完成し、生涯の視力が決まると言われております。3歳児健診における視覚検査は、平成3年から実施されておりますが、弱視の見逃しが問題となっております。

弱視の見逃しの原因として、3歳児健診の事前検査として保護者が家庭で行う視力検査（一次検査）が正しく行われないうことや、視力検査が子どもの応答を必要とする自覚的な検査のため、子どもが検査の意味を理解することが難しく、大人が異常に気づきにくいことが挙げられます。このことから弱視を見逃すことがないよう、屈折検査を各自治体が導入するようになりました。

熊本県眼科医会が令和3年5月に行ったアンケート結果によりますと、県内45市町村のうち27市町村が屈折検査を実施している状況です。また、議員御指摘のとおり、今年度から、検査機器購入に対する国の補助事業が始まったことから、今後、屈折検査を実施する市町村が増加していくものと思われまふ。

以上を踏まえた上で、議員の御質問にお答えします。

まず、本市での検査機器の導入状況についてですが、本市では、3歳児健診における視覚

検査のため、令和3年度から少子化対策総合交付金を活用し、屈折検査機器・スポットビジョンスクリーナーをリース契約しております。この検査機器は、数秒で、両目の屈折値や眼位を測定し、子どもの応答に頼らず、客観的に弱視のリスクを推測することができ、取扱いが容易で精度の高い検査が可能となっています。

次に、視覚検査の実施状況についてですが、令和3年度に3歳児健診を受けた292人のうち、屈折検査で精密検査の対象となったのは13人でした。そのうち要観察は9人、要治療は2人であり、未受診者2人を除く11人全員が継続受診の対象となりました。

また、健診前の家庭での視力検査では異常なしだった8人のうち、屈折検査では要観察が6人、要治療が2人であったことから、この屈折検査導入により、弱視の見逃しが減り、早期発見・治療につながったものと考えております。

今後も視力検査及び屈折検査の併用により、弱視の発見率を上げ、早期治療につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。本市では、昨年度に検査機器のリース契約をされ、導入しているということでございます。実施状況としては、弱視の見逃しが減り、早期発見・早期治療につながっているということであり、早めに導入していただいていることに、担当課の努力に敬意を表したいと思います。今後も視力検査及び屈折検査の併用により、弱視の早期発見・早期治療につなげてほしいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、児童生徒の安全・安心確保につきまして、質問の順番を入れ替えてお伺いをさせていただきます。

まず、学校安心メールシステムについてお尋ねをいたします。児童生徒の安全・安心を守り、学校、PTA、保護者間の連絡をスムーズに行うための手段の一つとして、学校安心メールがありますが、その概要と市内小中学校の導入状況及び利用状況について、教育部長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長、山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

本市の小中学校が採用しております株式会社テクノミックスが提供する学校安心メールは、県警察本部・自治体・教育委員会・幼稚園・保育園・小中学校から高等学校など、全国で4千を超える公的な団体や施設で採用されている信頼できるシステムでございます。

本システムは、子どもたちの安全・安心を高めることを目的に、企業の社会的責任（CSR）の理念のもと、協力いただいた企業からの協賛金により運営されております。

このことにより、学校から保護者へ電子メールを通じて情報を配信する際には、無料で利用することができる仕組みとなっております。

本システムへの加入については、それぞれの学校から申し込みを行う必要がございますが、市内の全ての小中学校は既に参加しており、保護者においては、手続きが遅れている方が数件ありますが、ほぼ全家庭での導入が完了しています。

このシステムの具体的な用途を申し上げますと、新型コロナウイルス感染症に伴う休校等の緊急連絡や、台風接近に伴う休校等の災害連絡が挙げられます。

そのほかにも、PTA活動や学校イベント等の情報発信としても利用することができます。以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。

次に、登下校のお知らせメールの導入につきましてお伺いをいたします。昨年6月定例会において、登下校時の児童見守りシステムについての質問をさせていただきました。その後の調査状況と今後の対応について、教育部長にお伺いをいたします。

○議長（中口俊宏君） 教育部長，山口裕一君。

○教育部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

議員も御承知のとおり、登下校のお知らせメール配信システムは、登下校の際に、子どもたちが学校の門を通過すると、ICタグが反応し、「今、学校に入りました」、「今、学校を出ました」というメールが、任意で加入する有料会員の保護者へ自動的に送信されるシステムでございます。

このシステムの最大の特徴として、システム設置の費用を学校側で負担することなく、子どもに携帯させるICタグは小学校卒業まで無料貸与というシステムで、初期投資費用をかけずに導入できることが挙げられます。

この初期投資費用につきましては、事業者が一旦負担し、有料会員から毎月発生する利用料からの収益で、回収していくシステムとなっております。

また、システム設置希望の学校が、システムの導入ができるかどうかの可否については、事業者が判断されますが、その基準については、学校の出入口の数や児童数等から有料会員数をシミュレーションして、5年間で初期投資費用が回収できる有料会員数を確保できるかが条件となっております。

県内においては、熊本市の小学校全92校中47校と八代市の小学校1校で導入されております。しかし、いずれも毎年の有料会員の維持・確保が課題となっているようで、保護者の加入を左右する毎月の利用額やシステムの必要性など、導入するには学校及び保護者の十分な理解が必要になると思われます。

さらに、このシステムを宇土市内の小中学校で利用するには、採算が取れる有料会員数の下限を試算しますと、大規模校しか対象の可能性がありません。

このような課題等を踏まえ、教育委員会としましては、まず、大規模校のPTAや学校へ情報提供を行っていくこととし、そのほかに、犯罪の抑止力強化のために市内全ての学校に防犯カメラの設置など、様々な観点から子どもたちの安全確保のための対策を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。現在は、子どもを狙った犯罪が多発しております。いつ、どこで、子どもたちが危険にさらされるのかを予測することは、非常に困難ではないかと考えます。何が起こるか分からないからこそ、子どもたちを守るためにできる限りの環境整備が求められていると思います。防犯カメラなどの設置など、様々な犯罪からの安全・安心確保のための対策をどうぞよろしく願いいたします。

最後に、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成につきましてお伺いをいたします。带状疱疹は、過去に水ぼうそうにかかった方で、加齢による免疫力の低下やストレスや疲れなどが原因で、突然発症をいたします。放っておくと、後々痛みを伴う後遺症で悩まされることもあります。現在50歳以上の方は、带状疱疹の予防接種を受けることができますが、予防接種を知らない方もいらっしゃいます。最近ではテレビのCMや病院による周知により、少しずつ带状疱疹はワクチンで予防することができるという認識度が高まってきているように思います。その带状疱疹ワクチンですが、日本では厚生労働省により2016年3月に、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防として効能効果が追加をされました。2016年からある水ぼうそう生ワクチンに加えて、新たに2020年に使用開始となった不活化ワクチンは、生ワクチンに比べると予防効果が高く、効果が長期間持続し、がんや膠原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れているということでございます。しかし、带状疱疹ワクチン接種費用は、生ワクチンで8千円程度、不活化ワクチンは1回2万2千円程度と高額で、しかも2回接種をしなければなりません。带状疱疹の発症率は50歳代から上昇し、その後ピークを迎え80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。体の左右どちらか一方にヒリヒリ、チクチクと刺すような痛みがあり、赤い斑点と小さな水ぶくれが神経に沿って带状に現れることから、带状疱疹と名付けられたそうでございます。私の知人も带状疱疹にかかり、神経痛のような痛みを伴い、日常生活に影響が出るほどつらい経験をしたと話してくれました。全国的にはワクチン接種費用については、一部助成が始まった自治体があります。今回、内閣府より各自治体の判断により、コロナの影響により発生する住民の負担を軽減するため、带状疱疹のワクチン接種に係る費用負担の軽減に、地方創生臨時交付金を使

用することは可能との見解も出たようでございます。本市でも一定の年齢を対象に、市民の健康を守るために、費用助成の検討をしていただきたいと思いますと考えますが、健康福祉部長に本市の見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

带状疱疹については、議員から御紹介いただいたとおり、水痘、いわゆる水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。身体の胸部や腹部、背中などの神経に沿ってピリピリとした痛みが現れ、水疱を伴う赤い発疹が帯状に生じます。強い痛みを伴うことが多く、症状は通常3週間から4週間ほど続きます。带状疱疹は、子どものときに感染した水痘のウイルスが体内に潜伏していて、加齢やストレスなどで免疫力が低下した際に、活性化して発症するとされております。日本では、成人の90%以上がこのウイルスを保有し、80歳までに約3人に1人が罹患するとされており、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の方が長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる可能性があります。

带状疱疹を予防するワクチンは2回接種しますが、その発症予防効果は、50歳以上で97.2%、70歳以上で89.9%とされており、带状疱疹後神経痛の減少率は、50歳以上で100%、70歳以上で85.5%と、いずれも高い効果が認められております。現時点では、9年間はその効果が維持できることが確認されております。

ワクチン接種費用については、1回当たり約2万円を超え非常に高価で、大阪市や名古屋市など、全国的には助成を始めた自治体はありますが、熊本県内ではまだ助成をしている自治体はありません。

本市においても、予防接種法に基づく任意接種であることから、接種費用の助成は行っておりませんが、現在、国において带状疱疹ワクチンを定期接種とすることが検討されておりますので、まずはその検討状況を注視したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 芥川幸子さん。

○14番（芥川幸子さん） 御答弁ありがとうございました。この带状疱疹に関しては、予防接種啓発ポスターや広報うとなどへの注意喚起として掲載をしていただき、市民の皆様へ周知していただければと思います。よろしく申し上げます。

以上で、今回の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。12時15分から会議を開きますので、よろしく申し上げます。議場内の換気を行いますので、協力をお願いいたします。

-----○-----

午後0時09分休憩

午後0時14分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

13番，藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） 無所属の藤井慶峰です。昼休み時間を割いて一般質問をさせていただくことに感謝申し上げます。今回は3点御質問を申し上げます。

まず第1点、ダイオキシンを含む2.4.5 T剤の撤去についてお伺いします。今年の4月18日付けの熊本日新聞に、「宇土の埋設除草剤撤去へ」という見出しで、轟の白山の裏の山、尾坂国有林に埋設されている2.4.5 T除草剤を撤去することを林野庁が決めたということが報道されました。この2日前の16日の土曜日、朝から熊日宇土支局長の池田さんから、「林野庁から熊日に、埋設除草剤を撤去することが決まったとリークがありました」ということで電話をいただきました。この問題には私がずっと取り組んできたということで、是非取材をさせていただきたいということで電話をいただきました。そして、その日の15時に池田さんと一緒に現地に行って、取材を受けました。その記事が皆さんのタブレットに載せております記事であります。私がこの問題について最初に知ったのは、昭和59年です。私が当時住んでおりました長崎県で、長崎新聞に掲載された記事を読んで、白山の裏側にこんなものが埋もれているのかと驚きをもって読んだことであります。そして平成6年9月に宇土市に帰ってきました。20年前、縁あって市議会議員になりました。この除草剤を撤去しなければ必ず害をもたらすと思い、本議会の一般質問でたびたび取り上げてきました。私は市議4期目ですが、1期4年のうち最低でも1回ないし2回はやってきました。過去にも大先輩の議員さんが一般質問で取り上げておられましたが、最初の頃は、執行部の中でも余り騒いでくれるなという雰囲気がありました。地元の農家の方にも、風評被害が出たら困ると言う方もおられました。それに対して、私は、これを撤去しない限り、将来にわたって子や孫たちの代まで必ず悪影響を及ぼしますよと、めげることなく取り組んできました。同僚の野口議員と県庁の環境政策課に撤去要請にお伺いしたこともあります。また、全国各地に埋設されたままになっているこの除草剤の問題について取り組んでいる大学教授やフリーライター、全国紙の記者さんの取材にも協力してきたところでもあります。元松市長になって、執行部も議会も積極的に御協力いただき、営林署にも積極的に働き掛けて以来、県や県選出の国会議員の御協力もあつての今回の決定だと思います。この記事を読まれた地元の方数人から、感謝の言葉をいただきました。しかし、林野庁の撤去決定が報道される前の西日本新聞のネットワークニュースや、日本共産党の国会議員の先生方が現地視察に来られまし

たが、そのことを書いた赤旗の記事を読みましたところ、あたかも本市がこの問題に積極的に取り組んでこなかったかのような内容であり、誠に遺憾に思ったことであります。

そこで、これまでの取組を再確認するためにも、これまでの経過について市民環境部長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長，野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えいたします。

本年4月に、九州森林管理局から本市に埋設されている2.4.5 T剤について撤去する方針が示されておりますが、今回撤去決定に至るまでの本市における対応の経過についてお答えいたします。

昭和59年、愛媛県の山中に埋められた2.4.5 T剤からダイオキシンが流出した事件を機に、昭和46年当時、埋設作業に従事した方からの証言により、本市においても宮庄町の尾坂国有林に2.4.5 T剤が埋設されていることが判明いたしました。これを受けて、同年熊本営林署に対して、除草剤の埋設についての現状確認及び撤去の申入れを行っております。

平成9年及び平成12年には、八代営林署に対して埋設箇所の調査を依頼しましたが、実施する意思はないとの回答でありました。

平成15年には、本市市議会の要請により、九州森林管理局に対し早期完全撤去要望書を提出。翌平成16年、九州森林管理局へ立入禁止看板とフェンスの設置及び定期点検の回数増加を要望。また、平成22年には、埋設物完全撤去に関する処理技術の進捗状況の確認を行っております。平成25年には、国による2.4.5 T剤の完全撤去、土壌・水質調査の実施を要望。さらに、平成27年、平成30年にも、国による2.4.5 T剤の完全撤去の要望を再度行っております。その都度フェンスの設置、土壌や水質調査等の対応は行われたものの、完全撤去に向けた具体的な回答は得られておりませんでした。

また、令和元年6月に、市・市議会・九州森林管理局による2.4.5 T剤埋設問題に関する三者会議が開催され、市議会からも多数の御出席をいただきました。この場で市議会の皆様からもかなり強い御意見をいただき、完全撤去の要望を改めて行いました。さらに同年11月には、県選出国會議員に対して完全撤去に関する要望書を、市と市議会の連名で提出しております。

その後、令和2年10月に、林野庁が埋設農薬の試料を採取し、飛散等により周辺環境や人体へ影響を与えない撤去の手法を検討していく方針を示しました。そして、令和3年度に調査を行った結果、今年度完全撤去の方針が示されたところでございます。

このように、今までの経過を振り返りますと、長年にわたる市議会の皆様を中心とした地元の方々の要望活動が、国を動かす一因となり、また本市が優先撤去の候補地となることにつながったことは間違いのないと思います。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。熊日の池田さんが林野庁に、どうして宇土市を最初に撤去することになったのですかと質問されたそうです。そうしたところ、宇土市が一番強く撤去を要請されてきたという返事だったそうです。改めて本市の取組を評価していただいたことを認識するとともに、諦めずに取り組んできてよかったと思います。

次に、今後完全撤去に向けて作業が進められることになるわけではありますが、私としては撤去完了まで油断せずに注視していきたいと思っております。皆さんもう御覧になられたかと思いますが、NHKが「誰も知らない日本の枯葉剤」という特集を放送したことがございました。その番組の制作に当たってNHKの福岡放送局の記者さんから、取材と協力を依頼されまして、現地取材や簡易水道組合の皆さん、埋設工事に携われた人の取材にも立会いました。あの番組の中で、最後にインタビューに答えておられた林野庁の方が、薄笑いを浮かべながら話しておられたことに、いささか不信感を抱きました。そのとき、完全撤去完了までをしっかりと確認しなければならないと強く思ったことでありました。

そこで、今後撤去までのスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 市民環境部長、野口泰正君。

○市民環境部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

今後の2.4.5 T剤の撤去につきまして、昨年からの国の動きと九州森林管理局から示されたスケジュールについて回答いたします。

近年多発している地震や水害等の災害による流出が懸念されることから、令和3年度に、現在全国に埋設されている46か所の中から宇土市を含む4か所で、先行して安全に埋設物が撤去できるかどうかの検討を行うための現地調査が行われました。その結果、安全に掘削処理する手法等が確認されたため、国の方針が埋設物を撤去する方向に転換されました。

これを受けて今年度は、埋設物の撤去に向けてさらに詳しく本市の埋設物の成分濃度の分析を行うために、合計3か所でボーリングによる試料採取が行われます。その調査結果に基づき、撤去を行う際の近隣地区や作業員の安全確保の方法を検討されるとのことです。

なお、今年度の調査により、本市の現場においても埋設物の安全な撤去が行えることが確実となれば、令和5年1月頃に掘削対象範囲の決定及び最終処理施設の決定を行い、その後埋設物がある場所の近隣住民に対して説明会を行った上で、令和5年度以降に撤去を行っていく予定とお聞きしております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。今後とも完全撤去されるまでしっかりと注視していきたいと思えます。執行部のほうもその点よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。次の質問は、職員の待遇改善についてであります。先月のある土曜日に、本市の職員のお母様から、「今日も出勤しています。平日の勤務時間では仕事が終わらなそうなんです。」という話がありまして、たびたび休日出勤をしているということをお聞きしました。この問題については、2年前にも質問を行っております。当時は本市の職員に採用されても心身の病になって出勤できなくなったり、やむなく退職したり、長期にわたって休んでいたりしている職員がいるということで、適正な人員確保と職員に対する待遇改善を求めるものであります。しかし、なかなか改善が見られないのではないかと思つての今回の再質問であります。本市は財政規模、人口規模のほぼ同じ県内にある自治体と比較しますと、かなり職員数が少ないです。元松市長が1期目のとき、当時は安倍内閣でありましたが、政府が地方自治体に対して、月額給与の削減と期末勤勉手当の削減を求めてきたことがありました。当時、私は総務市民常任委員長を務めておりました。委員会では、執行部から提出されたその議案について、月額給与の減額と市長三役と議員の期末勤勉手当の削減については認めましたが、職員の期末勤勉手当の削減については否決しました。その否決した理由は、まず第一に、本市は徹底した行財政改革に取り組み、職員数の削減にも取り組んできた。同規模自治体と比較して80人近くも職員数が少ない。それだけ職員に負担をかけている。行財政改革に頑張ってきた自治体とそうでない自治体と、同じように国からの指示どおりに削減することには納得できないというような理由にて、全会一致で否決しました。本会議も委員長報告のとおり決定しました。翌日の熊日新聞に、このことを批判的に掲載されました。その記事の中に元松市長の談話として、本市が行財政改革に取り組んできたことを議会が認めていただいたというような内容のコメントだったと記憶しております。今年も、3月議会で既に期末勤勉手当の削減が決まっております。行財政改革は独自に推進してきているのに、給与や手当の削減については国の方針に従ってやらなければならない、そういう意味でも本市の職員は不遇ではないかと思うわけでありまして。私は、本市は本当に他の市町村以上に行財政改革に取り組んできたと思えます。ただ、人員削減が職員に対して無理をさせているのではないかと感じております。そのために心を患って出勤できなくなったり、退職するのではないかという思いをいたしております。また、採用試験に合格しても、条件の良い自治体や企業を選んで辞退することもあると聞いております。それは本市にとっても大きな損失であります。また、足りない人員を補うために、非正規の職員を増やさなければなりません。非正規雇用の人たちも扶養控除、配偶者控除を受けられる範囲内で働きたい人は別として、低い所得で生活しなければならない状態であります。私は、公共企業体や国・自治体が生み出すという意味で、官製ワーキングプアだと思っております。熊本地震の

後、全国の自治体から応援に来ていただきました。災害が起きれば、人手が足りなくて手が回らなくなります。また、よそで大災害が起きても、応援職員を派遣しなければなりません。そういう点からも職員数をしっかり確保しておくべきではないかと思います。財政問題も考えなければなりませんから、本市が適正職員数としている269人よりも、もう少し増やしたらどうかと思うわけでございます。そうすることで、職員一人一人の負担を軽減できるのではないかと思います。その点について総務部長にお伺いいたします。

○議長（中口俊宏君） 総務部長，杉本裕治君。

○総務部長（杉本裕治君） 御質問にお答えいたします。

令和2年6月の市議会定例会において、藤井議員に答弁しました内容と重複する部分もございしますが、まず、本市におきましては、効率的かつ効果的な行財政運営と安定した行政サービスの提供を図るため、宇土市定員適正化計画を策定し、本市の状況に合った職員の適正数を定めているところであります。

現在、本年度までを計画期間とする第6次計画におきましては、目標定員を269人と定めているところであり、この目標を達成すべく、職員採用を行っている状況でございます。

そのような中、本年度の新規採用につきましては、合格決定通知後、辞退する者が複数名いたものの、実に3年振りとなる二桁採用として13人を採用し、職員数の大幅な増加を図ったところですが、結果的には、正規職員数は266人と目標定員に3人不足している状況となっております。

議員御指摘のとおり、本市と人口が最も近い県内のある市と比較してみますと、その市の本年度の正規職員数は340人程度となっております、総数での単純な比較にはなりますが、本市が70人程度少ない状況となっております。

近年、全国的に頻発する台風や水害などの大規模な自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症への適切な対応が求められるなど、職員個々の業務量や責務が年々増加し、多様化していることは十分認識しているところでございます。

その一方で、財政面に目を向けてみますと、今後、熊本地震の復旧・復興事業に伴う公債費や扶助費といった義務的経費が大幅に増加することが確実であり、財政構造の弾力化を表す経常収支比率も目標値の94%を恒常的に上回る可能性があるなど、極めて厳しい財政運営を強いられることが予想されております。

なお、参考までに、国が各年度に実施しております地方財政状況調査における本市と、先ほど比較対象としました市の令和2年度の決算状況を比較しますと、経常収支比率が本市は94.8%であるのに対し、比較対象としました市は約97%と極めて高い数値となっております。

さらに、経常収支比率に占める人件費の割合では、本市が21.0%であるのに対し、比

較対象としました市は約25%も占める結果となっており、決して本市も健全な財政状況であるとは言えませんが、比較しました市は、本市以上に財政の硬直化が進み、自由に使えるお金が少ないのではないかと分析できます。

このようなことから、本年度は令和5年度から4年間を計画期間とする第7次宇土市定員適正化計画の策定時期となりますが、その策定に当たっては、人件費の抑制も視野に入れ、行政需要と職員数の二つのバランスが取れた、適正な職員定数を定める必要があると考えております。

本市としましては、厳しい財政状況の中、他の同規模自治体並みの職員数を目指すのは困難な状況であり、職員の増員と引き替えに、住民サービスの質を低下させることは避けなければなりません。

そのため、今後も、住民サービスの質を落とすことのないよう、限られた人員で最大の効果を生み出す組織づくりや人材育成に力を入れるとともに、徹底的な業務改善をはじめ、デジタル技術やデータを活用した全庁的なIT技術の構築、いわゆるDX等を推進するなどし、職員が働きやすい職場環境の充実と負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。御答弁の中にもありましたとおり、財政的な問題もありますけれど、職員が精神的にも肉体的にもある程度ゆとりをもって働けることも必要だと思います。それが、ひいては市民サービスの向上にもつながっていくものと思いますので、その点も含めて、今後対応をお願いしておきたいと思います。

次に、最後の質問に移らせていただきます。保育園、幼稚園の臨時閉園時の対応について、先月、保育園にお子様を預けて働いておられるお母さんと雇用主から相談がありまして、この質問をいたします。新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどによって、急に保育園や幼稚園が閉園しなければならなくなったときに、保護者に対してすぐに迎えに来るよという連絡があるということです。勤めていれば対応できないということでありました。雇用主も急に代わる人がいない、保護者は休めないということでもあります。そのため、そういうときは、保護者が迎えに来られるまでは園で預かっていただきたいということでありました。現在、そのようなときはどう対応しておられるのかお伺いします。幼稚園と保育園とございますけれども、これは保育園のほうの健康福祉部長にお伺いします。よろしくお伺いします。

○議長（中口俊宏君） 健康福祉部長、岡田郁子さん。

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

市内保育所や幼稚園においては、市に園児が新型コロナウイルス感染症に罹患したと報告

があった場合、その他の園児の体調や園の保育状況等を確認し、県が作成しましたチェックリストに基づいて、濃厚接触の可能性のある方の該当者を早急に把握した上で、開所及び開園を続けるか一部又は全体休園とするかなどの判断を行っております。

また、園児が保育所や幼稚園に登園した後に、発熱や嘔吐等、新型コロナウイルスやインフルエンザ等が疑われる症状が現れた場合は、保護者に早急にお迎えをお願いし、医療機関の受診をお勧めしております。

新型コロナウイルス感染症に限らず、その他の感染症でも、感染拡大を防ぐため、保育所や幼稚園などで集団生活をしている場合は、無症状であっても人同士の接触を減らすことが不可欠です。そのため、休園措置を決定した場合には、その期間中は、御家庭での保育に御協力いただくようお願いしております。なお、休園措置の決定当日におきましては、理想的には、仕事と家庭、子育ての両立支援の働き方改革の観点から、保護者の勤務先において、早退できる制度等の普及が求められますが、急な休園措置に対応できない業務に従事されている方もおられますので、その場合は各保育所、幼稚園におきまして、保護者の方がお迎えに来られるまで、責任をもって保育していただいているところです。

今後ともこれまでどおり、新型コロナウイルス感染症等への対応について、保護者の方にも最大限配慮してまいります。

○議長（中口俊宏君） 藤井慶峰君。

○13番（藤井慶峰君） ありがとうございます。園児本人が、発熱や嘔吐など罹患したと推測される場合は、すぐに病院で診察を受けさせる必要がありますので、お迎えに来ていただく必要があると思います。保護者が勤めておられる職場は、多くの職員がいて補うことができる職場だけではありません。特にスーパーとかコンビニなどは最小限の少ない人数でやっておられるので、急に抜けることができないというわけでございます。いずれにしても、各保育園・幼稚園に対して最大限の御配慮をいただくよう、再度要請していただくようお願いしておきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。昼食時間を割いて、続けていただいております。ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第39号から議案第58号）

○議長（中口俊宏君） 日程第2、議案の委員会付託を行います。

まず先に、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

議案第59号、宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任についての人事案件につきま

しては、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除く市長提出議案第39号から議案第58号までの20件につきましては、タブレットに掲載しております令和4年6月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

-----○-----

### 日程第3 常任委員会に付託(請願・陳情)

○議長(中口俊宏君) 日程第3、請願・陳情につきましては、タブレットに掲載の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので御報告をいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、10日総務市民常任委員会、13日経済建設常任委員会、14日文教厚生常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、6月20日月曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時44分散会

## 令和4年6月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

### 総務市民常任委員会

議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第5号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について

議案第40号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第6号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

議案第41号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7号 宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第43号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第8号 宇土市固定資産評価員の選任について

議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第9号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第45号 宇土市条例の読点の表記を改正する条例について

議案第46号 宇土市工場立地法地域準則条例について

議案第47号 宇土市税条例等の一部を改正する条例について

議案第48号 宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第50号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について

議案第53号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

議案第54号 令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第56号 令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

### 経済建設常任委員会

議案第42号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第7-2号 令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第9号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第52号 宇土市道路線の認定について

議案第53号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

議案第57号 令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第58号 令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

### 文教厚生常任委員会

議案第39号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第5号 令和3年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について

議案第44号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

専決第9号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について

議案第49号 宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例について

議案第51号 財産の取得について

議案第53号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について

議案第55号 令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

## 令和4年6月宇土市議会定例会請願・陳情文書表

\*陳情\*

受理 番号	受 理 年月日	陳 情 の 件 名	陳情者の住所・氏名	付 託 委員会
令和 4年 1	R 4 . 5 . 23	シルバー人材センター に対する支援を求める 陳情書	宇土市築籠町183番地 公益社団法人 宇土市シルバー 人材センター 理事長 谷崎 淳一	文教厚生

第 5 号

6 月 2 0 日 (月)

# 令和4年6月宇土市議会定例会会議録 第5号

6月20日（月）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第59号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(討論・採決)
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
(採決)

## 2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願・陳情について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第59号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(討論・採決)
- 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
(採決)

(追加日程)

日程第6 議案第60号 令和4年度宇土市一般会計補正予算(第3号)について  
(質疑・討論・採決)

日程第7 発議第4号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書  
(質疑・討論・採決)

### 3. 出席議員(18人)

1番 佐美三 洋 君	2番 小崎 憲一 君
3番 今中 真之助 君	4番 西田 和徳 君
5番 園田 茂 君	6番 宮原 雄一 君
7番 嶋本 圭人 君	8番 柴田 正樹 君
9番 平江 光輝 君	10番 檜崎 政治 君
11番 野口 修一 君	12番 中口 俊宏 君
13番 藤井 慶峰 君	14番 芥川 幸子 さん
15番 山村 保夫 君	16番 杉本 信一 君
17番 村田 宣雄 君	18番 福田 慧一 君

### 4. 欠席議員(なし)

### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 元松 茂樹 君	副市長 谷崎 淳一 君
教育長 太田 耕幸 君	総務部長 杉本 裕治 君
企画部長 加藤 敬一郎 君	市民環境部長 野口 泰正 君
健康福祉部長 岡田 郁子 さん	経済部長 小山 郁郎 君
建設部長 草野 一人 君	教育部長 山口 裕一 君
会計管理者 野田 恵美 さん	総務課長 光井 正吾 君
危機管理課長 東 顕 君	財政課長 北谷 太示 君
企画課長 宮崎 英児 君	

### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長 江河 一郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長 春木 教明 君
議事係参事 村田 有美 さん	庶務係参事 松本 浩典 君

午前10時50分開議

-----○-----

○議長（中口俊宏君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

**日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告（質疑・討論）**

○議長（中口俊宏君） 日程第1，地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長，宮原雄一君。

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（宮原雄一君） おはようございます。

ただいまから，地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について，中間報告をいたします。

まず，去る4月21日に，本特別委員会の委員ほか正副議長にも参加いただき，笹原トンネルや，現在，工事が行われている箇所現場視察を行い，工事の内容や進捗状況，また，どの辺りに道路が建設されるかなどの説明を受けております。

続きまして，去る6月6日，執行部出席のもと本委員会を開催し，現在までの取組状況について，執行部から説明がありましたので御報告申し上げます。

まず，熊本・宇土道路における令和4年度の国の当初予算は2億円であり，前年度より1億円増額されております。用地進捗率，事業進捗率につきましては，前回の報告から進捗はあっておりません。今年度の事業内容につきましては，工事で，海路口地区取得用地管理工事，城塚地区取得用地管理工事などが計画されており，調査設計では，現在，熊本・宇土道路と宇土道路の区間を一つの業務として，令和4年度宇土道路外水文調査業務が実施され，令和4年度緑川大橋橋梁修正設計業務が入札に伴う公告が行われております。

次に，宇土道路における令和4年度予算については3.5億円であり，前年度当初予算より1.3億1,200万円の増額となっております。用地進捗率につきましては，前年度から7ポイント増加し，約96％，また，事業進捗率につきましても前年度から12ポイント増加し，約41％となっております。事業内容といたしましては，まず令和2年度から引き続き実施されている熊本57号笹原トンネル新設工事は，令和5年1月末までの工期に変更はなく，6月1日時点で223メートル進んでおります。

次に，令和3年度からの繰越事業を御報告申し上げます。

まず，工事では，熊本57号網津地区5号工事用道路3期工事，熊本57号城塚地区改良12期工事の2件が実施されております。そのほか，熊本57号平原地区2号工事用道路外工事など6件の契約締結がなされています。

用地補償では、令和3年度国道57号宇土道路用地関係資料作成業務で契約期間の延長が行われております。また、令和3年度国道57号宇土道路長浜地区外補償説明業務は前回の報告から変更はあっておりません。

次に、今年度の事業内容について御報告申し上げます。

調査設計では、先ほど熊本・宇土道路で御報告した令和4年度宇土道路外水文調査業務が実施されております。

用地補償では、令和4年度宇土道路裁決申請図書作成等業務で入札に伴う公告が行われております。

次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

まず、令和4年度予算については1億円であり、前年度当初予算と同額でございます。

用地進捗率は0%、事業進捗率は約1%となっております。

事業内容といたしましては、まず、前年度から繰り越された事業がございますので御報告申し上げます。

調査設計で、令和3年度熊本天草幹線道路（その3、その4、その5）測量業務につきましては、前年度に引き続き実施されております。また、令和3年度熊本天草幹線道路地質調査（その1、その2）業務の2件で契約締結が行われております。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告申し上げます。

まず、委員から「緑川大橋の修正設計が始まるというがどのようなものか。」との質疑があり、執行部から「数年前に橋梁の設計基準が変わったということで、その基準に合わせるための修正設計と聞いている。」との答弁がありました。

次に、委員から「熊本・宇土道路城塚インターから熊本方面、それから宇土道路の天草方面の事業計画はどうなっているのか。」、また、別の委員から「緑川から海路口の橋梁建設工事の事業計画はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「国土交通省に確認して、報告する。」との答弁がありました。

次に、委員から「城塚インターチェンジ周辺の土地利用計画の進捗状況及び網田インターチェンジ周辺の計画はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「今後の土地利用計画の進捗を見ながら、可能な範囲で説明したい。」との答弁がありました。それに対して委員から、「城塚インターと網田インターの完成後、従来の国道57号は誰も通らない道になってしまう。ランドデザインを作り、対策はきちんととっていただきたい。」との意見がありました。

次に、委員から「城塚で山肌が見えて急傾斜になっているところがある。安全を期して事故がないよう国土交通省に伝えてほしい。」との要望があり、執行部から「安全対策強化をしっかりと伝える。」との答弁がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本・天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

## 日程第2 各常任委員長報告

○議長（中口俊宏君） 日程第2、去る6月9日の本会議におきまして、各常任委員会に付託をいたしました、市長提出議案第39号から議案第58号までの20件並びに請願・陳情につきましては、審査の経過と結果について、それぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任委員長、園田茂君。

○総務市民常任委員長（園田 茂君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月10日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係4議案、予算関係3議案、専決処分の報告及び承認5議案、その他1議案であります。

まず、議案第39号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第5号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では、減債基金経費として4億321万9千円、ふるさと宇土応援基金経費として2千万円を増額するものであります。

次に、議案第40号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第6号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。及び議案第41号、専決処分の報告及び承認を求

めることについて。専決第7号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。これは、関連法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第43号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第8号、宇土市固定資産評価員の選任について。これは、固定資産評価員である税務課長の令和4年4月4日付け人事異動に伴い、後任の評価員を選任するものであります。

次に、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第9号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では、別館管理経費として159万4千円を増額するものであります。

次に、議案第45号、宇土市条例の読点の表記を改正する条例について。これは、国の機関において、公用文の作成に係る表記の原則が見直されたことに伴い、宇土市条例の読点の表記を見直すため、条例を制定するものであります。

次に、議案第46号、宇土市工場立地法地域準則条例について。これは、工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第47号、宇土市税条例等の一部を改正する条例について。及び議案第48号、宇土市税特別措置条例の一部を改正する条例について。これは、関連法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第50号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。これは、熊本県市町村総合事務組合の構成団体の名称変更に伴い、規約を変更するものであります。

次に、議案第53号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

総務費では、社会保障・税番号制度経費として1,383万7千円、交通安全対策事業経費として1,103万9千円を増額するものであります。

衛生費では、二の丸墓園整備事業経費として2,858万5千円を増額し、清掃総務費一般経費として1億2,709万9千円を減額するものであります。

消防費では、新型コロナウイルス感染症対策事業（危機管理課分）として306万2千円、自主防災組織連絡協議会設立支援事業として51万円を増額するものであります。

そのほか、コンビニ収納に要する経費及び新公共交通運行に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

また、必要な財源措置として、地方債の補正を行っております。

次に、議案第54号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は11万円を増額するもので、補正後の総額は44億9,382万2千円であり

ます。これは、国保システム改修及びコンビニ収納導入準備に係る委託料の増額補正となっております。また、コンビニ収納に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第56号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。補正額は5万5千円を増額するもので、補正後の総額は5億9,740万4千円であります。これは、コンビニ収納導入準備に係る委託料の増額補正となっております。また、コンビニ収納に要する経費について、債務負担行為の設定を行っております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第53号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。委員から、「二の丸墓園納骨堂整備事業について、何室整備するのか。また、新たな利用者の公募は行うのか。」との質疑に対し、執行部から「長屋タイプ集合墓の納骨堂96室と合葬墓を新設する。現在納骨堂を利用されている31人と連絡を取っており、新しい納骨堂や合葬墓に移るか、若しくは、現在の納骨堂を継続して利用するかを確認する。新設の納骨堂については、来年4月からの供用開始を予定しており、現在の納骨堂利用者が移って入った後の残りについて利用者の公募を行う予定。」との答弁がありました。それに対して、委員から「昨今は、墓じまいを考えている住民も多く、身寄りの有無にかかわらず、合葬墓の需要も高まっている。公募の際は、そういった人も含めて広く周知を行うべきでは。」との意見がありました。

また、別の委員から「新公共交通の運行について、今後利便性を高めていくためにも、特に現行の三角・宇土間の路線バスとの兼ね合いが大きな課題になっている。再三、本委員会や決算審査特別委員会でも提案しているように、路線バスの代替手段の検討について、関連する地域公共交通会議や宇城市と議論を深め、将来的な話ではなく、喫緊の課題であることを認識して業務に当たってもらいたい。」との意見がありました。

次に、議案第54号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。委員から、「国民健康保険税等の税の収納が、令和5年度からコンビニでも可能になるとのことだが、コンビニ収納を開始する理由は。また、1件当たりの市が負担する手数料の額は。」との質疑があり、執行部から「コンビニ収納であれば、24時間いつでも納付が可能になるため、市民の利便性の向上を考え導入を決めた。1件当たりに係る手数料は110円程度が見込まれる。」との答弁がありました。これに対して、委員から「これまで、市は、口座引き落としでの納付を推奨してきており、手数料の面でみても口座引き落としが最もコストが掛からない。現在、口座引き落としで納付している納税者の割合は。」との質疑があり、執行部から「全体の7割である。」との答弁がありました。それに対して、委員から「補完的にコンビニ収納を導入することは理解できるが、手数料の負担も大きいので、今後

も口座引き落としにする納税者を少しでも増やすために市として推進してもらいたい。」との意見がありました。

次に、議案以外で小型動力ポンプ付積載車の更新について、委員から「今後の計画はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「来年度は3台購入を予定している。購入から20年が経過したものから更新している。」との答弁がありました。それに対して、委員から「有事の際に故障等で使用できないということがないように、早めの整備，更新をお願いします。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第41号、54号、56号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 総務市民常任委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長，西田和徳君。

○経済建設常任委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案について、去る6月13日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、専決処分の報告及び承認2議案、その他1議案であります。

まず、議案第42号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第7-2号、令和3年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について。補正額は、収益的支出573万3千円を増額するもので、補正後の総額は10億348万3千円であります。これは、消費税及び地方消費税の増額補正となっております。

次に、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第9号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、ONE PIECE熊本復興プロジェクト事業（住吉海岸公園整備）として1,107万3千円を増額するものであります。

次に、商工費では、ONE PIECE熊本復興プロジェクト事業（ジンベエ像除幕式ほか）680万円を増額するものであります。

次に、議案第52号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要

があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、農業水路等長寿命化・防災減災事業として4,350万円、単独一般農道整備事業経費として3,200万円を増額するものであります。

次に、商工費では、中心市街地活性化事業経費として75万円、干潟景勝地展望広場整備事業として96万円を増額するものであります。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）として1億3,810万円、緊急自然災害防止対策事業（河川）として1億2,250万円を増額するものであります。

また、社会資本整備総合交付金事業（公営住宅ストック総合改善事業分）については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第57号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。補正額は、収益的支出22万円を増額するもので、補正後の総額は6億6,590万6千円であります。これは、コンビニ収納導入準備に係る委託料の増額補正を行うもので、併せてコンビニ収納に要する経費について債務負担行為の設定を行っております。

また、資本的支出の補正額は334万4千円を増額するもので、補正後の総額は2億3,831万1千円であります。これは、配水管改良工事設計業務委託料の増額補正であります。

次に、議案第58号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。補正額は、収益的支出800万円を増額するもので、補正後の総額は10億316万8千円であります。これは、予備費の増額補正であります。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第9号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。委員から「ジンベエ像を設置する費用や設置場所の決定経緯についてはどのようになっているのか。」との質疑があり、執行部から「熊本復興プロジェクト事業は県事業であり、銅像の設置については銅像やその基礎部分等については県の負担となる。その他の設置場所の周辺整備や除幕式に関しては、本市で行うことになる。また、設置場所の決定については、12市町がそれぞれ候補地をアピールする形で進められた。結果として、海につながる長部田海床路を有する住吉海岸公園が設置場所として決定された。」との答弁がありました。それに対して、委員から「今回関連する整備も含めて相当な予算が計上されている。せっかく投資するのだから一過性のものでなく、継続して経済効果をもたらす仕組みが必要ではないか。」との質疑があり、執行部から「今

後の検討課題として、他の設置市町村や民間の知恵、方法を参考に、市内観光・経済の振興を含む地域の発展につなげていかなければならないと考えている。」との答弁がありました。また、別の委員から「長部田海床路は、現在も観光客でにぎわっているため、設置後も漁業者、観光客双方の通行において安全確保を図るとともに、直売所に関しても漁業者の迷惑にならないように取り組んでほしい。」との意見がありました。

次に、議案第53号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。委員から「ため池の浚渫工事や補強工事の進捗状況は。」との質疑があり、執行部から「今年度、地元から要望があった4か所について優先的に測量設計及び浚渫を行う予定にしている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「ハザードマップを活用し、地元からの要望だけでなく、市でも主体的に行うことが水害防止につながるのではないか。」との質疑があり、執行部から「災害が起きないように、主体的な取組を検討したい。」との答弁がありました。

次に、議案第57号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算（第1号）について。委員から「本町1丁目の配水管改良工事はどの辺りになるのか。」との質疑があり、執行部から「本町1丁目桑田商店付近の県道川尻宇土線に埋設されている配水管約100メートルを計画している。」との答弁がありました。それに関連して、委員から「水道管が露出して布設してある箇所、水道管を保護する保温チューブの劣化が見られる。早急に調査し、対策を講じてほしい。」との意見がありました。

次に、議案以外で、地蔵まつりの縮小開催について、執行部から説明がありました。これに関連して、委員から「花火の際の交通規制はどうなっているのか。」との質疑があり、執行部から「無観客で行うため、基本的に交通規制は行わないが、花火の打ち上げに必要な箇所のみ交通規制を行い、関係する地元の説明する予定である。」との答弁がありました。それに関連して、別の委員から「一部を除き、交通規制はしないということだが、花火があるというだけで人は集まってくるはず。その対策はどうするのか。」との質疑があり、執行部から「人が集まると予測できる場所に関しては、警備員を配置し、混雑しないように対応する予定である。」との答弁がありました。

次に、地籍調査誤り修正の進捗について、執行部から説明がありましたので報告します。

「今年度においては、昨年度に現地調査を実施した調査区（平成21年度分（2字）・平成25年度分（11字））の閲覧を実施する計画である。現在、閲覧後の誤り修正に必要な作業を行うため、委託業者との契約準備を行っている。6月9日から28日まで閲覧を実施し、その後9月末までに国・県への認証請求を行い、今年中に法務局への登記申請を目指している。」との報告がありました。

以上が、論議されました主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案につい

ては、全会一致で、原案のとおり承認及び可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、野口修一君。

○文教厚生常任委員長（野口修一君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る6月14日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係1議案、予算関係2議案、専決処分の報告及び承認2議案、その他1議案の合計6議案と陳情1件であります。

まず、議案第39号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第5号、令和3年度宇土市一般会計補正予算（第17号）について。当委員会所管のものを申し上げます。

令和2年7月豪雨災害に伴う史跡宇土城跡災害復旧工事の追加工事に必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第44号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第9号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第1号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）として4,382万2千円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）として2,711万4千円を増額するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）として6,360万8千円、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業（追加接種分）として8,752万6千円を増額するものであります。

次に、議案第49号、宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例について。これは、宇土市芝光苑を民間譲渡するに当たり、譲渡先法人の候補者の審査及び選定を行うための機関を設けるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第51号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。当委員会

所管の主なものを申し上げます。

民生費では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業として2,007万7千円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業として1億8,849万6千円を増額するものであります。

衛生費では、高齢者予防接種事業として1,738万3千円、保健センター施設改修事業として4,653万円を増額するものであります。

教育費では、学校ICT環境整備事業（新型コロナウイルス対策分）として902万円、社会教育総務費一般経費として1,450万円を増額するものであります。

また、社会体育施設指定管理業務委託に要する経費については、債務負担行為の設定を行っております。

そのほか、必要な財源措置として、地方債の補正を行っております。

次に、議案第55号、令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。補正額は5万5千円を増額するもので、補正後の総額は38億5,468万1千円であります。これは、コンビニ収納導入準備に係る委託料の増額補正を行うもので、併せてコンビニ収納に要する経費について債務負担行為の設定を行っております。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告します。

まず、議案第49号、宇土市芝光苑民間譲渡先選定委員会設置条例について。委員から「無償で譲渡するのか。また、こういったところを対象にいつ募集を行うのか。」との質疑があり、執行部から「有償での譲渡になる。対象は、宇土市内の医療法人、社会福祉法人及び高齢者の入居施設の運営実績がある法人であり、6月末から募集を開始する予定である。」との答弁がありました。また、委員から「譲渡後、入居者が負担する利用料はどうか。」との質疑があり、執行部から「国の基準があるので利用料は変わらない。」と答弁がありました。これに対して、委員から「譲渡する意味があるのか。」との質疑があり、執行部から「施設は、老朽化しており雨漏りなどの修理のため、近年は多額の修繕費用がかかるようになっている。また、一般に養護老人ホームの個室化が進んでいる中、芝光苑は2人部屋となっている。市が建て替えを行うことになれば、費用は一般財源で市の負担となるが、民間であれば、建て替える際に融資や補助を受けることができる。」との答弁がありました。

次に、議案第51号、財産の取得について。及び議案第53号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第2号）について。まず、小中学校への電子黒板及び学習支援ソフトの導入について、委員から「国がICTに動けばこんなに早く変わるのかと驚いている。65型の電子黒板ということだが、もっと大きいものを導入するのかと思っていた。」との質疑があり、執行部から「画面に映すものは大きくも小さくもでき、子どもたちは手元にあるタブレット

で同じ画面を見ることもできる。また、一度授業で作ったものを保存できるので、別のクラスで利用ができ、黒板に書く時間や教材を事前に準備する時間が短縮できる。学習支援ソフトには、教材や小テストも入っているので即時に出すことができる。」との答弁がありました。

次に、HPVワクチンキャッチアップ事業について、委員から「周知はどのように行うのか。」という質疑があり、執行部から「勸奨していなかった期間の対象者を抽出し、個人通知を行う。」との答弁がありました。これに対して、委員から「広報でもっと取り上げるなど、接種率が上がるよう周知をしてほしい。」との意見がありました。

また、議案以外で、学校給食について、委員から「子どもたちには、農薬や添加物が少ない安全性の高いものを食べさせないといけないと思う。」との意見があり、また、別の委員からは「たくさん農薬を使ったものを食べていても本物の味は分からない。小さいときに味を覚えていくので、おいしい本物を食べさせるためにお金をかけて食育をしていくべきではないか。そうすることで、農家や地域も変わってくると思う。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり承認及び可決いたしました。

次に、請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。

令和4年陳情第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書」については、全会一致で採択いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中口俊宏君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

ここで、議事の都合によりまして、暫時休憩いたします。5分ほど休憩をいたしますので、よろしくお願いいたします。議場の換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

-----○-----

午前11時34分休憩

午前11時41分再開

-----○-----

○議長（中口俊宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君。

○18番（福田慧一君） 議案第41号、専決第7号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

この改正は、国保税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援分に係る限度額を19万円から20万円に引き上げるものであります。国保加入者は、年金生活や所得の少ない非正規で働く労働者などの加入が多く、200万円以下の所得世帯が8割以上を占めております。中小企業の労働者が加入している協会けんぽより保険税は2倍程度高くなっております。そのため、全国知事会では、国の財政支援を増やし、平等割や均等割をなくし、協会けんぽ並みの保険料にすべきと提言、国に要望しております。限度額の引上げではなく、国からの財政支援を増やし、協会けんぽ並みの保険税にすべきとの立場から反対をいたします。

○議長（中口俊宏君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第39号から議案第40号までの2件につきまして一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。各委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第40号までの2件につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

議案第41号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。専決第7号、宇土市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり承認であります。総務市民常任委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（中口俊宏君） 賛成議員多数です。

よって、議案第41号につきましては、原案のとおり承認されました。

次に、お諮りいたします。

議案第42号から議案第52号までの11件について一括して採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり承認及び可決であります。各委員長報告のとおり承認及び可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第52号までの11件につきましては、原案のとおり承認及び可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第53号、令和4年度宇土市一般会計補正予算(第2号)について採決をいたします。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第54号、令和4年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について採決をいたします。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第54号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第55号、令和4年度宇土市介護保険特別会計補正予算(第1号)について採決をいたします。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第55号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第56号、令和4年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について採決をいたします。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第56号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第57号、令和4年度宇土市水道事業会計補正予算(第1号)について採決をいたします。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

○議長(中口俊宏君) 賛成議員多数です。

よって、議案第57号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第58号、令和4年度宇土市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について採決をいたします。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号につきましては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 請願・陳情について

○議長(中口俊宏君) 日程第3、請願・陳情についてを議題といたします。

まず、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。令和4年陳情第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める陳

情書につきましては、文教厚生常任委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、令和4年陳情第1号につきましては、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第59号 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長(中口俊宏君) 日程第4, 議案第59号, 宇土市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第59号につきましては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号につきましては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(中口俊宏君) 日程第5, 委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題といたします。

各常任委員長, 議会運営委員長から, 現在, 委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第111条の規定により, 配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長, 議会運営委員長から申出のとおり, 閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長, 議会運営委員長からの申出のとおり, 閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程についてお諮りをいたします。

本日、市長より議案第60号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について、及び議員提出の発議第4号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 議案第60号 令和4年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（中口俊宏君） 日程第6、議案第60号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 追加提出しております案件について、御説明を申し上げます。

議案第60号、令和4年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について。補正額は2億2,877万1千円を増額するもので、補正後の総額は204億5,378万7千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、県支出金及び繰越金の計上並びに財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、民生費では、熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金事業及び子育て世帯生活応援特別給付金給付事業（市独自）の計上を行っております。

商工費では、新型コロナウイルス対策家計応援商品券事業の計上を行っております。

どうか、十分に御審議の上、適切な決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中口俊宏君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第60号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議する

ことに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第60号につきまして、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中口俊宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第7 発議第4号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

○議長(中口俊宏君) 日程第7、発議第4号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書を議題といたします。まず、議案を事務局長が朗読いたします。

事務局長、江河一郎君。

○事務局長(江河一郎君) 発議第4号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年6月20日提出。

提出者、宇土市議会議員、樫崎政治、野口修一、杉本信一、藤井慶峰、平江光輝、宮原雄一。

宇土市議会議長 中口俊宏様。

以下、意見書につきましては、配布の議案書を御覧願います。

以上でございます。

○議長(中口俊宏君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、発議第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第4号につきましては、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第4号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中口俊宏君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和4年6月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時58分閉会

○議長（中口俊宏君） 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る6月3日に招集されました今定例会は、議員の皆様並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりました。このことを厚く御礼申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君。

○市長（元松茂樹君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会には、補正予算案をはじめ、多数の重要案件を御提案しましたところ、慎重な御審議により、全て原案どおりに御決定をいただき、御礼を申し上げます。

会期中に議員の皆様からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

はじめに、今定例会の開会日に御報告をさせていただきました、地域コミュニティ施設等再建支援事業に係る住民監査請求に関連しまして、今後の対応について御報告申し上げます。

今回の請求に基づく監査委員の審査結果は、却下でございました。しかし、これは、住民監査請求を行う際の要件である請求期間を満たしていなかったことに伴う結果でございまして、公金支出の不当性について審査された結果ではございません。そこで、私自身、市政を預かる者として、今回の公金支出について、議員の皆様をはじめ、市民の皆様に御納得いただけるよう、しっかりと説明責任を果たすべきであると考えております。そこで、要綱の見直し等を含めまして、今後の対応について早急に検討し、その結果を後日改めて御報告させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、文化財関連について御報告させていただきます。

本市の指定史跡であります轟貝塚に関するものでございますが、今月17日に開催されました国の文化審議会において、遺跡としての価値が高く評価され、念願でありました国指定史跡の答申がなされました。

今後は、本年10月頃の官報告示をもって正式に国指定史跡となる予定でございます。指定後は、保存活用計画を策定し、轟貝塚の恒久的保存と活用に向けた取組を具体的に進めてまいりたいと考えております。

今回の答申に当たりまして、これまで長期にわたり地元の皆様や大学等の有識者の方々、文化庁、県教育委員会文化課ほか関係各位から多大なる御支援、御協力を賜りましたことに対しまして、この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。

次に、スポーツ関連で、大変うれしいニュースがございましたので御紹介させていただきます。

まず、相撲関連でございます。

鶴城中出身で、昨年、日本大学4年生で学生横綱に輝いた川副圭太さんが、今月9日に、大相撲入りを表明しました。川副さんは、小柄な体格ながら、パワーとスピードを武器にした相撲で、文徳高校時代には国体優勝、大学時代は四つのタイトルを獲得するなど、すばらしい成績を残しております。今後は、元横綱白鵬の間垣親方の内弟子として宮城野部屋に入門する意向であり、9月の秋場所で、幕下15枚目格付け出しでの初土俵を踏む予定と聞いております。

角界の大先輩である正代関と共に郷土の誇れる力士として、持ち味を生かした相撲で、力を発揮してくれることを期待しております。

続きまして、こちらも同じく鶴城中出身で、高校、大学も川副さんの後輩に当たります日本大学3年生の草野直哉さんが、今月11日から12日にかけて行われました第101回東日本学生相撲選手権大会で、見事初優勝を果たしました。川副さんの宮城野部屋入門が刺激となり、今後ますます飛躍してくれることを期待しております。

さらに、これらの有望な選手を輩出した鶴城中は、今月11日に開催されました第49回

熊本県中学生相撲選手権大会におきましても、団体戦で見事9連覇の快挙を成し遂げました。個人戦では、鶴城中の倉岡優太さん、伊藤博英さんが、上位1位、2位を独占するなど、すばらしい成績を収めております。来月24日には、大阪で全国都道府県中学生相撲選手権大会が開催されます。熊本県代表として、大いに活躍してくれるよう応援しております。

また、相撲にとどまらず、今月開催されました第51回熊本県中学生ハンドボール選手権大会では、男女とも鶴城中が優勝したほか、熊本県中学生ソフトテニス選手権大会（個人戦）では、鶴城中の中野天希人さん、浦大智さんペアが優勝し、さらには、第17回RKK旗選抜少年軟式野球大会、第50回熊本県中学生バスケットボール優勝大会におきましても、鶴城中が優勝を勝ち取っております。

このように、幅広い年齢で多くの選手が、様々な種目で活躍する姿を大変うれしく感じたところでございます。

さて、今月11日に本市を含む九州北部地方が梅雨入りをいたしました。福岡管区气象台によりますと、平年より7日遅く、昨年より1か月遅い梅雨入りとなりました。

近年の梅雨前線の影響による大雨をはじめ、局地的な集中豪雨は、人命にも関わる極めて大きな脅威となっております。これから秋にかけて、集中豪雨のほか台風による被害も危惧されるところでございます。自然の猛威を避けることはできませんが、備えることにより被害を最小限にとどめることは可能です。

本市におきましては、厳重な警戒・監視のもと、市民の皆様がいち早く避難情報を含めた防災情報を確実に伝達できるよう、引き続き、体制強化に努めてまいりますので、市民の皆様におかれましても、一人一人が災害に対する自主的な備えを行っていただきますようお願いいたします。

結びに、これから暑さが厳しい季節になります。議員の皆様におかれましては、体調管理に十分留意され、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中口俊宏君） これをもちまして終了いたします。ありがとうございました。

-----○-----

午後0時07分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 中 口 俊 宏

宇土市議会議員 小 崎 憲 一

宇土市議会議員 村 田 宣 雄